

平成 29 年度福祉用具臨床的評価事業
事業報告書

平成 30 年 3 月

厚生労働省

はじめに

本報告書は、厚生労働省が公益財団法人テクノエイド協会に委託して実施した「福祉用具臨床的評価事業」の平成 29 年度の成果を取りまとめたものである。

介護保険における福祉用具の利用が促進されている中、製品の欠陥、誤使用による事故の発生に留意する必要がある。

福祉用具の事故については、平成 19 年 5 月より消費生活用製品安全法の一部が改正され、重大事故が発生した場合には開発メーカーに対して報告及び公表の義務が課されたところである。

一方、経済産業省では安全性の確保の観点から、平成 20 年 5 月より福祉用具に「目的付記型 JIS マーク制度」が導入され、JIS 規格の制定及び試験機関の整備等がなされている。

本事業は、高齢者の身体状況や置かれている状況等について、豊富な知見を有する専門職による、実際の利用者や使用場面を想定した臨床的（使い勝手や利便性等）評価により、使用場面での安全面に配慮した福祉用具を高齢者介護の現場に情報提供することで、良質かつ安全な福祉用具の利用を促進するための取り組みである。

平成 29 年度は、従来からの QAP 認証とともに、体位変換用具（スライディングシート）と据置形手すりの評価項目を作成した。また、福祉用具安全推進員研修会を開催し、福祉用具の事故やヒヤリハット情報の収集のためのキーパーソンを養成した。さらに、福祉用具ヒヤリハット情報を周知・啓発させるため「福祉用具を安全に利用するためのハンドブック」を作成した。

本事業を推進するうえでは、公益財団法人テクノエイド協会内に福祉用具臨床的評価認証委員会（委員長：NPO 法人支援技術開発機構 山内 繁 理事長）を設置し、多くの有識者や関係者にご指導、ご助言をいただいたところである。

本報告書が、福祉用具の安全な利用を推進するための一助になれば幸いである。

平成 30 年 3 月

厚生労働省

目 次

第1部 本編

1. 事業概要

1-1. 事業目的	1
1-2. 事業内容	1
(1) 福祉用具臨床的評価	1
1) 認証委員会、基準部会の設置	1
2) 福祉用具臨床的評価の実施	1
(2) 福祉用具ヒヤリハット等検証	2
1) 委員会の設置	2
2) 福祉用具安全推進員研修会の開催	2
3) 福祉用具ヒヤリハット等事例収集及び提供	2
4) 福祉用具を安全に利用するためのハンドブック作成	2
1-3. 事業実施体制	3
1-4. 事業実施経過	4

2. 事業結果

2-1. 福祉用具臨床的評価	6
(1) 臨床評価機関	6
(2) 評価実績	7
(3) 新規の評価対象種目	10
2-2. 福祉用具ヒヤリハット等検証	17
(1) 福祉用具安全推進員研修会の開催	17
(2) 福祉用具ヒヤリハット等事例収集及び提供	22
(3) 福祉用具を安全に利用するためのハンドブック作成	26

3. 事業総括

30

第2部 資料編

福祉用具臨床的評価事業に関する規程	31
評価対象及び評価項目	65
QAP 認証製品一覧	133

第 1 部 本編

1. 事業概要

1-1. 事業目的

福祉用具については、安全性の確保の観点から、消費者庁において死亡等の重大事故の公表、経済産業省において JIS マーク制度の運用等の取り組みが行われているが、一方で利用者の状態像に合ったものが提供されるよう、福祉用具の使用に際しての安全性や操作性に影響する使い勝手等の確保を推進することがより必要である。

そのため、製品の安全性を確保する取り組みと相まって、福祉用具の使用にあたっての安全性・利便性等を確保できるよう、利用者が使用する場面（臨床）での客観的指標に基づく福祉用具の使い勝手等に関する評価・認証や福祉用具ヒヤリハット等の事例分析を実施する。

さらに事業により得られた結果を公表し、広く国民に周知及び情報提供等を行うことにより、福祉用具を使用する本人、家族及び支援者に安全で効果的な福祉用具が提供される環境整備を推進することを目的とする。

1-2. 事業内容

(1) 福祉用具臨床的評価

介護保険の給付対象となる福祉用具のうち目的付記型の JIS 認証を受けている種目について検討し、新たに「体位変換用具（スライディングシート）」と「据置形手すり」の評価項目を作成した。

臨床評価機関については、申請者の経費負担を軽減できるよう検討した。

加えて、福祉用具臨床的評価事業と並行して福祉用具の適切な利用を促進するための事業を展開し、本事業をより一層普及するための方策について検討した。

1) 認証委員会、基準部会の設置

本事業を円滑に実施するために下記の組織を設置した。

①認証委員会

本事業の実施に係わる重要事項を審議するため、福祉用具の有識者及び関係関連団体等からなる認証委員会を設置した。

②基準部会

臨床的評価の評価基準の原案を作成するため、福祉用具の専門家及び作業療法士、理学療法士、介護福祉士等からなる基準部会を設置した。

2) 福祉用具臨床的評価の実施

福祉用具臨床的評価の実施にあたっては、公益財団法人テクノエイド協会に「認証センター」を設置し、「介護保険において、保険給付の対象となる種目の福祉用具であって、製品の工学的安全性を担保するため JIS 認証又は SG 認証を受けた福祉用具」を対象に、臨床的評価事業業務マニュアル、種目ごとの評価対象及び評価項目に沿って、エンジニア、作業療法士または理学療法士、福祉用具相談担当者及び利用者からなる評価チームにおいて合議により評価をすることとした。

なお、臨床評価機関については、複数の認証機関経験者を構成員とした新たな

臨床評価機関を設け、一斉に評価することにより申請者の経費負担を減らすこととした。

(2) 福祉用具ヒヤリハット等検証

1) 委員会の設置

福祉用具ヒヤリハット等の事例を収集し、想定される要因の分析を行い、イラストを活用してわかりやすく解説したものを提供するため、福祉用具有識者及び作業療法士、理学療法士等からなる委員会を設置した。

2) 福祉用具安全推進員研修会の開催

福祉用具の事故やヒヤリハット情報収集のためのキーパーソンの養成と、福祉用具の安全かつ適正な利用を推進するため、福祉用具プランナー、福祉用具相談担当者、介護支援専門員、福祉用具貸与事業者、施設介護職員、病院等のセラピスト等を対象に、福祉用具使用のリスク回避並びに福祉用具の安全性への認識を高めることを目的に研修会を開催した。

なお、本研修受講修了者は福祉用具事故・ヒヤリハット情報収集のための協力者として有効に活用していくこととする。

3) 福祉用具ヒヤリハット等事例収集及び提供

福祉用具の事故やヒヤリハット情報等に関する取り組みについて、重大事故については、消費生活用製品安全法に基づき、重大製品事故情報として消費者庁から公表されており、また、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が事故分析を行い、事故の原因が「製品に起因する場合」には、当該メーカーや業界団体へ対策を求めるとともに、製品の品質や性能、安全性を高めるための試験方法を定めた JIS 規格の見直し等に反映させているところであるが、これまでの事故報告を見ると、利用者による誤使用や不注意、さらには利用者と用具や使用環境の不適合から生じた事故等が多数を占めている。

このような「製品に起因しない事故」や「ヒヤリハット情報」等を収集し、想定される要因の分析を行い、イラストを活用してわかりやすく解説することにより福祉用具事故等の未然防止に資することを目的として、協会ホームページから情報提供した。

4) 福祉用具を安全に利用するためのハンドブック作成

福祉用具ヒヤリハット情報を周知・啓発させるため、ハンドブックを作成し、関係機関へ配布した。

1-3. 事業実施体制

本事業では有識者等から構成する認証委員会と、福祉用具の専門家等からなる基準部会及び福祉用具ヒヤリハット検証委員会を設置した。

表 1-1 認証委員会名簿【○：委員長】 敬称略・五十音順

氏名	所属
柴橋 和弘	一般社団法人日本福祉用具供給協会 理事
清水 壮一	一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会 専務理事
諏訪 基	国立障害者リハビリテーションセンター研修所 顧問
田中 理	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
○ 山内 繁	NPO 法人支援技術開発機構 理事長
山本 一志	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局長
吉井 智晴	東京医療学院大学 理学療法学専攻 准教授

表 1-2 基準部会名簿【○：委員長】 敬称略・五十音順

氏名	所属
伊丹 洋子	株式会社スリーディメンション 取締役
伊藤 勝規	NPO 法人とちぎノーマライゼーション研究会 理事長
堀家 京子	公益財団法人武蔵野市福祉公社 作業療法士
○ 山内 繁	NPO 法人支援技術開発機構 理事長
吉井 智晴	東京医療学院大学 理学療法学専攻 准教授

表 1-3 福祉用具ヒヤリハット等検証委員会名簿【○：委員長】 敬称略・五十音順

氏名	所属
○ 伊藤 勝規	NPO 法人とちぎノーマライゼーション研究会 理事長
吉良 健司	在宅りはびり研究所 代表 理学療法士
堤 道成	有限会社サテライト 代表取締役
堀家 京子	公益財団法人武蔵野市福祉公社 作業療法士

1-4. 事業実施経過

(1) 全体経過

表 1-4 事業実施経過

	5月 ～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①委員会の開催 ・ 認証委員会 ・ 基準部会 ・ ヒヤリハット検証委員会	事業計画の企画・検討	●	●	○WG ●	○WG	●	● ● ●	
②評価申請の受付、評価、認証			→					
③福祉用具の適切な利用の促進 ・ 安全推進員研修会 ・ ヒヤリハット事例追加 ・ 安全利用ハンドブック			●2回	→				
④普及・啓発			→					

(2) 委員会等の開催状況

1) 認証委員会

①第1回委員会（平成29年10月19日）

- ・ 平成28年度福祉用具臨床的評価事業報告について
- ・ 平成29年度福祉用具臨床的評価事業計画について
- ・ 新規作成の評価対象種目について
- ・ 臨床評価機関について
- ・ 受審に向けて普及・啓発の強化について
- ・ その他

②第2回委員会（平成30年3月26日）

- ・平成29年度福祉用具臨床的評価事業実施経過について
- ・新規作成の評価対象及び評価項目について
- ・福祉用具ヒヤリハット等事例収集について
- ・福祉用具を安全に利用するためのハンドブック作成について
- ・その他

2) 基準部会

①第1回委員会（平成29年11月14日）

②第1回ワーキンググループ（平成29年12月8日）

③第2回ワーキンググループ（平成30年1月15日）

④第2回委員会（平成30年3月1日）

- ・新規作成の種目や評価項目等を検討
- ・その他

3) 福祉用具ヒヤリハット等検証委員会

①第1回委員会（平成29年12月21日）

②第2回委員会（平成30年2月17日）

③第3回委員会（平成30年3月9日）

- ・福祉用具ヒヤリハット等検証事業の概要について
- ・新規収集事例について
- ・福祉用具を安全に利用するためのハンドブックについて
- ・その他

2. 事業結果

2-1. 福祉用具臨床的評価

(1) 臨床評価機関

平成 28 年度は全国より臨床評価機関を公募し、以下の 5 機関を登録した。

平成 28 年度臨床評価機関

評価機関名称
①栃木：株式会社福祉用具総合評価センター
②東京：公益財団法人東京都福祉保健財団
③横浜：横浜市総合リハビリテーションセンター
④川崎：川崎市れいんぼう川崎
⑤神戸：一般社団法人日本福祉用具評価センター

※登録要件

①福祉用具臨床的評価事業業務方法書（認証業務マニュアル）及び福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程を備えていること。

②次に掲げることを遵守すること。

イ) 評価チームを編成し、評価を行う。

ロ) 評価チームには、申請者と利害関係のある要員を含んではならない。

ハ) 評価チームは、評価責任者を含む 4～5 名程度により編成し、以下の有資格者を含まなければならない。ただし、評価責任者は有資格者を兼任することができる。

●エンジニア：工学的側面を理解し、ユーザビリティ評価できる者

●PT 又は OT：運動機能や生活機能の観点から評価できる者

●相談担当者：在宅における適合経験がある者（3 年以上）

●エキスパートユーザー：障害当事者（あらゆる障害に精通した者が望ましい）

ニ) 判定は、評価項目ごとに実施し、評価チームの合議制による。

※平成 29 年度は、製品ごとに臨床評価機関を選定するのではなく、複数の認証機関経験者を構成員とした新たな臨床評価機関を設け、一斉に評価することにより、申請者の経費負担を軽減することとした。

(2) 評価実績

平成 28 年度末認証件数 128 件 → 平成 29 年度末認証件数 122 件

【内訳】

車いす	16 件	浴槽内いす	18 件
特殊寝台	66 件	ポータブルトイレ	6 件
車いす用可搬形スロープ	12 件	歩行器・歩行車	2 件
入浴台	2 件	合 計	122 件

※平成 27 年 12 月に在宅用電動介護用ベッド JIS 改正【JIS T9254:2015】

JIS の更新をしなかったことにより下記 6 件を認証製品から削除

QAP コード	企業名	製品名	件数
120022～120027	(株)プラッツ	ミオレット・フォーユー	6 件

※事業内容やQAPマーク等の普及・啓発の強化として啓発用チラシを作成し、各関係団体等に配付した。

表面



The graphic features a light beige background. At the top, the text "QAPマークをご存知ですか?" is written in a blue, stylized font, curving across the upper portion. Below this is the QAP logo, which consists of a blue stylized human figure with a blue sphere for a head, a green curved shape, and a grey ring, with the letters "QAP" in the center. Below the logo, the text "The Association for Technical Aids" is written in a black, sans-serif font. At the bottom, the text "QAPは福祉用具の安心・安全マークです。" is written in a blue, sans-serif font, underlined. In the bottom left corner, there is a small logo for ATA (The Association for Technical Aids) with the text "公益財団法人テクノエイド協会" and "The Association for Technical Aids(ATA)" next to it.

QAPマークをご存知ですか?

The Association for
Technical Aids

QAPは福祉用具の安心・安全マークです。

 公益財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids(ATA)



福祉用具を安心して安全に使ってほしい。
そんな想いを**QAPマーク**に込めました。

QAPマークって何？

人々が安全・安心に福祉用具を利用できるよう、利用者の立場で使い勝手や安全性を評価認証したマークです。

どうして安心・安全なの？

福祉用具の専門家と利用者が、利用者の状態や使用場面を再現して評価し、基準を満たしたものを認証していることでトラブルのリスクが軽減されています。

誰が評価しているの？

工学的側面を理解しユーザビリティ評価ができるエンジニア、理学療法士または作業療法士、在宅における適合経験豊富な相談担当者、利用者等が参加したチームが評価します。



どんな評価をしているの？

例えば、介護用ベッドではベッドの高さを下げた際に床との間に足を挟まないか、シャワーチェアではタオルや衣類の挟み込みが無いかなど、種目ごとに約30項目を実際の製品を使って評価します。



対象商品は？

ベッド、車いす、ポータブルトイレ、入浴用いす、スロープ、歩行器などの福祉用具です。

JISマークとの違いは？

JISマークは工学的な安全性を認証しています。QAPマークはJIS認証製品をさらに臨床的評価で安全性を認証したマークです。

(3) 新規の評価対象種目

体位変換用具（スライディングシート）

評価指針
<ul style="list-style-type: none"> この評価での介護者は、十分な実技講習を受け、取り扱いを習熟した人とする。 手入れの状態や使用年数を重ねることにより、作業しづらくなる場合が想定されるが、ここでは新品を用いる。 ベッドのマットレスは、床ずれ防止用具に分類される静止型マットレスとし、シーツを掛け、枕を利用して評価する。 想定する利用者：寝返りが不可能な人

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本操作					
1 敷き込みが簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、敷き込みが簡単に出来るか確認する。</p> <p>※シートの特長として方向性や表裏の有無があることに留意して評価する。特性については、取扱説明書などの記載に準じる。記載がない場合には、メーカー等に確認して評価する。</p> <p>※身長160cm程度、体重50～70kgのモデルを使って操作の確認をする。</p> <p>※シートの大きさの違いに合わせた介助方法で確認する。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：作業できるが簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、取扱説明書などの記載事項通りに使用して、容易に操作できることを示す。</p> <p>※動く方向の説明も含め、取扱説明書の記載事項に不備がある場合には、「取扱説明書」の項で指摘すること。（以下同様）</p>		
2 移動が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、移動することが容易に行えるか実際に作業を行って確認する。</p> <p>※移動の方法については、取扱説明書などの手順による。記載がない場合には、メーカー等に確認して評価する。</p> <p>※シートの大きさの違いに合わせた介助方法で確認する。</p> <p>※身長160cm程度、体重50～70kgのモデルを使って、操作の確認をする。</p> <p>※移動の際に使用する取っ手等が備わる製品については、取っ手の位置や握りやすさ等も評価する。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：作業できるが簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>			
3 体位変換が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、体位変換が簡単に出来るか確認する。</p> <p>※体位変換の方法については、取扱説明書などの手順による。</p> <p>※移動のみを目的とする製品については評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：作業できるが簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>			
4 取り外しが簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、取り外しが簡単に出来るか確認する。</p> <p>※シートによって、引き抜くものや側臥位等によって取り外すものがあることに留意し、取扱説明書などの手順による。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：作業できるが簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が身体を傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に作業を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。 ※移動の際に使用する取っ手等が備わる製品については、取っ手の形状や位置等についても、その危険性がないかを評価する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける可能性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、 C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
(2) 危険に対する情報は十分に提供されているか					
1 危険となりうる不適切な使用方法・状況について、取扱説明書の記載や製品への表示がなされているか	利用者や介護者にとって危険につながる使用方法や取扱方法についての情報提供の有無、分かりやすさを確認する。 ※取扱説明書やタグなどで確認する。	A：わかりやすい情報が提供されている。 B：情報が提供されているが、不十分である。 C：情報が提供されていない。	取説、表示に関する項目であるが、危険に対する情報については、安全に深くかかわるので、この項で評価することとする。		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 点検					
1 点検が容易にできるか	<p>介護者が点検を容易に行うことができるか、一定期間継続して使用する上で問題となる箇所がないか等を、実際に作業を行って確認する。</p> <p>※取扱説明書などの記載に基づいて確認する。記載がない場合は、一般的な使用前の確認事項について、行いやすいかどうか確認する。</p>	<p>A：容易に行うことができる。</p> <p>B：点検を行うことはできるが容易ではない。</p> <p>C：点検を行うことができない。</p>	<p>点検とは、ほつれや破れ等が発生していないかの確認とする。</p>		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	<p>介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際の作業を想定して確認する。</p> <p>※取扱説明書などの記載に基づいて確認する。記載がない場合は、一般的な保清のための洗濯等について、行いやすいかどうか確認する。</p>	<p>A：容易に行うことができる。</p> <p>B：保清を行うことはできるが容易ではない。</p> <p>C：保清を行うことができない。</p>	<p>取扱説明書及び表示に洗濯等の記載が無い場合や表示などが無い場合は、C評価</p>		

据置形手すり

対象とする据置形手すりの範囲
<ul style="list-style-type: none"> ・主に臥位・座位からの立ち・座り、移乗・移動及び立位保持、段差における立位での昇降動作、立位での水平方向への移動動作、並びに排泄姿勢からの立ち座り動作を支援する据置形手すり。 ・設置の際にねじ又は接着剤で固定する手すり、留め具を利用して固定する手すり及び浴室内に設置する手すりを除く。 <p>※JIS T 9281:2016解説の解説図1-手すりの分類による「据置形」を評価対象とし、「留置形（天井と床のないし、対面する壁等をつっ張る、固定された便器等の設備を挟み込む等のもの）」は、この評価表の対象とはしない。</p>

評価指針
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は据置形という製品の特性上、水平方向へ力を加えることが出来ないことをよく理解している人を前提とするが、歩行や立ち座り動作が不安定な利用者を対象とする以上、不可抗力的な水平方向への荷重やふらつきが全く起こらない状態像を想定することは現実的ではない。想定する利用者の心身機能から考えうる、一般的な起居、立ち座り、移動、昇降動作、及び立位や座位の保持を前提として評価を行うものとする。 ・据置形手すりは、一般的には福祉用具専門相談員等の専門職が、心身機能や使用環境、動作等との適合を確認することを前提として利用されるものであり、明らかに利用に適さない人は想定されない。 ・想定する利用者：臥位・座位からの立ち・座り、移乗・移動及び立位保持、段差における立位での昇降動作、立位での水平方向への移動動作、並びに排泄姿勢からの立ち座り動作が、何かに掴まればできる人

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置					
1 ガタツキはないか	設置された状態のガタツキを確認し評価する。 取扱説明書等に記載された設置が許容されている床面で評価し、具体的な床面の素材等を特記事項に記入する。 製品全体のガタツキを評価し、手すり部分など、製品の部位ごとのガタツキやたわみ・歪み等は使用場面での評価とする。	A：ガタツキはない。 B：多少のガタツキがあるが、利用上許容できる。 C：許容できないガタツキがある。			
(2) 可動部分の操作や調整					
1 可動部分の操作が簡単に行えるか	ひじ掛けの跳ね上げや、手すりの収納等の可動部分の操作が簡単に行えるか、実際に操作を行って確認する。 介護者及び利用者が操作することとし、便座等に座っている姿勢で操作する機能については、想定される姿勢での操作を行って評価する。	A：簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 調整が簡単に行えるか	高さや角度の調整など、介護者が行うことが想定される調整操作が簡単に行えるか、実際に操作を行って確認する。 ※納入の際に設置事業者によって行われ、その後使用場面に合わせた調整の必要のない個所については、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。	「介護者が行うことが想定される調整操作」とは、利用者の動作や心身機能に応じて利用することに調整する箇所であり、原則として工具等を用いずに行う調整である。		

(3) 使用時の安定性				
1	手すりにガタツキや、たわみなどがないか	手すりを利用して動作を行う際に、手すりにガタツキ、たわみや揺れがないか、実際に使用して評価する。	A：ガタツキ、たわみはない。 B：多少のガタツキ、たわみがあるが、利用上許容できる。 C：許容できないガタツキ、たわみがある。	ここでは、ベースが動かない前提で、ベースと手すり部分の接合や素材の剛性によるガタツキやたわみ等を評価する。
2	手すりがベースごと動いてしまうことはないか	手すりを利用して動作を行う際に、手すりがベースごと動いてしまうことはないか、実際に使用して評価する。 繰り返しの使用によって、徐々に動いてしまうこともあることをふまえて、評価する。	A：安定性は保たれており、動いてしまうことはない。 B：利用方法や、繰り返しの利用によっては動いてしまう可能性がある。 C：容易に動いてしまい、許容できない。	
(4) 手すりとしての機能				
1	手すりとして握りやすいか	利用者が手すりとして握る部分について、その握りやすさ、力の入りやすさを評価する。 利用方法として、握ることのみではなく、「寄りかかる」「腕をのせる」等の利用方法も考えられる場合は、それらについても評価し、特記事項にその旨を記載する。	A：手すりとして握りやすい。 B：多少握りにくさを感じるが、許容できる。 C：握れない。	
2	手すりが動作を行いやすい場所に位置しているか	起居、立ち座り、移動や段差昇降、及び立位や座位の保持の際に手すりが使いやすい位置にあるか、実際に使用して評価する。	A：手すりを利用して動作がしやすい。 B：多少動作のしにくさを感じるが、許容できる。 C：動作がしにくく許容できない。	評価者の身長等に適した高さ等に調整された状態で評価する。
3	手すりは見やすいか	手すりが見やすいかどうか評価する。	A：昼夜を問わず、見やすく判別しやすい。 B：多少見にくさがあるが、許容できる。 C：見えづらい場面があり、許容できない。	
(5) ベースの形状・色・素材等				
1	ベースに踏くことはないか	移動や、立ち座り動作の際に、ベース部の段差に踏くことはないか、ベース端部の形状や、動線への干渉等を評価する。	A：踏みにくいデザインになっている。 B：多少踏きやすさがあると判断されるが、許容できる。 C：踏きが起こりやすく、許容できない。	
2	ベースに足を置いた際に冷たくはないか	ベース部を素足で歩行することを想定し、健康に悪影響を与える可能性のある冷感がないか、実際に歩行して評価する。カバー等が用意されている製品については、カバー等を装着した状態で評価する。	A：健康への悪影響は考えにくい。 B：多少冷感が強いが、許容できる。 C：冷感が強く健康への悪影響が懸念される。	
3	ベースは滑りやすいか	ベース部をソックス履きで歩行することを想定し、転倒を誘発するような滑りやすさがないか、実際に歩行して評価する。カバー等が用意されている製品については、カバー等を装着した状態で評価する。	A：転倒を誘発する滑りやすさはない。 B：多少滑りやすさを感じるが、許容できる。 C：滑りやすく、転倒が懸念される。	
4	ベースに足を置いた際にたわまないか	ベース部を歩行する際、転倒を誘発するようなたわみがないか、実際に歩行して評価する。 ※体重50～70kgのモデルを使って評価する。	A：たわまない。 B：たわみはあるが、許容できる。 C：たわむことで、転倒が懸念される。	

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項	
(1) 全般						
1	利用者及び介護者の身体に接触する箇所が身体を傷つけないデザインになっているか ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	利用者及び介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に作業を行って確認する。 移動や立ち座り動作の際に接触することが予測される手すりやベースの端部の形状等について評価する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける可能性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
2	首や手足などを挟み込みにくいデザインになっているか	製品にある、手すり等の隙間や溝、穴等に、首や手足などを挟み込む危険がないか、評価する。通常の使用方法に加え、転倒時や誤った使い方など、想定される状態で容易に危険な状況に陥ることがないか、確認する。	A：挟み込むなど、危険な状態は考えにくい。 B：挟み込みが起きる危険性が否定できない。 C：日常的に、挟み込みの起きる危険性が高く、許容できない。			
3	屋外での利用で、炎天下で熱せられた手すりやベースで、やけどを負う危険性はないか	屋外等、直射日光のあたる場所で利用する製品において、手すり等の把持部や、身体に接する可能性のある箇所が熱せられ、利用者がやけどを負う可能性がないか、評価する。 ※炎天下等実際の場面で評価できない場合は、素材等を確認し評価者の知見から判断する。	A：やけどに対する配慮がなされており、危険があるとは考えにくい。 B：やけど等の危険があることを否定できない。 C：日常的に、やけど等の危険が高く、許容できない。			
(2) 安定性						
1	手すりが不安定になり転倒することがないか	手すりを利用して動作を行う際に、手すりがベースごと転倒することがないか、実際に使用して評価する。	A：安定しており、転倒することはない。 B：利用方法によっては不安定な場面もあるが、転倒するとは考えられない。 C：転倒の危険がある。			
(3) 危険情報の周知						
1	ベッド、便器、壁等との隙間による重大事故の危険性があることの情報、伝えられているか	周辺環境との関係により発生する隙間に挟まれる等の重大事故の危険性について、分かりやすく周知されているか。 取説、表示に関する項目であるが、ベッドとの隙間に身体が挟まりこんでしまう重大事故が発生しており、危険情報の明記が事故予防に重要との観点から、周知の有無を評価する。	A：わかりやすい情報が提供されている。 B：情報が提供されているが、不十分である。 C：情報が提供されていない。	危険を常に喚起することが出来るという点で、製品への表示がなされており、かつその表示が分かりやすい場合にA評価とする。		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 点検が容易にできるか	利用者や介護者が点検を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に作業を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：点検を行うことはできるが容易ではない。 C：点検を行うことができない。	保守の内容は、取扱説明の記載事項による。記載がない場合は、ネジの緩みなど、一般的に想定される事項について評価する。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際の作業を想定して確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清の内容は、取扱説明の記載事項による。記載がない場合は、汚れたときの対応等、一般的に想定される事項について評価する。		

2-2. 福祉用具ヒヤリハット等検証

(1) 福祉用具安全推進員研修会の開催

福祉用具の事故・ヒヤリハット情報収集のためのキーパーソンの養成と、福祉用具の安全かつ適切な利用を推進するため、福祉用具プランナー、福祉用具相談担当者、介護支援専門員、施設従事者等を対象に、福祉用具使用のリスク回避並びに福祉用具の安全性への認識を高めることを目的に研修会を開催した。

受講修了者は、福祉用具事故・ヒヤリハット事例収集のための協力者として有効に活用していくこととする。

1) 期日

東京：平成 29 年 11 月 7 日（火）10:00～16:40

福岡：平成 29 年 11 月 10 日（月）10:00～16:40

2) 場所

東京：主婦会館プラザエフ（四ッ谷駅すぐ）

福岡：TKP ガーデンシティ博多新幹線口（博多駅すぐ）

3) 修了者数

東京：54 名

福岡：30 名

4) 実施方法

カリキュラム及び講師

内 容	講 師
福祉用具の安全と福祉用具利用の安心	(一社) 日本福祉用具評価センター センター長 鈴木寿郎
福祉用具を安全に利用するために	(公財) テクノエイド協会 普及部長代行 根石竹夫
福祉用具臨床的評価の評価項目と特記事項からみる安全への視点	(NPO) とちぎノーマライゼーション研究会 理事長 伊藤勝規
福祉用具のリスクマネジメント演習	(有) サテライト 代表取締役 堤 道成

①座学による知識の整理

「福祉用具の安全と福祉用具利用の安心」では、JIS や QAP の評価機関である一般社団法人日本福祉用具評価センターの鈴木寿郎センター長が講義した。

福祉用具の事故情報や、福祉用具の安全に関する規格・基準である JIS マーク、SG マーク、QAP マーク等の意味と製品試験エビデンスの活用を解説した。

また、福祉用具を安心して利用いただくために、安全なメンテナンスの実施や取説等操作方法の説明、身体・環境・使用目的への適合等を講義した。

次に「福祉用具を安全に利用するために」では、テクノエイド協会より福祉用具臨床的評価事業の目的や評価対象種目、評価実施体制、臨床評価の視点や認証

マーク等を説明した。

また、福祉用具ヒヤリハット等情報の説明を行い、事例収集の協力依頼をした。

②実機を用いた演習

「福祉用具臨床的評価の評価項目と特記事項からみる安全への視点」では、基準部会と福祉用具ヒヤリハット等検証の委員である伊藤勝規氏が講義した。

二つの訴訟事例から福祉用具の責任を考え、実際の使用場面を想定した臨床的評価の重要性を学んだ。

また、車いすと特殊寝台の実機を用いて、実際の評価項目に沿って、操作機能性や安全性等を判定し、危険な箇所や操作を確認した。

③ワークショップ

「福祉用具のリスクマネジメント演習」では、【福祉用具安全確認トレーニング】を開発した有限会社サテライトの堤道成代表取締役が講義した。

グループ演習では、「ヒヤリハットが起こる直前の図」から、どんな危険が潜んでいるか、どんな安全確認・対策が必要かを考え、活発に議論した。

人・用具・環境に目を向けて、総合的に安全に対する感受性を高め、埋もれがちな情報を共有できた。

5) アンケート結果

①回収率 83/84名 98.8%

②性別

男性 64名

女性 19名

③年齢

20歳代 2名

30歳代 24名

40歳代 34名

50歳代 18名

60歳代 5名

④参加の動機（有効回答 83名 複数可）

- ・プログラム内容に関心がある 40名 48.2%
- ・リスク管理が業務上必要である 39名 47.0%
- ・受講料が無料である 47名 56.6%
- ・プランナー更新の指定研修である 64名 77.1%
- ・勤務先から受講するよう指示 7名 8.4%

⑤研修の満足度（有効回答 83名）

- ・とても満足 53名 63.9%

- ・まあまあ満足 30名 36.1%
- ・どちらでもない 0名
- ・やや不満 0名
- ・とても不満 0名

⑥学習したことは現場で役立つと思いますか？（有効回答 75名）

- ・とても役立つ 51名 68.0%
- ・まあまあ役立つ 24名 32.0%
- ・どちらでもない 0名
- ・あまり役立たない 0名
- ・全く役立たない 0名

⑦福祉用具ヒヤリハット情報について（有効回答 75名）

- ・頻繁に参考としている 11名 14.7%
- ・閲覧したことがある 34名 45.3%
- ・知っていたが、中身は見えていない 14名 18.7%
- ・知らなかった 16名 21.3%

⑧自由意見

- ・適合に関しては、利用するとき他業種で話し合い導入となりますが、その方の身体能力や認知面での低下が起きたときどのように納得頂くのかが難しいと感じています。やめる基準というの必要かと。（40代女性/理学療法士）
- ・本日の研修を通じて、事故について自分自身で考える良い機会となりました。（30代男性/福祉用具プランナー,福祉用具専門相談員,介護支援専門員）
- ・短い研修ですが目的が明確で実践に活かされます。（60代男性/福祉用具プランナー,福祉用具専門相談員,介護支援専門員,作業療法士,理学療法士）
- ・「予見」の重要性を再確認することができました。（40代女性/福祉用具プランナー,福祉用具専門相談員）
- ・福祉用具を安全に使用して頂くためには提供時の説明がとても大切だと感じました。メリットだけを説明するのではなくいろんな状況を想定しデメリットも伝えていきたいと思いました。モニタリングでも使用状況を確認することが大切だと感じました。（60代女性/福祉用具プランナー,福祉用具専門相談員）
- ・受講料が無料だととても参加しやすいです。地方から参加なので交通費・受講料とかかると厳しくなります。今回参加できて良かったです。（20代女性/福祉用具プランナー,福祉用具専門相談員）
- ・プランナー有資格者等だけではなくたとえば新人介護職員研修などで是非やって

いただけるとありがたいです。(40代男性/福祉用具プランナー,作業療法士)

- ・次回も他内容の研修があれば自己研鑽にも役立ちますし、より良い仕事に繋げていけると思いました。(40代男性/福祉用具プランナー,福祉用具専門相談員,介護支援専門員)
- ・安心・安全を多角的に知れたのでとても良かった。(40代男性/福祉用具プランナー,福祉用具専門相談員)
- ・リスクマネジメントは継続して油断せず行うことが大事だと改めて考えました。(30代男性/福祉用具プランナー,福祉用具専門相談員)
- ・日頃使っている福祉用具も使い方ひとつでリスクがあることを改めて学べた。今後自分だけでなく患者様や同僚等にも伝えていき、より安全に福祉用具を使えるようにしていきたい。(20代女性/福祉用具プランナー,作業療法士)
- ・可能な限り無料のセミナーをお願いいたします。(50代男性/福祉用具プランナー,福祉用具専門相談員,介護支援専門員,介護福祉士)
- ・福祉用具プランナー資格取得することに興味がわきました。私は特養ホームで福祉用具選定をしているのですが更に専門性を高める必要があると感じました。(50代男性/機能訓練指導員)
- ・ヒヤリハットについては大変重要である認識はあったのですが研修会等になかなか参加できなく今回やっと受講できました。当社でもDS, SS, GH等施設での転倒事故が多く福祉用具貸与でも質の向上、対応力の向上を求められており今回のセミナーにつきましては大変勉強になりました(50代男性/福祉用具プランナー,福祉用具専門相談員)
- ・無料で行って頂くことがありがたいが、今後また福祉用具への研修を行って頂く際1万円を超える研修では参加しにくい(30代男性/福祉用具プランナー,作業療法士)
- ・実技があったので分かりやすかったです(30代女性/福祉用具プランナー,作業療法士)
- ・場所も時間もちょうど良かったと思います(30代男性/福祉用具プランナー,作業療法士)
- ・フットプレートは外出で使用する際は地面から5cm以上あげて使用するよう取説に記入してあるとか車いすの前輪のナットの差し方等知識がなく、帰社後社員に落とし込んでいきたいと思いました。安心安全をしっかりと会社にとして良

い組織作りに努めて参りたいです。(40代男性/福祉用具プランナー, 福祉用具専門相談員, 福祉住環境コーディネーター2級)

- いい機会を与えて頂きありがとうございます。座学+実習(演習)もあり退屈なく学習、業務の確認ができました。工夫を凝らした研修だったと思います。年間スケジュールがあれば助かります。予定及び費用、時間の効率化になります。宜しくお願い致します。(50代男性/福祉用具プランナー, 福祉用具専門相談員)
- 研修中2名程スマホやタブレットを使用されているところを見かけ(確認だけではなくずっと操作されている)大変残念に思う(目について不快に感じる、マナーが悪い) 又、研修の講師の先生に大変失礼に感じました。この様な方が福祉用具を安全で安心して提供できるとは思いません。ぜひ、今後は研修会前に携帯のマナーを守ってください。(マナーモードや研修中の使用はしない等)説明して頂ければと思います。(30代男性/福祉用具プランナー, 理学療法士)
- あらゆる角度で物事をとらえて安全性について考える機会になりました。(40代男性/福祉用具プランナー)
- セミナー場所が東京福岡だけでなく他会場でも開催してください。(50代男性/福祉用具プランナー, 福祉用具専門相談員)
- 日頃何気なく行っているケアの中に様々なリスクが潜んでいることが改めて分かった。(50代男性/福祉用具プランナー, 福祉用具専門相談員, 介護支援専門員, 介護福祉士)
- 気付きが各人異なり勉強になりました。チームで小さなことも“気付き”共有し予防できるようにしたい(40代女性/福祉用具プランナー)
- ヒヤリハットに対する意識をもっと持つ必要性を感じました。利用者、ケアマネージャー、ヘルパー等に情報を渡して周知する事を実践していきたいと思った。もう少しグループワークがあれば良いと思います。(40代男性/福祉用具プランナー, 福祉用具専門相談員)
- いろいろな事例を考えて仕事に活かせるなど勉強になりました。(30代男性/福祉用具プランナー, 福祉用具専門相談員, 介護支援専門員)
- 具体例の体験もあり分かりやすかったです。資格取得しただけでなくきちんと研修を受け向上していきます。もっとセミナーを色々な会場で開催して頂けると嬉しいです。(40代女性/福祉用具プランナー, 介護支援専門員, 介護福祉士, 社会福祉士)
- 車いすキャスターやリフトのハンガー部分とスリング等実物があると更に分かり

やすいと思った（40代男性/福祉用具プランナー，福祉用具専門相談員）

（2）福祉用具ヒヤリハット等事例収集及び提供

福祉用具の事故やヒヤリハット情報等に関する取り組みについて、重大事故については、消費生活用製品安全法に基づき、重大製品事故情報として消費者庁から公表されており、また、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が事故分析を行い、事故の原因が「製品に起因する場合」には、当該メーカーや業界団体へ対策を求めるとともに、製品の品質や性能、安全性を高めるための試験方法を定めた JIS 規格の見直し等に反映させているところであるが、これまでの事故報告を見ると、利用者による誤使用や不注意、さらには利用者と用具や使用環境の不適合から生じた事故等が多数を占めている。

このような「製品に起因しない事故」や「ヒヤリハット情報」等を福祉用具安全推進員の受講者から新しく 32 事例を収集した。その内容を委員会で精査・検証し、類似の事例等を除く 19 事例を追加で掲載し、合計 351 事例を協会ホームページから情報提供した。

新規作成事例一覧

NO	種目	用具の種類	CCTA	タイトル	場面の説明	解説	参考要因	イラスト
1	車いす	介助用車いす	122103	ひざ掛けがキャスターに絡まり、前方に転落しそうになる	ひざ掛けがキャスターに絡んで車いすが急停止。利用者が前方へ飛ばされるように転落しそうになった。	寒い季節や病氣・障害で体温調整がうまくできない人が、ひざ掛け等で防寒対策をする場面はよくあります。介護者も利用者もひざ掛けがすり落ちてしまっていることに気が付かなかったために生じてしまいました。また、マフラーが大車輪に絡まるといった事例もあります。キャスターや大車輪に絡まないような予測的な対応が大切です。	人：介護者も利用者も、ひざ掛けが絡まる事を予測していなかった 人：防寒対策が不十分だった モノ：ひざ掛けの固定が不十分だった 管理：キャスターに絡まる危険性を指導されていなかった	
2	車いす	自乗用車いす	122106	延長した駐車ブレーキに腕がぶつかり、車いすが動いてしまう	床に落ちたものを拾おうと前に屈んだ際に、ラップの芯で延長した駐車ブレーキに腕がぶつかってしまった。その結果、ロックが外れ車いすが動いてバランスを崩し転倒しそうになった。	片麻痺者の麻痺側のブレーキ操作を行いやすくする場合、本来はメーカーオプションの延長ブレーキを使うべきです。しかし、簡易な対処としてラップ芯を使いブレーキを延長する方法が良く見られます。本事例では、前に屈んだ際にラップ芯に腕が当たり、駐車ブレーキが外れ、車いすが動き、前方へバランスを崩し転倒しそうになっています。特に冬場で厚手の上着をきくと、腕が太くなるので、接触しやすくなります。安易な使用は禁物です。	人：ラップ芯に腕が当たり、駐車ブレーキが外れたことに気が付かなかった モノ：ラップの芯が腕に当たりやすくなっていた モノ：軽い力で延長ブレーキが外れるようになっていた 管理：延長ブレーキを使用する際の注意喚起が十分されていなかった	
3	車いす	座位変換形車いす	122190	座面が前方に傾斜していたため、転落しそうになる	座位姿勢が前傾になり、転落の危険性のある重度者。介助者が少し目を離したときに顔面から転落しそうになった。普段よりもティルト角度が浅く、足がフットレストから落ちていた。	重度障害のため前傾姿勢になりやすく、ティルト角度が浅かったことやレックサポートをしていなかったといった要因が重なって起こったアクシデントです。不随運動やせん妄状態で、身体を突然起こす人もいます。介護者が目を離す際の安全対策の徹底が必要です。	人：座位が前傾姿勢になりやすかった 人：介護者によるティルト角度の設定が浅かった 人：介護者が目を離してしまった モノ：レックサポートが装着されていなかった 管理：事例から離れる際の安全対策が徹底されていなかった	
4	車いす	ジョイスティック型電動車いす 座位変換形車いす	122127 122190	急坂を登っているとき、前輪が浮いて後方に倒れそうになる	リクライニング型簡易電動車椅子の利用者がリクライニングした状態で上り坂を登っていて、前輪が浮いて後方に転倒しそうになった。転倒防止バーは解除してあった。介助者が後方で抑えて事なきを得た。	簡易電動車椅子の転倒防止バーは屋外での段差移動の際に引っかかることがあり、解除している人が少なくありませんが、重心が後ろにかかること、車いすごと後ろに転倒するため非常に危険です。この利用者の場合、リクライニングしていた、急な登り坂だったことが後方重心の原因です。転倒防止バーを解除したままでの移動は行うべきではありません。段差昇降後、転倒防止バーは速やかに再設定しましょう。	人：転倒防止を解除し、リクライニングした状態で急坂を登った モノ：転倒防止バーが解除されていた 環境：急な上り坂だった 管理：転倒防止バーの安全対策の徹底が介護者にできてなかった	
5	車いす	自乗用車いす	122106	アームサポートがなかなかはずれず指を挟みそうになる	固定ボタンを押しながらかしよく差し込んだ。フレームのゆがみや固定ボタンの動きが悪くなっていた。	古い病院や施設では旧式の車いす等の福祉用具が現在でも使われている場合が少なくありません。修理対応で解決する場合がありますが、耐用年数を超えての使用は安全対策が不十分となるのでそれ自体が危険行為です。	人：ボタンの指の押し込み具合とアームサポートの差し込み方が悪かった モノ：旧式のもので、着脱しづらかった 環境：耐用年数を超えて、古い福祉用具を使っている施設であった 管理：耐用年数を超えた福祉用具を交換できていなかった	
6	特殊寝台 特殊寝台付属品	介護用ベッド サイドレール	181209 181227	介助のために外していたサイドレールを、ベッドの下降操作により挟み込み、変形しそうになる	おむつ交換の介助の際、サイドレールを外して保管していた。ケアが終わってベッドを下降させる際に挟んでしまい変形しそうになった。	介護者がベッドの高さを高くしておむつ交換等の介助をすることがよくあります。狭い部屋では、サイドレールを速くに置けなかったり、誤ってゴミ箱や未使用のおむつがベッド下に収納されていることがあります。ベッド昇降の際は、挟み込みに注意しましょう。	人：ベッドの下を確認せずにベッドを下げた 環境：部屋が狭く、ベッド下や横にモノを置かざる負えない状況があった 管理：ベッド下にベッド柵やゴミ箱等を置かない注意喚起や指導が不十分だった	

NO	種目	用具の種類	CCTA	タイトル	場面の説明	解説	参考要因	イラスト
7	手すり	床置き形手すり	123009	手すりにかけたタオルや服で、滑って転倒しそうになる	ベッドサイドに設置した手すりにタオルや服をかけていたため、きちんと握れず滑って転倒しそうになった。	歩行が不安定になると、服をハンガーに掛けたり、タオルをタオル掛けに掛けたりする動作が困難になるため、ついベッド欄や移乗・移動用手すりに掛けてしまうことがあります。手すりに衣服やタオルを掛けていると手が滑ったり、握り損ねる原因となるので、別に収納するカゴ等を準備して、手すりに掛かなくてもいい環境を作りましょう。	人：危険を予測できず、手すりにタオルや服を掛けてしまった モノ：手すりが物干しに見える環境：タオルや服を収納する場所が手近になかった 管理：手すりにタオルや服を掛けていると、手すりを使う場面で危険であることを利用者に周知できていなかった	
8	手すり	床置き形手すり	123009	つかもうとした手すりが無く、バランスを崩して転倒しそうになる	寝室内の移動に床置き形手すりを使用していたが、家族が定位置から移動させていたため、夜間にトイレへ行く際、手すりをつかみ損ねて転倒しそうになった。	寝室や居室を利用者だけでなく、家族も共有する場合、床置き手すりやポータブルトイレ等、設置した福祉用具が日常生活の邪魔になることがあります。利用者に身体機能の余裕がない場合、微妙に位置が変わることで転倒やケガにつながることもあるので、慎重に行う必要があります。特に夜間で薄暗い中での動作も事故の誘因になります。	人：家族が手すりを移動していた 人：本人が手すりが無いことに気づけなかった 環境：寝室が家族との共有スペースだった。夜間で薄暗かった 管理：福祉用具の設置位置を変更する場合、転倒等の危険が生じることを注意喚起する必要があった	
9	手すり	床置き形手すり	123009	暖房でベース部分が熱くなり、足を火傷しそうになる	床置き手すりの近くに暖房を設置していたため、ベースや支柱部が高温になっていた。そこに素足をのせてしまい火傷しそうになった。同居家族は認知症で危険性の理解が困難だった。	トイレや脱衣所等での寒さ対策、ヒートショック対策として、暖房をすることが一般化してきましたが、狭い空間にヒーター等の暖房器具と福祉用具を置くこと接近しすぎてしまい、その結果、金属部分が高温となり、火傷や火事の原因になることがあります。狭い空間における暖房は、必ず危険性の事前評価が必要です。	人：暖房器具で手すりの金属部分が熱くなることを予測できてなかった モノ：ヒーターの熱により、金属部分が高温となった モノ：金属部分がむき出しでカバーがなく、より高温となった 環境：トイレ内が狭かったため、ヒーターと手すりが接近していた 管理：事前に予測し、火傷の危険性を回避した対策をアドバイスする必要があった	
10	車いす手すり	介助用車いす トイレ用手すり	122103 091224	便器固定型の手すりの脚部に車いすのキャスターがぶつかり、利用者が転落しそうになる	トイレは狭く、借家のため、工事不要の便器固定型の手すりを使用していた。本人は下肢衰弱で円背。家族が操作する簡易車いすに浅く座っていたため、ぶつかった際に転倒しそうになった。	賃貸住宅等で壁面手すりではなく、福祉用具の設置型手すりを選んだために起こったヒヤリハットです。車いすのキャスターが、手すりの脚部にぶつかり、勢いで前方へ転倒しそうになりました。狭いトイレでは、キャスターがぶつかることも想定して慎重に便器に近づける等の介助アドバイスが必要です。	人：介護者に車いすの座り姿勢やトイレ内での介助の仕方を徹底できていなかった 人：利用者に重度な身体機能低下があった。安定した座位を保てなかった 環境：横から便器に接近する空間だった。 環境：手すり脚部と車いすキャスターが接触しやすい環境だった 管理：介護者への介助方法のアドバイスを必要があった	
11	腰掛便座手すり	ポータブルトイレ トイレ用手すり	091203 091224	ポータブルトイレが動き、転倒しそうになる	ひじ掛けのないポータブルトイレを使用しており、座位安定と立ち上がりの補助にポータブルトイレ用手すりを導入した。トイレと手すりが固定ができず、使用のたびに動いてしまい転倒しそうになった。	家族が購入したひじ掛けなしのポータブルトイレによって問題が生じました。本人の起居動作や移乗能力が、ポータブルトイレの形や機能が適合していなかったことが原因です。結果として、ひじ掛け付きポータブルトイレに変更することになりました。	人：利用者の起居動作・移乗能力が低かった 人：支援者がニーズ把握やアドバイスがなかった モノ：肘掛のない軽量で不安定なポータブルトイレだった 管理 適合が適切に行えていなかった	
12	歩行器	歩行車	120606	歩行器のグリップに、カーディガンのポケットが引っかかり転倒しそうになる	歩行器を利用しようとした際に、ボタンを留めずに着ていたカーディガンのポケットがグリップに引っかかり歩行器ごと転倒しそうになった。	日常生活の移動時に、衣服が何かに引っかかり衣服が破れたり、バランスを崩す場面は少なからず見られます。引っかかる対象物としては歩行器のグリップ以外にも、手すりの端、ドアノブなどがあります。今回は、カーディガンのポケットが引っかかりましたが、服自体や袖、身に着けているポシェット等が引っ掛かりの原因となることもあるので注意が必要です。	人：カーディガンのボタンを留めていなかった 人：バランスが取れなかった モノ：引っ掛かりやすい服だった 管理：服が引っ掛からないよう、注意喚起や工夫が必要	
13	その他	シルバーカー	120689	前輪固定のシルバーカーで方向転換の際、バランスを崩して転倒しそうになる	利用者宅廊下や屋外。前輪キャスターを固定したまま使用中、横に曲がろうとしてシルバーカーごと向きを変えている最中にバランスを崩し転倒しそうになった。	シルバーカーは福祉用具ではなく、荷物運搬用の生活用具です。歩行が不安定になっている人へは、福祉用具の屋外用歩行器を選定する必要があります。但し、段階的に歩行機能が低下している高齢者の場合は、介護認定を受ける前から使っている場合が多いので、適切なアセスメントの上で、切り替えることも重要です。	人：立位バランスが低下していた モノ：シルバーカーの前輪が固定されていた モノ：シルバーカーでなく、他の屋外用歩行器が適応だった 環境：シルバーカーの認知度が高い 管理：適切なアセスメントの上で、歩行器へ切り替えることが重要	

NO	種目	用具の種類	CCTA	タイトル	場面の説明	解説	参考要因	イラスト
14	歩行補助つえ	ロフストランド・クラッチ	120309	ロフストランド杖のカフから腕が抜けず転倒しそうになる	冬場で厚手のコートを着用して歩行しようとした際、足がもつれ、カフから腕が抜けず、杖先が右脛の動作を妨げ転倒しそうになった。	ロフストランド杖の前腕カフの構造が、腕が抜けにくいタイプだったことや、冬場で服により腕が太くなっていったことによって起こりました。転倒時の危険性が高いため、腕が抜けにくいタイプは注意が必要です。旧式の円筒形は販売禁止となっています。	人：危険性を予測できていなかった モノ：前腕カフが腕が抜けにくいタイプだった 環境：冬で寒く、着ぶくれしていた 管理：腕が抜けにくいタイプは、転倒時に危険であるという注意喚起ができていなかった	
15	腰掛便座 特殊寝台	ポータブルトイレ 介護用ベッド	091203 181209	ポータブルトイレの蹴込みで足をひっかけたため、下腿前面をけがしそうになる	起き上がり動作をポータブルトイレ前面の蹴込みで足を引っ掛けて、そこに引っかかっていた。	脊柱の拘縮による可動制限がある人が行う代償的なテコによる起き上がり動作です。反動をつけて起き上がりを行う場合が少なくないので、下腿前面のクガにつなかることが推測されます。反動を使った起き上がりは、頸椎等に悪影響を及ぼすこともあるので、電動ベッドの背上げ機能を活用する起き上がり方法を指導しましょう。	人：寝返りからの起き上がりが困難な身体状況があった モノ：ポータブルトイレの蹴込みが代償に使いやすかった 管理：電動ベッドの背上げ機能が使えていなかった	
16	入浴補助用具	入浴用介助ベルト	123624	介助動作中に入浴用介助ベルトが破断してしまふ	入浴ベルトを使って入浴介助中、浴槽からの立ち上がりを助ける際、入浴ベルトが破断してしまふ	ナイロンやポリエステルなどの生地製品の場合、経年劣化が必ず起こります。特に使用状況や保管状況によって、破断することがあります。特に持ち上げ介助等の誤った使用方法により破断リスクは高くなります。それぞれの福祉用具の耐用年数を基本とし、なお定期的に生地や縫い目の劣化状況を評価する必要があります。	人：間違った持ち上げ介助をおこなった モノ：もともと、生地製品は劣化しやすい 環境：保管状況に問題が潜んでいる可能性があった 管理：定期的に劣化の評価ができていなかった	
17	移動用リフト 移動用リフトのつり具の部分	据置式リフト つり具	123618 123621	スリングシート使用時に、誤って両腕を外に出していたため、けがしそうになる	腕を外に出すトイレ用と、中に入れるハイバックのスリングシートを使い分けていたが、使用方法を混乱してしまふ	生活場面によってスリングシートを使い分ける必要がありますが、介護者が不慣れな場合、装着方法を間違えるといった初歩的なミスが起こります。事前に使用方法の実技研修をしっかりと行う必要があります。	人：介護者が不慣れで誤った使用方法をとってしまった 人：本人が間違いを訴えることができなかった モノ：スリングシートを2種類使っていた 環境：日常的にリフトを活用する施設だった 管理：研修体制に課題があった	
18	腰掛便座 特殊寝台付属品	ポータブルトイレ ベッド用グリップ	091203 181227	移乗の際に、ベッド用グリップに近づきすぎたため、後方へ転倒しそうになる	移乗時の立位保持の位置がグリップに近すぎ、支持基底面が狭くなり、後方重心になったため後方へ転倒しそうになった。	立位機能の低下した要介護者の場合、グリップとの位置関係で、支持基底面の広さが変わり、立位の安定性が変化します。移乗先のポータブルトイレや車いすの位置が近すぎると、両足の間隔が狭くなったり、グリップ寄りになり、不安定になりやすくなります。適切な移乗空間を確保できるように、車いすやポータブルトイレを置く位置は、介護者がわかりやすいようにマーキングしておきましょう。	人：立位機能が低下していた 人：グリップに接近しすぎて支持基底面が狭くなった モノ：移乗先の車いすやポータブルトイレの位置が前方すぎた 環境：移乗時の足元スペースがせまくなっていた 管理：マーキングができていなかった	
19	手すり	床置き形手すり	181806	玄関掃除で床を濡らしたため、突っ張り型手すりが滑りやすくなり転倒しそうになる	玄関上り框の昇降補助として突っ張り型手すり土間に設置したが、家族が掃除の際に土間に水をまき、滑りやすくなっていた。	突っ張り型がゆるむと外れることは取り付け時に説明しますが、玄関に水をまいて掃除することまで予測できなかったようです。床面が濡れ、摩擦が減ったことで滑りやすくなっていたと考えられます。設置時の説明に土台が濡れると滑ることを加えましょう。	人：玄関土間に水を撒いて掃除した 人：昇降時に手すりを引っ張った モノ：手すりの土台が濡れて滑りやすくなっていた 環境：滑りやすいタイル床だった 管理：水に濡れると土台が滑ることを伝えられていなかった	

(3) 福祉用具を安全に利用するためのハンドブック作成

福祉用具ヒヤリハット情報を周知・啓発させるため、ハンドブックを作成し、関係機関等へ配付した。

テクノエイド協会では、福祉用具の安全な利用を推進するため数多くのヒヤリハット事例をホームページで公開しています



福祉用具ヒヤリハット情報



テクノエイド・ヒヤリハット 検索
www.techno-aids.or.jp

福祉用具を 安全に利用するための ハンドブック

～「福祉用具ヒヤリハット情報」から学ぼう～



公益財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids(ATA)

〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 4 階
TEL : 03-3266-6884 FAX : 03-3266-6885

本事業は厚生労働省高齢者局から委託されて実施したものです。 [最新情報を探す](#)

公益財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids(ATA)

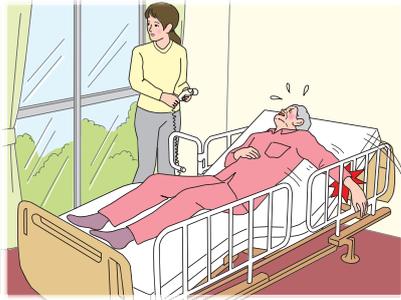
前向きな気持ちと福祉用具の利用が、希望のある人生を実現してくれます!

歳を重ねたり病気や障害を負うことで、生活機能が低下し日常生活が不自由になります。低下した機能を補い、残っている機能をより引き出してくれるのが福祉用具です。

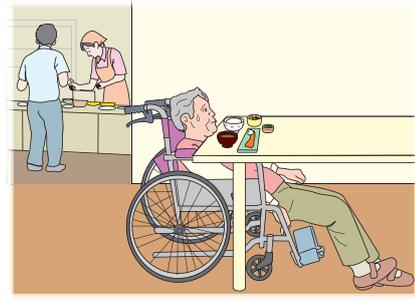




みなさんの周りで、こんなことはありませんか？



ベッドの背上げをしていた際に、
腕をベッドの柵 (サイドレール) に挟み、ケガをしそうになる



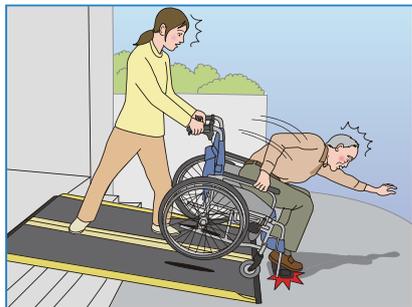
車いす上でずっこけ姿勢になり、すべり落ちそうになる

3

4



あなたなら、どんな要因と対策を考えますか？



前向きで下りたところ、
フットサポートが地面にひっかり転落しそうになる

いつも大丈夫だったから、今日も大丈夫だと…
これからは気を引き締めて注意します…



「注意する」のは当然だけど、それだけでは…
人の努力や精神論だけに偏った対策だけでは事故は防げないよね…



一緒に考えてみましょう



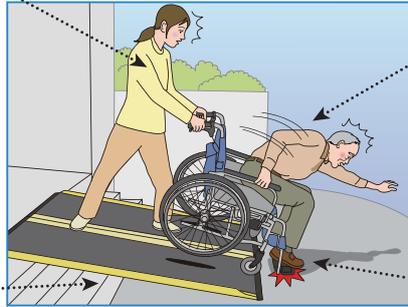
5

6



事故は様々な要因が相互に作用しあって起こります。
複数の視点で、要因と対策を考えていくことが大切です。

介助者の要因 (例)
「これくらいなら (前向きで下りても) 大丈夫」と過信していた



本人の要因 (例)
筋力が弱く座位が不安定で、座り方も浅かった

環境の要因 (例)
段差の下が狭く、十分な長さのスロープを選定できなかった

福祉用具の要因 (例)
フットプレートの高さ調整が不適切だった

管理の要因 (例)
現場でどのような介助が行われているのか、管理者が把握していなかった



事故を予防する取り組みを見てみましょう。



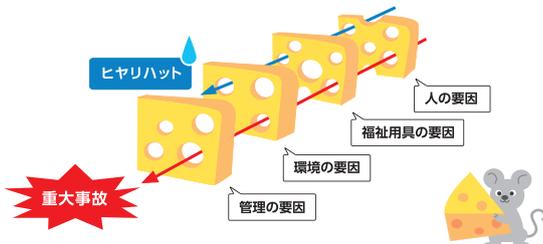
施設の管理者

うちの施設では、事故やヒヤリハットの要因を、様々な観点から複合的にとらえる取り組みをしています。



施設の介護士

私の職場では事故を減らすために、まずはヒヤリハットを減らすことに取り組んでいます



スイスチーズモデル

スイスチーズは穴の開いたチーズ。穴の一つひとつが事故につながりかねない要因を表しています。事故は要因(穴)が重なり通り抜けてしまう状態です。いくつかの穴を通り抜けたものはこの事故にまでは至らなかったのがヒヤリハットです。全ての要因(穴)を閉じていく努力が大切になります。仮に事故に至らなかったとしても、放置すると別の事故要因につながってしまいます。

事故要因は複合的にとらえ、全てに対策を立てていきましょう。



ハインリッヒの法則

米国の保険会社に所属していたハインリッヒ氏が発表した、事故とヒヤリハットの統計的な関係を示した法則。この法則では、1件の重大事故の陰には300件のヒヤリハットの事案が隠れていることを明らかにしました。ヒヤリハットを軽視することが重大事故につながることを意味し、ヒヤリハットを減らす取り組みの重要性を示しています。

ヒヤリハットの数減らすことが、確率的に重大事故を防ぐことにつながります。



『事故』と『ヒヤリハット』はつながっている」という意識が大切です。



うちの事業所では、できるだけ小さなうちに対応を心がけています。

事業所スタッフ

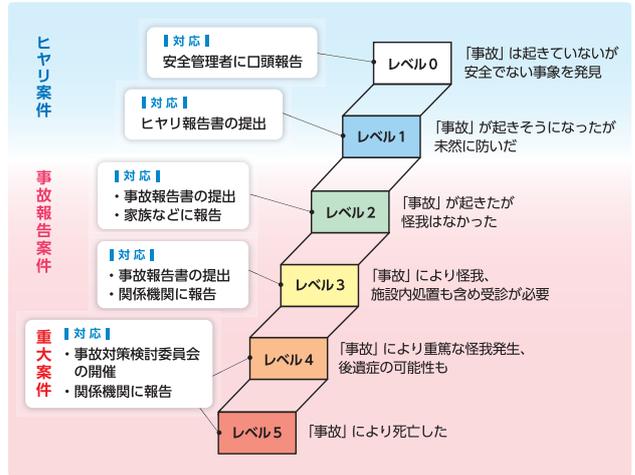


スノーボールモデル

「トラブル」は、雪山を転げ落ちる雪玉（スノーボール）のように拡大しつづけます。できるだけ問題が小さなうちに対応しましょう。もし大問題になっても、更に大きくなる前に、隠ぺいや取り繕いや先送りをすることなく、気づいた時に対策を立てましょう。

できるだけ小さなうちに対応を。仮に大問題になっても、その時点で対応しましょう。

トラブルのレベルに応じた対応例



「ヒヤリハットの延長線上に事故はある」という視点を意識した取り組み例です。「レベル0」では、「車いすのブレーキの効きが悪くなっている」「〇〇さんの家の玄関マットが滑りやすい」といった、これからヒヤリハットになりそうな事象の情報です。「ヒヤリハット」と「事故」の明確な線引きはなく、このような階層ごとの考え方を参考例に対応を決めておいてはいかがでしょうか。



「福祉用具ヒヤリハット情報」を例題に、事例検討をしてみましよう！



【事例1】歩行器がベッドや床に落ちた布団に引っかかり転倒しそうになる

要因と対策の参考例！



【事例2】落ちた手元スイッチを拾おうとして、ベッドの柵（サイドレール）から腕が抜けなくなり転倒しそうになる

要因と対策の参考例！



【事例3】エレベーターのドアレールの隙間にキャスターがはまり込み転倒しそうになる

要因と対策の参考例！



【事例4】福祉車両に乗り込もうと後方のスロープを上げていた時に本人の頭をぶつけそうになる

要因と対策の参考例！



POINT!

たくさんのイラストの中から経験のある場面等を選び、実際に「人（本人・介助者）」「環境」「福祉用具」などの要因を考え、それらに対する対策を話し合うことで、安全への意識を高め、ヒヤリハットや事故を分析する視点を養うことができます。

3. 事業総括

(1) 福祉用具臨床的評価

福祉用具を利用する人の状態像や使用場面に着目して、製品の「安全性」や「利便性（使い勝手）」等の評価し、認証された用具について情報提供しており、認証件数は平成 29 年度末で合計 122 件となった。

また、新規の種目として、「体位変換用具（スライディングシート）」と「据置形手すり」の評価項目等を作成した。

臨床評価機関については、製品ごとに選定するのではなく、複数の認証機関経験者を構成員とした新たな臨床評価機関を設け、一斉に評価することにより、申請者の経費負担を軽減することとした。

(2) 福祉用具ヒヤリハット等検証

1) 福祉用具安全推進員研修会の開催

東京と福岡で開催し、84 名が修了した。受講者は熱心に参加し、福祉用具使用のリスク回避並びに福祉用具の安全性への認識は高まった。アンケート結果によると研修内容については大変好評で、各地で開催してほしいとの意見があった。

今後は、福祉用具の事故・ヒヤリハット情報収集のためのキーパーソンとする。

2) 福祉用具ヒヤリハット等事例収集及び提供

「製品に起因しない事故」や「ヒヤリハット情報」等を福祉用具安全推進員研修会の受講者から新しく 32 事例を収集した。

その内容を委員会で精査・検証し、類似の事例等を除く 19 事例を追加で掲載し、合計 351 事例を協会ホームページから情報提供した。

3) 福祉用具を安全に利用するためのハンドブック作成

福祉用具ヒヤリハット情報を周知・啓発させるため、ハンドブックを作成し、関係機関等へ配付した。

第 2 部 資料編

福祉用具臨床的評価事業に関する規程

1. 福祉用具臨床的評価事業業務方法書.....	32
（認証業務マニュアル）	
・ 事業の目的、適用、用語の定義、認証業務及び組織	
・ 臨床的評価、認証、申請書類等	
2. 認証センター業務規程.....	44
（品質マニュアル）	
・ 目的、適用、用語の定義	
・ 業務の基本方針、業務文書等	
3. 福祉用具臨床的評価事業認証委員会規程.....	46
・ 設置、業務権限、構成	
・ 開催、審議、部会、守秘義務等	
4. 福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程.....	48
・ 評価基準の作成および掲載項目、判定基準	
・ 共通評価基準	
5. 福祉用具臨床的評価機関登録規程.....	59
・ 評価機関の登録申請等	
6. 福祉用具臨床的評価認証マークに関する細則.....	64

福祉用具臨床的評価事業は、安全で、使い勝手の良い福祉用具を認証していく仕組みであり、本システムの公平性・信頼性を高め、社会から信頼が得られるシステムとなるよう、ISO/IEC Guide 65 に規定される「製品認証機関に対する一般要求事項」に準拠した運営体制の構築が図られるよう努めるものである。

公益財団法人テクノエイド協会

1. 福祉用具臨床的評価事業業務方法書 (認証業務マニュアル)

1. 目的

本規程は、介護保険等において公的給付される福祉用具の適切な普及を図るため、福祉用具を臨床的な側面から評価（実際の使用場面を想定する評価）し、安全で、使いやすい福祉用具を認証する業務に関する方法を定め、福祉用具の安全利用の確保に資することを目的とする。

2. 適用

本規程は、公益財団法人テクノエイド協会（以下「本協会」という。）が実施する「福祉用具臨床的評価事業」（以下「本評価事業」という。）に適用する。

3. 用語の定義

3. 1 福祉用具

本評価事業で対象とする福祉用具は、介護保険等において公的給付の対象となりうる福祉用具の種目とし、認証委員会で決定する。

（本評価事業で対象とする福祉用具の種目及び対応するJIS規格番号）

1. 手動車いす（JIS T 9201 手動車いす）
2. 電動車いす（標準形・簡易型）（JIS T 9203 電動車いす）
3. 電動車いす（ハンドル形）（JIS T 9208 ハンドル形電動車いす）
4. 特殊寝台（JIS T 9254 在宅用電動介護用ベッド）
5. 車いす用可搬型スロープ（JIS T 9207 車いす用可搬形スロープ）
6. 入浴台（JIS T 9257 入浴台）
7. 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ
（JIS T 9258 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ）
8. 浴槽内いす（JIS T 9259 浴槽内いす）
9. 入浴用いす（JIS T 9260 入浴用いす）
10. ポータブルトイレ（JIS T 9261 ポータブルトイレ）
11. 歩行器・歩行車（JIS T 9264 歩行補助具－歩行器）
11. 歩行器・歩行車（JIS T 9265 歩行補助具－歩行車）
12. エルボークラッチ・多脚つえ
（JIS T 9266 歩行補助具－エルボークラッチ）
（JIS T 9267 歩行補助具－多脚つえ）
13. ベッド用テーブル（JIS T 9269 ベッド用テーブル）

3. 2 評価基準

評価基準とは、本評価事業の対象となる福祉用具の種目毎に制定された臨床的評価の基準をいう。※別添「評価対象及び評価項目」参照

3. 3 申請者

福祉用具の製造事業者又は輸入事業者であって、その製品について本評価事業による認証を本協会に依頼するものをいう。

3. 4 認証

申請者により、認証を依頼された福祉用具について、申請者による「申請書(様式1)」及び評価機関による「評価報告書(様式2)」を基に、認証センターで審査し、認証の可否を決定する手続きをいう。

4. 認証業務及び組織

4. 1 認証業務の基本方針

本協会は、本評価事業による認証を行うにあたり、業務の基本方針を次のとおり定める。

- (1) 全ての申請者から依頼された本評価事業を公平に行う。
- (2) 本評価事業を適正に遂行するための要員を確保し、それを維持する。

4. 2 認証センター

本評価事業の遂行のため、本協会の普及部を「福祉用具認証センター」(以下「認証センター」という。)として位置付ける。

認証センターの業務に関する規程は「福祉用具認証センター業務規程」に定める。

- (1) 認証センター長は、普及部長とする。
- (2) 認証センター長は、本評価事業の遂行責任を負う。
- (3) 認証センター長は、認証の可否を決定する。
- (4) 認証センター長は、本評価事業の業務手順を文書化し維持する。
- (5) 評価基準の登録・公開・更新を行う。

4. 3 認証委員会

本評価事業のあり方を審議し、以下の事項について、本協会理事長に答申を行う認証委員会を設置する。理事長は、答申を尊重しなければならない。

認証委員会の運営に関する規程は「福祉用具臨床的評価事業認証委員会規程」に定める。

- (1) 評価基準の制定
- (2) 評価者の要件等、評価制度に係わる事項
- (3) 評価結果の確認、公表
- (4) 苦情処理・サーベランス結果等の評価の妥当性に係わる事項

4. 4 基準部会

本評価事業において使用する評価基準の作成及び見直し等を行い、認証委員会に提議する基準部会を認証委員会の下部組織として設置する。

4. 5 苦情処理・サーベランス部会

本評価事業の業務遂行に関する苦情、本評価事業により、認証された製品に関する苦情等の処理の状況及び事故等の市場情報を審議し、認証委員会に提議する苦情処理・サーベランス部会を認証委員会の下部組織として設置する。

- (1) 苦情処理・サーベランス部会は、必要に応じて開催するものとし、認証センターの苦情処理状況等の審議を行い、認証委員会及び本協会理事長に報告する。
- (2) 認証センター長は、臨時の部会の開催を部会長に依頼することができる。

5. 臨床的評価

5. 1 評価基準

評価基準は、基準部会において、その原案を作成し、認証委員会で審議・制定し、認証センター長が登録し公開する。

評価基準の制定に関する規程は「福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程」に定める。

5. 2 評価機関

臨床的評価は、評価機関に委託して実施する。

評価機関の登録に関する規程は「福祉用具臨床的評価機関登録規程」に定める。

- (1) 臨床的評価の受託を希望する評価機関は、あらかじめ認証センター長に申請する。
- (2) 認証センター長は、臨床評価機関として適切に評価できる能力を有するかを審査する。ただし、その審査に疑義が生じた場合は、下記の観点から認証委員会の意見を求めることができる。
 - a) 要員の能力及び経験
 - b) 臨床的評価の結果
- (3) 認証センター長は、審査の結果、評価機関として認定した機関へ指定書を交付する。

6. 認証

6. 1 認証の要件

臨床的評価における認証は、下記の要件を全て満足する製品の製造事業者又は輸入事業者に与えられる。

- (1) 工学的安全性において、J I S 認証、又は S G 認証を受けていること。
- (2) 臨床的評価において、評価結果が評価基準を満足していること。

但し、認証製品に生じた事故についての損害賠償等の責任を負うものではない。

6. 2 認証の申請

認証の手続きは、認証を受けようとする福祉用具の製造事業者又は輸入事業者の申請によって開始される。

- (1) 申請者は、認証申請書（様式1）を認証センターに提出する。
- (2) 認証センターは、記入事項等の書類審査を行ったうえで申請を受け付ける。
- (3) 申請者は、所定の審査料を認証センターに預託する。

評価機関と申請者との間に利害関係がある場合には、その利益相反について、公平性、透明性が確保される方策を講じること。

6. 3 臨床的評価

認証センターは、登録済みの評価機関の中から評価機関を選定し、臨床的評価を依頼する。

- (1) 評価対象の製品は、申請者が認証センターの通知する評価機関に指定日時に持ち込むこと。
- (2) 評価に際して、事前の調整を必要とする福祉用具においては、申請者が指定日時までに完了させること。
- (3) 評価機関は、評価チームを編成し、評価を開始すること。
- (4) 評価チームには、申請者と利害関係のある要員を含んではならないこと。

評価チームは、評価責任者を含む4～5名程度により編成し、以下の有資格者を含まなければならない。但し、評価責任者は有資格者を兼任することができる。

- エンジニア 工学的側面を理解しユーザビリティ評価できるもの
- PT又はOT 運動機能や生活機能の観点から評価できるもの
- 相談担当者 在宅における適合経験があるもの（3年以上）
- エキスパートユーザー 障害当事者（あらゆる障害に精通した者が望まれる。）

- (5) 評価の判定方法は下記とする。
 - a) 判定は、評価項目毎に実施し、評価チームの合議により判定し、判定結果を評価責任者が記録する。
 - b) 判定は、各評価項目並びに福祉用具臨床的評価事業共通評価基準によるものとし、評価チームにおいてその適応に疑義を生じた場合には、評価責任者が認証センターと協議を行うものとする。
 - c) メーカーの取扱説明書に利用者の適応範囲が明確に設定されている場合は、上記b)の福祉用具臨床的評価事業共通評価基準における想定する利用者及び介護者等を変更することができる。但し、判定結果には、その旨を明記すること。
 - d) 判定結果は、評価報告書（様式2）及び、別紙として項目別の判定結果を記入した書類を添付して、認証センターに提出する。
 - e) 評価報告書（様式2）の判定結果は、原則として、項目別の判定結果を基に、「合」・「否」を明示する。

6. 4 認証審査

認証センターは、「申請書（様式1）」及び「評価報告書（様式2）」を審査し、認証の可否を決定する。

(1) 認証可の基準は、次のとおりとする。

イ 工学的安全性において、JIS認証、又はSG認証を受けていること。

ロ 評価報告書（様式2）の判定結果が、原則として「合」であること。

但し、認証センターは、必要に応じ、総合的に調整を行ったうえで総合判定結果の変更の可否を審議し、「合」「否」を決定することができる。

(2) 認証センターは、必要に応じ、複数の評価機関に評価を依頼することができる。

(3) 申請書の内容に疑義が生じた場合は、申請者に再提出を指示することができる。

(4) 認証不可とする場合には、その理由を明示しなければならない。

6. 5 認証通知

(1) 認証センターは、認証可と決定した製品について、申請者に「認証通知書（様式3）」により、審査結果を通知する。通知書には評価報告書（写）を添付する。

(2) 認証可となった製品は、認証製品リストに登録するとともに、本協会のホームページを通じて情報公開する。また、メーカーの希望に応じて評価結果の詳細も公表できるものとする。

(3) 認証可となった製品は、本協会と申請者の契約締結により「福祉用具臨床的評価事業認証（QAP）マーク」を表示することができる。マークの様式、媒体等については別に定める。

6. 6 認証不可通知

(1) 認証センターは、認証不可と決定した製品について、申請者に「認証不合格通知書（様式4）」により、その審査結果を通知する。通知書には、評価報告書（写）を添付する。

(2) 通知書には、認証不可の理由を明示しなければならない。

(3) 通知書に「異議申立書（様式5）」を添付し、申請者の異議を受け付ける。

(4) 通知書に「是正処置報告書（様式6）」を添付し、申請者の改善の申し立てを受け付ける。

6. 7 再審査

(1) 認証センターは、認証不可とした製品について、「異議申立書（様式5）」が提出された場合には、速やかに再審査を行い、認証の可否を決定する。

(2) 認証センターは、「是正処置報告書（様式6）」が提出された場合には、是正処置の有効性を審査し、認証の可否を決定する。

(3) 前2項の書類が提出された場合、認証センターによる必要性の判断により、最初に評価を行った機関又は、別の評価機関へ再度評価を依頼することができる。

6. 8 認証の有効期間

- (1) 認証の有効期間は3年間とする。
- (2) 認証の延長は「6. 2 認証の申請」による。
但し、認証センターは、書類審査のみで再認証することができる。
- (3) 認証の方法に重要な変更が生じた場合には、有効期間を短縮することができる。
- (4) 有効期間の短縮は、認証委員会の審議を経なければならない。
(重要な変更の例示)
 - a) 評価基準が大きく改定された場合
 - b) J I S規格が大きく改定された場合

6. 9 認証業務の監視

- (1) 認証センターは、認証可否の状況を認証委員会へ報告しなければならない。
- (2) 認証センターは、異議申立書が提出された案件について、認証の可否にかかわらず、異議申立ての処理の経緯について、苦情処理・サーベランス部会に報告しなければならない。
- (3) 認証センターは、認証業務についての苦情を受け付けた場合は、誠意を持って対応し、苦情処理の経緯を記録する。

6. 10 認証製品の監視

- (1) 認証センターは、認証製品についての情報を監視し、問題があるときは苦情処理・サーベランス部会に報告しなければならない。
- (2) 認証センターは、認証製品についての苦情受付窓口を設け、苦情情報を受け付ける。
- (3) 認証センターは、認証製品の事故や申請者の品質管理体制について広く情報を収集する。

6. 11 認証取消

- (1) 認証センターは、認証製品に問題が生じた場合、認証を取り消すことができる。
- (2) 認証センターは、理由を明示した「認証取消通知書」を申請者に送付するとともに、認証製品リストから抹消し、公開情報等を訂正する。
- (3) 認証の取り消しは、苦情処理・サーベランス部会に報告しなければならない。

7. 1 付則

- (1) 国庫補助金の交付を受けて本評価事業を実施する場合、6. 2 (3) に定める審査料の規程は、適用しない。

様式 1

認証申請書

平成 年 月 日

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長 殿

申請者の名称 _____

代表者名 _____ 印

住所 〒□□□-□□□□

TEL 番号 _____ ()

FAX 番号 _____ ()

電子メールアドレス _____

福祉用具の臨床的評価による認証を申請します。

製品の名称	
型式番号	
福祉用具の種目	<input type="checkbox"/> 手動車いす <input type="checkbox"/> 電動車いす（標準形、簡易形、ハンドル形） <input type="checkbox"/> 特殊寝台 <input type="checkbox"/> スロープ <input type="checkbox"/> 入浴台 <input type="checkbox"/> 浴槽内いす <input type="checkbox"/> 浴室用すのこ及び浴槽用すのこ <input type="checkbox"/> 入浴用いす <input type="checkbox"/> 歩行器・歩行車 <input type="checkbox"/> ポータブルトイレ <input type="checkbox"/> エルボークラッチ・多脚つえ <input type="checkbox"/> ベッド用テーブル
製造事業所	事業所の名称 _____ 住所 〒□□□-□□□□ TEL 番号 _____ () FAX 番号 _____ ()
工学的安全性	適合の証明方法： 第三者認証による認証書を添付すること。
TAISコード (取得している場合のみ記載 すること。)	□□□□□-□□□□□□ (付属品) □□□□□-□□□□□□
QAPコード	(記入不要)
備考(付属品等)	

様式 2

福祉用具臨床的評価報告書

平成 年 月 日

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長 殿

評価機関名 _____

責任者名 _____ 印

住所 〒□□□-□□□□

TEL 番号 _____ ()

FAX 番号 _____ ()

電子メールアドレス _____

福祉用具臨床的評価の結果について報告します。

製品の名称	
製品型番	
メーカー名	
TAISコード (取得している場合のみ記載すること。)	□□□□□-□□□□□□
QAPコード	
備考	

判定結果	合・否
------	-----

判定基準の変更 無し・有り ()

総評	
----	--

受付	認証	情報	備考

様式 3

認証通知書

認証センター発第 号
平成 年 月 日

(申請者) 殿

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長

下記製品は、福祉用具臨床的評価の認証に合格しましたので通知します。

製品の名称	
製品型番	
メーカー名	
TAISコード (取得している場合のみ記載すること。)	□□□□□-□□□□□□
QAPコード	
備考	

判定結果	合
------	---

判定基準の変更 無し・有り ()

総評	
----	--

注意：評価申請時と異なる方法に製造方法を変更する場合には、再審査が必要となる
ことがありますので、速やかに福祉用具認証センターにご連絡下さい。

受付	認証	情報	備考

様式 4

認証不合格通知書

認証センター発第 号
平成 年 月 日

(申請者) 殿

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長

下記製品は、福祉用具臨床的評価の認証に合格しませんでしたので通知します。

製品の名称	
製品型番	
福祉用具の種目	
メーカー名	
TAISコード (取得している場合のみ記載すること。)	□□□□□-□□□□□□
QAPコード	
備考	

判定結果	否
------	---

判定基準の変更 無し・有り()

総評	
----	--

- (1) 不合格の理由に異議がある場合は、様式5により異議申立書を提出してください。
(2) 不合格の原因箇所を改善する場合は、様式6により是正処置報告書を提出してください。

受付	認証	情報	備考

様式 5

異議申立書

平成 年 月 日

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長 殿

申請者の名称 _____

代表者名 _____ 印

住所 〒□□□-□□□□

TEL 番号 _____ ()

FAX 番号 _____ ()

電子メールアドレス _____

平成 年 月 日付認証センター発第 号による、福祉用具臨床的評価の認証不合格通知に対し、異議を申し立てます。

製品の名称	
型式番号	
福祉用具の種目	
不合格の理由	
異議申立ての理由	
TAISコード (取得している場合のみ記載すること。)	□□□□□-□□□□□
QAPコード	

是正処置報告書

平成 年 月 日

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長 殿

申請者の名称 _____
 代表者名 _____ 印
 住所 〒□□□-□□□□

 TEL 番号 _____ () _____
 FAX 番号 _____ () _____
 電子メールアドレス _____

平成 年 月 日付認証センター発第 号による、福祉用具臨床的評価の認証不合格通知に対し、是正処置を実施しますので、確認をお願いします。

製品の名称	
型式番号	
福祉用具の種目	
不合格の理由	
是正処置	1. 是正処置の計画概要 2. 是正処置の実施日（又は予定日） 3. 是正処置の結果、確認可能となる日
TAISコード (取得している場合のみ記載すること。)	□□□□□-□□□□□
QAPコード	

2. 認証センター業務規程 (品質マニュアル)

1. 目的

本規程は、公益財団法人テクノエイド協会の普及部に設置する「福祉用具認証センター」の業務の品質を維持し、福祉用具臨床的評価事業（以下「本評価事業」という。）の信頼性を高め、もって社会の信頼に応えることを目的として制定する。

2. 適用

本規程は、公益財団法人テクノエイド協会（以下「本協会」という。）の普及部に設置する「福祉用具認証センター」（以下「認証センター」という。）が実施する業務に適用する。

3. 用語の定義

3. 1 福祉用具

本評価事業で対象とする福祉用具は、介護保険等において公的給付の対象となりうる種目の福祉用具とし、認証委員会で選定する。

3. 2 評価基準

評価基準とは、本評価事業の対象となる福祉用具の種目毎に制定された臨床的評価の基準をいう。※別添「評価対象及び評価項目」参照

3. 3 申請者

福祉用具の製造事業者又は輸入事業者であって、その製品について本評価事業による認証を本協会に依頼するものをいう。

3. 4 認証

申請者により、認証を依頼された福祉用具について、申請者による「申請書（様式1）」及び評価機関による「評価報告書（様式2）」を認証センターで審査し、認証の可否を決定する手続きをいう。

4. 業務の基本方針

本認証センターは、その業務の遂行にあたり、業務の基本方針を次のとおり定める。

- (1) 全ての業務を公平に行い、申請者による差別等の不公平な業務は行わない。
- (2) 本認証センターの業務は、本業務規程に基づいて遂行する。
- (3) 本認証センターの業務を適正に遂行するための要員を確保し、それを維持する。

5. 業務文書

認証センターは、業務に必要な業務手順書及び業務記録を定め、手順に従い管理する。

(1) 業務手順書

業務手順書は、文書の区分毎に、必要に応じ作成・承認等を行う。

文書区分	識別 No.	作成者	承認者
福祉用具臨床的評価業務方法書	認証センター 規程	普及部	認証センター長
福祉用具認証センター業務規程 福祉用具臨床的評価認証委員会規程 福祉用具臨床的評価判定基準制定規程	個別規程	普及部	認証センター長
個別の評価項目	個別基準	認証委員会	認証センター長
その他の一般文書	一般文書	普及部	認証センター長

(2) 業務記録の管理

業務記録は、記録の区分毎に、認証センターに保管する。業務記録には下記の記録がある。

品質記録の名称区分	識別 No.	作成者	承認者	保管期限
認証製品リスト	認証－	業務責任者	認証センター長	20年
認証記録（個別製品）	同上	業務責任者	認証センター長	20年
評価記録（個別製品）	評価－	業務責任者	認証センター長	20年
評価機関委託契約書	委託－	業務責任者	認証センター長	20年
苦情処理	K－	業務責任者	認証センター長	3年
内部監査	N－	認証センター長		3年
是正処置	C－	業務責任者	認証センター長	3年
予防処置	P－	業務責任者	認証センター長	3年
申請書リスト	申請－	業務責任者	認証センター長	10年

6. 内部監査

(1) 本評価事業が、適正に遂行されているかどうかを確認するため、認証センター長は、毎年5月に認証センター業務の内部監査を実施する。

3. 福祉用具臨床的評価事業認証委員会規程

(設置)

第1条 福祉用具認証委員会（以下「本委員会」）は、介護保険等において公的給付される福祉用具の適切な普及を図るため、福祉用具を臨床的側面から評価し、安全で使いやすい福祉用具を認証する業務のあり方を審議し、公益財団法人テクノエイド協会（以下「本協会」という。）理事長に答申することを目的として、本協会内に設置する。

(業務権限)

第2条 本委員会は、本協会理事長の委嘱により、以下の事項を審議し、決定する。本協会理事長は、その決定を尊重するものとする。

- (1) 評価基準の制定
- (2) 評価者の要件等、評価事業全般に係わる事項
- (3) 評価結果の確認、公表
- (4) 苦情処理・サーベランス結果等の妥当性に係わる事項

(構成)

第3条 本委員会の委員は、本協会理事長が委嘱する。

- (1) 本委員会の委員長は、委員の互選により定める。
- (2) 本委員会の事務は、本協会内の普及部が行う。

(開催)

第4条 本委員会は、委員長が召集し、統括する。

(審議)

第5条 本委員会の審議は、合議制で行い、合意に至らない場合の審議は、委員長が決定するものとする。

- (1) 委員は、以下の利害関係のある議案について、原則的には審議に参加できないものとし、委員と審議事項との利害関係がある場合には、その利益相反について、公平性、透明性が確保される方策を講じること。
 - ・委員の属する組織に関する審議
 - ・委員の属する組織の成果物に関する審議
 - ・委員が助言・指導した組織の成果物に関する審議

(部会)

第6条 本委員会に対する答申機関として、次の部会を設置する。

- ・基準部会
- ・苦情処理・サーベランス部会
- ・その他本委員会が必要とする部会

- (1) 部会長は、本委員会の委員とし、本委員会が指名する。
- (2) 部会員は、部会長の推薦により、本協会理事長が委嘱する。
- (3) 部会の運営規則は、本委員会の運営に準ずる。

(守秘義務)

第7条 委員及び部会員は、本委員会の業務により知り得た情報を、本委員会業務以外の目的に使用または漏えいしてはならない。なお、この守秘義務は、委員及び部会員でなくなった後も継続するものとする。

(報酬等)

第8条 委員報酬等の細則は、本協会内の規定に準ずる。

4. 福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程

(制定範囲)

第1条 臨床的評価の評価基準は、認証委員会が定めた福祉用具の臨床的評価による認証の評価対象製品区分毎に制定する。

(原案作成)

第2条 評価基準の原案の作成は、認証委員会が設置する基準部会に委嘱する。

(記載項目)

第3条 評価基準は、本規程の別紙に定める共通評価基準を基礎として制定されなければならない。

第4条 評価基準には、以下の事項を明示しなければならない。

但し、共通評価基準を変更せずに適用する場合は、記載を省略できる。

※別添「評価対象及び評価項目」参照

- (1) 福祉用具の製品区分
- (2) 評価にあたって想定する利用者
- (3) 評価にあたって想定する介護者
- (4) 評価項目
- (5) 確認方法
- (6) 判定の目安
A、B、Cの3区分毎に具体的な目安を明示する。
但し、取扱・表示の評価項目については、「留意点」に置き換える。
- (7) 解釈基準等
本項目については、必要に応じて明示する。
- (8) 判定結果欄
- (9) 特記事項欄

(制定及び改廃)

第5条 評価委員会は、評価基準の原案を審議し、制定する。

- (1) 評価委員会は、必要に応じて、評価基準の見直しの必要性の有無を審議する。
- (2) 評価委員会は、必要に応じて、評価基準を見直すことができる。

(公表)

第6条 認証センター長は、制定された評価基準を登録し、公開するとともに、申請者の求めに応じて供与しなければならない。

別紙

福祉用具臨床的評価共通評価基準

1. 介護保険の種目及び該当する J I S 規格名称及び番号

臨床的評価における 種目名称	介護保険における該当種目	該当する J I S 規格
1. 車いす	貸与告示第 1 項 車いす	JIS T 9201 手動車いす
2. 電動車いす (標準形・簡易形)	貸与告示第 1 項 車いす	JIS T 9203 電動車いす
3. 電動車いす (ハンドル形)	貸与告示第 1 項 車いす	JIS T 9208 ハンドル形電動車いす
4. 特殊寝台	貸与告示第 3 項 特殊寝台	JIS T 9254 在宅用電動介護用ベッド
5. 車いす用可搬形スロープ	貸与告示第 8 項 スロープ	JIS T 9207 車いす用可搬形スロープ
6. 入浴台	購入告示第 3 項 入浴補助用具	JIS T 9257 入浴台
7. 浴室内すのこ及び浴槽内 すのこ	購入告示第 3 項 入浴補助用具	JIS T 9258 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ
8. 浴槽内いす	購入告示第 3 項 入浴補助用具	JIS T 9259 浴槽内いす
9. 入浴用いす	購入告示第 3 項 入浴補助用具	JIS T 9260 入浴用いす
10. ポータブルトイレ	購入告示第 1 項 腰掛便座	JIS T 9261 ポータブルトイレ
11. 歩行器・歩行車	貸与告示第 9 項 歩行器・歩行車	JIS T 9264 歩行補助具－歩行器 JIS T 9265 歩行補助具－歩行車
12. エルボークラッチ・多 脚つえ	貸与告示第 10 項 歩行補助つえ	JIS T 9266 歩行補助具－エルボークラッチ JIS T 9267 歩行補助具－多脚つえ
13. ベッド用テーブル	貸与告示第 4 項 特殊寝台付属品	JIS T 9269 ベッド用テーブル

2. 判定にあたっての共通基準について

各評価項目の判定にあたっては、個別に定められた「判定の目安」を参考にするとともに、最終的には、以下の基準に照らし決定することとする。

また、想定した利用者以外を主たる利用者として想定している用具、特別なニーズを満たす用具等でその情報が利用者にとって有益である場合、あるいは、特殊な使用環境や周辺状況下で用具を使用する場合は、その旨を特記事項に記述することとする。

(1) 判定に係わる共通事項

A：問題なし	「一般的な利用者（介護者を含む）が、福祉用具を使用する上での安全性及び適合性が確保されており、公的給付による使用が適切である。」と判断できるもの
B：許容できる	「一般的な利用者（介護者を含む）が、福祉用具を使用する上での安全性は確保されているが、利用者の条件に適合させるには一定の専門性が必要であるもの。但し、専門家（OT・PT等）による適合は可能であるため、公的給付による使用が適切である。」と判断できるもの
C：問題あり	「一般的な利用者（介護者を含む）が、福祉用具を使用する上での安全性又は適合性に問題があるため、公的給付による使用が適切さに欠けるまたは適切ではない。」と判断できるもの

(2) 種目に係わる共通事項

介助者について	<p>評価項目の中には、ブレーキ操作やリクライニング操作、ティルト操作、また移乗動作等、介護者が行う事項が存在しており、ここでは、一般的なヘルパーが介助することを想定する。</p> <p>但し、想定した介護者以外を主たる介護者として想定している用具、特別なニーズを満たす用具でその情報が利用者や介護者にとって有益である場合は、あるいは、特殊な使用環境や周辺状況下で用具を使用する場合は、特記事項にその旨整理して評価を行う。</p>
適合等について	<ol style="list-style-type: none"> ① 利用者の身体状況に適合していることを前提に評価する。 ② 利用者（介護者を含む。）が、取扱説明書を読んでいること。また、きちんとした説明を受けたことを前提に評価する。 ③ 利用者が使うことを前提に評価する。 ④ エンドユーザー（利用者や介護者）が、工具を使用して日常的に行う軽微な調整等については、評価の対象とする。

(3) 各種目に係わる評価条件

種 目	想定する利用者等について
1. 車いす	<p>〔想定する利用者〕</p> <p>① 日常的に歩けない人や長時間歩くことが困難な要介護者</p>
2. 電動車いす（標準形、簡易形）	<p>〔想定する利用者〕</p> <p>① 日常的に歩けない人や長時間歩くことが困難な要介護者であって、自走用標準型車いすを操作することが難しい要介護者</p> <p>② 上肢に力のない人や、指の巧緻性がない者でも、ジョイスティックレバーを操作できる程度の機能が残っている者</p> <p>③ 重度の認知症のため短期記憶等が著しく障害されている場合の要介護者は除く</p>
3. 電動車いす（ハンドル形）	<p>〔想定する利用者〕</p> <p>① 日常的に歩けない人や長時間歩くことが困難な要介護者であって、自走用標準型車いすを操作することが難しい要介護者</p> <p>② 車いす上での座位保持能力がない人や、重度の認知症のため短期記憶等が著しく障害されている場合の要介護者は除く</p>
4. 特殊寝台	<p>〔想定する利用者〕</p> <p>① 日常的に寝返り、起き上がり、立ち上がりが何かにつかまらなとできない要介護者</p>
5. 車いす用可搬形スロープ	<p>〔評価にあたっての統一事項〕</p> <p>① スロープの重さは20kgまでのもの（レール形は1本が20kg）</p> <p>② 使用する車いす「標準形の自操用車いす」とする</p> <p>③ 車いすに乗車するモデルの体重は「50kg～60kg」とする</p> <p>④ スロープを架ける段差の高さは、「適路段差高さの範囲」の最大値とする</p> <p>⑤ スロープを昇降する際、使用する車いすによっては、フットプレートや転倒防止バーがスロープや地面に干渉することがあるため、干渉する場合には、介助者がキャストアップなどの操作を行うこととする</p> <p>⑥ スロープを架ける上端及び下端の環境は、フラットで安定性が保たれ、きちんと適合していることとする</p>
6. 入浴台	
7. 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ	<p>〔評価にあたっての統一事項〕</p> <p>① 評価環境に合わせて全体にすのこを敷き詰めることは困難なことから、JIS認証された既製品による評価とする</p> <p>② 評価にあたっては、全体に敷き詰めた状態であることを想定し、評価すること（「浴槽内すのこ」で部分的な使用が可能なタイプは除く）</p> <p>③ すのこの高さは諸元表に記載されている最大高で行うこと。</p>
8. 浴槽内いす	
9. 入浴用いす	<p>〔想定される利用者〕</p> <p>① 立ち座りの動作が、不安定な人</p> <p>② 肘掛けがある製品を試用する人には、洗体時の体幹バランスが不安定な人も含まれる</p> <p>※浴槽への出入りは、「座位移動により行っている人」や、「立位により行っている人」などが想定される</p> <p>〔想定する使用環境〕</p> <p>① 一坪程度の浴室の広さを想定する</p> <p>② 石鹸やボディークリーム等を使用した場面までは想定しない</p>

<p>10. ポータブルトイレ</p>	<p>〔想定される利用者〕</p> <p>① 要介護3程度までの利用者を想定することとし、トイレ上で安楽な姿勢をとることができる者とする。</p> <p>② トイレまでの移動距離を短くしたい人</p> <p>③ 肘掛けがある製品を使用する人には、排泄時の体幹バランスが、多少不安定な人も含まれる ※「通常トイレの環境に問題がある人」や、「通常トイレまでの住環境に問題がある人」が想定される ※使用頻度としては、「介助者が不在の時」、「夜間のみ使用している人」などが想定される</p>
<p>11. 歩行器・歩行車</p>	<p>〔想定される利用者〕</p> <p>① 何かにつかまれば、歩行できる人</p> <p>② 短い距離の歩行は可能であるが、長い距離の歩行は困難な人</p> <p>③ 歩行時のバランスが、不安定な人</p>
<p>12. エルボークラッチ・多脚つえ</p>	<p>〔想定される利用者〕</p> <p>① 歩行時の体幹バランスが、不安定な人 但し、エルボークラッチについては、上肢機能の低下、もしくは体重を支持するための十分な筋力を備えていない人も含む</p>
<p>13. ベッド用テーブル</p>	<p>〔想定される利用者〕</p> <p>① ベッド上で食事をとる、または雑誌を読む等の活動を行う人</p> <p>〔評価にあたっての統一事項〕</p> <p>① テーブルに適合する特殊寝台を利用する</p>

3. 評価実施機関向け評価指針について

上記2の共通基準による他、認証センターでは、実施機関向けの評価指針を作成し、実施機関は評価実施に際して、これをもとに評価にあたることとする。

なお、この規程に定めがない場合には、都度必要に応じて、認証センターと実施機関において協議のうえ、決定することとする。

(1) 車いす

4. 保守・保清性－ (1) 保守－ 1 保守が容易にできるか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	日常的に利用者／介護者が保守を行うべき箇所をタイヤの空気圧の調整に限定して、その操作がしやすいかどうかを確認する。

4. 保守・保清性－ (2) 保清性－ 1 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	想定される保清の内容は、身体が接触する箇所(座／背シート、アームサポート、ヘッドサポート、ハンドル、ハンドリム、ブレーキ等)が保清しやすいかどうかを判断する。

(4) 特殊寝台

評価の際に用いる車いすに係る評価指針	
評 価 指 針	
評価を行う際に使用する車いすについては、当該ベッドに適用した使いやすい機器(アームレスト跳ね上げ式等)を評価実施機関が選定する。また、利用者の身体状況に適合していることを前提とする。	

1. 操作機能性－ (3) 電動機能(背上げ、足上げ、昇降機能)－ 1 膝関節位置と股関節位置にズレが生じないか	
確認方法	評価指針
股関節と膝関節の位置が適合しているか確認する。 具体的には、以下の手順で行う。 ①基本位置に仰臥位で寝る。(基本位置はメーカーが指定しているときは指定位置)。指定していない時には、「別記」参照。 ②膝関節を最大角度まで上げる。 ③次いで背を40度まで上げる。(背・膝連動タイプは、背を40度まで上げる。)	途中で圧迫感や大きなズレを感じても、その解除動作(介助でも自立でも)は行わない。 モデル身長は、取説に記述されている中間値程度とする。記述がない場合は155～160cmの範囲とする。 別記： ①ベッドを平らにした状態で、モデルはヘッドボードに近い位置に寝る。 ②膝関節を最大に上げる。 ③次に背を40度まで上げる。 ④上記③の状態でも10秒ほど静止する。 ⑤背を平らまで下げる。 ⑥膝を平らまで下げる。 ⑦この位置を基本位置と設定する。

1. 操作機能性－ (4) その他－ 3 足元にマットレス止めを備えているか	
確認方法	評価指針
操作および目視により確認する。標準的なマットレスを使用し、モデルを標準的な位置に寝かせて足上げをした後に背を挙げるといった動作を繰り返して、一杯まで背を上げる。この後、背を平らにし、これらの過程でマットレスのズレを確認する。	実際の介助場面を想定し、サイドレールを外した状態で評価する。

(5) 車いす用可搬形スロープ

4. 保守・保清性－ (1) 保清性－ 1 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	屋外で使用する人が多いことから、日常の簡単な手入れ程度（拭き掃除や掃き掃除）を評価の範囲とする。

(6) 入浴台

4. 保守・保清性－ (1) 保守－ 1 保守が容易にできるか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	座面の水平を保つために行うロックナット等による脚の高さ調整は、日常的な保守の範囲とする。

4. 保守・保清性－ (2) 保清性－ 1 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	カビが発生しないよう、水を抜きやすいかなど、簡単に手入れできるか確認をする。

(7) 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ

1. 操作機能性－ (2) 使用時の設置状況－ 2 用具にズレが生じないか	
確認方法	評価指針
中央や四隅などを足で数回踏み込むなどして、用具に大きなズレが生じないか確認する。	浴槽内すのこについては、湯を張った状態で評価する。

2. 安全性－ (1) 全般－ 4 入浴及び入浴介助動作時に転倒する危険性はないか	
確認方法	評価指針
天板の形状やデザイン、ガタツキ、たわみなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。	浴槽内すのこについては、湯を張った状態で評価する。

4. 保守・保清性－ (1) 保清性－ 1 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	カビが発生しないよう、水を抜きやすいかなど、簡単に手入れできるか確認する。

(8) 浴槽内いす

1. 操作機能性－ (1) 設置・撤去－ 1 設置（固定）及び撤去（解除）が簡単にできるか	
確認方法	評価指針
<p>介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。</p> <p>※取説に明記された設置及び撤去の手順に沿って行うこと。但し、明記されていない場合には、①浴槽に湯を張った状態と②張っていない状態の両方により、設置及び撤去のしやすさを確認する。</p> <p>※吸盤により固定するものについては、その操作が簡単にできるかも確認すること。</p>	<p>湯を張った状態で評価をする。</p> <p>確認方法の①及び②で判定が異なる場合には、低い方の結果を判定欄に記録し、必要に応じて特記事項に記載すること。</p>

1. 操作機能性－ (3) 使用時の設置、固定性－ 1 使用時の設置、固定性（気になるほどのガタはないか）	
確認方法	評価指針
<p>利用者による入浴の場面を想定し、浴槽内いすが設置又は完全に固定されているか、実際に湯を張った状態で動作を行って確認する。使用時のガタつき、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。明記されていない場合、展示場等にある標準的な浴槽を想定する。</p> <p>※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションすること。</p> <p>※底部（浴槽底）のデザインや凹凸、模様などにより利用者の使用感が異なり利用者により有用な情報がある場合、その旨を特記事項に記入する</p>	<p>湯を張った状態で評価する。</p> <p>吸盤等により固定するものについては、設置に固定性の評価を含めること。</p>

1. 操作機能性－ (3) 使用時の設置、固定性－ 2 用具にズレが生じないか	
確認方法	評価指針
利用者による入浴の場面を想定し、用具に大きなズレが生じないか確認する。	湯を張った状態で評価する。

1. 操作機能性－ (4) 天板の形状－ 1 滑りにくい形状となっているか	
確認方法	評価指針
天板の形状やデザインなどに問題ないか、目視及び触感により確認する。	湯を張った状態で評価する。

2. 安全性－ (1) 全般－ 1 利用者や介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に湯を張った状態で入浴及び入浴介助動作を行い、目視及び触感によって確認する。	湯を張った状態で評価する。

2. 安全性－ (1) 全般－ 2 設置（固定）及び撤去（解除）時に身体を傷つけないデザインとなっているか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。 ※取説により記載された手順に沿って行うこと。但し、記述されていない場合、①浴槽に湯を張った状態と、②張っていない状態の両方で評価する。	湯を張った状態で評価する。 確認方法の①及び②で判定が異なる場合には、低い方の結果を判定欄に記録し、必要に応じて特記事項に記載すること。

2. 安全性－ (1) 全般－ 4 使用時に転倒する危険性はないか	
確認方法	評価指針
入浴及び入浴介助動作を行い、天板の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。	湯を張った状態で評価する。

2. 安全性－ (1) 全般－ 5 浴槽の内や外で、踏み台として利用した場合、転倒する危険性はないか	
確認方法	評価指針
利用者による入浴の場面を想定し、用具に大きなズレやガタツキが生じないか、実際に湯を張り確認する。 ※取説により、踏み台利用を禁止している場合は、対象外とする。 ※動作は、利用者が浴槽をまたぎ用具を踏み台として使用する動作をシミュレーションする。	湯を張った状態で評価する。

4. 保守・保清性－ (2) 保清性 1 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	カビが発生しないよう、水を抜きやすいかなど、簡単に手入れできるか確認する。

(9) 入浴用いす

全体に係る評価指針
評 価 指 針
手入れの状態や使用年数を重ねることにより、調節しづらくなる場合が想定されるが、ここでは新品を想定する。

1. 操作機能性－ (4) 背もたれの取り外し、取り付け 1 操作が簡単にできるか	
確認方法	評価指針
<p>利用者や介護者が行うことを想定し、座面の回転操作が簡単にできるか、利用者が座った状態で実際に操作して確認する。</p> <p>※座面の回転操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※操作レバーの位置や方法が適切か、利用者が座った状態で、実際に操作して確認する。</p> <p>※回転機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>利用者と介助者により操作感が異なる場合には、厳しい方の選択肢を選ぶことと、特記事項には双方の意見を記述することとする。</p>

1. 操作機能性－ (5) 使用時の安定性等について 1 使用時の安定性について（気になるほどのガタはないか）	
確認方法	評価指針
<p>利用者及び介護者による入浴介助の場面を想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。</p> <p>使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。</p> <p>※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。</p> <p>※また、入浴台としても使用可能なものについては、浴槽への出入り動作もシミュレーションを行う。</p> <p>※評価する環境について、洗い場には極端な水勾配は無いものとする。</p>	<p>座面や床に水をまいた状態で評価する。</p>

1. 操作機能性－ (5) 使用時の安定性等について 2 用具にズレが生じないか	
確認方法	評価指針
<p>利用者や介護者による入浴介助の場面を想定し、本体が大きくズレることがないか、実際の動作を行って確認する。</p> <p>※利用者や介護者の身体が、肘掛けや脚にあたり、本体にズレが生じるようなことはないか確認する。</p>	<p>座面や床に水をまいた状態で評価する。</p>

1. 操作機能性－ (6) 座面・背もたれ・肘置き of 素材、形状 1 座面・背もたれ・肘置き of 固さ	
確認方法	評価指針
利用者及び介護者による入浴介助の場面を想定し、座面・背もたれ・肘置き of 素材、形状は、過度に固すぎて痛いことはないか確認する。	座面や床に水をまいた状態で評価する。

1. 操作機能性－ (6) 座面・背もたれ・肘置き of 素材、形状 2 座面・背もたれ・肘置き of 滑りにくさ	
確認方法	評価指針
利用者及び介護者による入浴介助の場面を想定し、座面・背もたれ・肘置き of 素材、形状により、過度に滑りやすくないか確認する。	座面や床に水をまいた状態で評価する。

4. 保守・保清性－ (2) 保清性 2 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	カビが発生しないよう、水を抜きやすいかなど、簡単に手入れできるか確認する。

5. 福祉用具臨床的評価機関登録規程

(申請)

- 第1条 福祉用具臨床的評価事業に伴う評価機関の登録は、「福祉用具臨床的評価事業業務方法書(認証業務マニュアル)」に定めるところにより、臨床評価を実施しようとする者の申請により行う。
- 2 前項の登録は、認証センター長に対して、様式1「評価機関登録申請書」を提出することとする。
 - 3 前項の登録は、認証センターが承認した日より当該年度3月末日までの期間とする。

(登録の要件)

- 第2条 登録を申請する者(以下この条において「登録申請者」という。)は次に掲げる要件の全てに適合していなければならない。
- 一 福祉用具臨床的評価事業業務方法書(認証業務マニュアル)及び福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程を備えていること。
 - 二 登録申請者が臨床評価機関の認定を受けるための要件として次に掲げることを遵守すること。
 - イ 臨床評価機関には評価チームを編成し評価を行うこと。
 - ロ 評価チームには、申請者と利害関係のある要員を含んではならないこと。
 - ハ 評価チームは、評価責任者を含む4～5名程度により編成し、以下の有資格者を含まなければならない。ただし、評価責任者は有資格者を兼任することができる。
 - エンジニア：工学的側面を理解しユーザビリティ評価できる者
 - PT又はOT：運動機能や生活機能の観点から評価できる者
 - 相談担当者：在宅における適合経験がある者(3年以上)
 - エキスパートユーザー：障害当事者(あらゆる障害に精通した者が望ましい)
 - ニ 判定は、評価項目ごとに実施し、評価チームの合議制により判定すること。

(審査)

- 第3条 認証センターは、登録申請者を審議し、登録の可否を決定する。
- 2 認証センターは、評価機関の評価能力について、下記の観点から認証委員会の意見を求めることができる。
 - 一 要員の能力及び経験
 - 二 臨床的評価の結果
 - 3 認証センター長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を認めてはならない。
 - 一 福祉用具臨床的評価事業業務方法書(認証業務マニュアル)、福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程及び本規程を準拠せず不適切と認められるとき。
 - 二 第6条の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者であること。

(登録)

- 第4条 認証センターは、臨床評価機関として登録した機関へ指定書を交付する。
- 2 登録は、臨床評価機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - 一 登録年月日及び登録番号

- 二 臨床評価機関の名称及び住所
- 三 臨床評価機関が行う福祉用具の製品区分
- 3 認証センター長は、登録した臨床評価機関に専用システムにおいて使用するIDとパスワードを発行する。

(臨床的評価)

第5条 認証センターは、評価機関として登録した機関に製品を指定して臨床的評価を行わせることができる。

(登録の取消)

第6条 認証センターは、評価機関の評価体制等が不適切であると認める時には、評価機関の登録を取り消すことができる。

様式 1

評価機関登録申請書

平成 年 月 日

認証センター長 殿

評価機関名 _____

責任者名 _____ 印

住所 〒□□□-□□□□

TEL 番号 _____ ()

FAX 番号 _____ ()

電子メールアドレス _____

公益財団法人テクノエイド協会が行う福祉用具の臨床的評価業務に係わる評価機関として、登録願いたく、申請いたします。

福祉用具の製品区分	
当該製品に関する過去の業務経験、臨床的評価の実績等	
評価の体制	評価責任者氏名 _____ (注1) 評価担当者 (注2) エンジニア氏名 _____ 職員・委嘱 _____ 職員・委嘱 OT又はPT氏名 _____ 職員・委嘱 登録番号 _____ _____ 職員・委嘱 登録番号 _____ 相談担当者氏名 _____ 職員・委嘱 経験 年 _____ 職員・委嘱 経験 年 エキスパートユーザー氏名 _____ 職員・委嘱
業務管理の体制	手順書 整備済み (月)までに整備 守秘義務に関する内部規程 なし 別紙添付

(注1) 評価責任者が評価担当者を兼務する場合は、該当の担当者区分にも記入する。

(注2) エキスパートユーザーを除く評価担当者については、別紙「略歴証明書」に所定の事項を記載し、評価責任者の能力証明を受けること。

別紙

略歴証明書

平成 年 月 日

当評価機関に所属する評価担当者は、下記の経歴を有し、福祉用具の臨床的評価を行うに際して十分な知識を持ち、また、ユーザビリティ評価が可能であることを証明します。

評価責任者 _____ 印

資格区分	氏名	期 間	業務経験・教育等
エンジニア		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
OT・PT		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
福祉用具相談 担当者		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
その他		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	

福祉用具臨床評価に係る評価見積書

平成 年 月 日

認証センター長 殿

評価機関名 _____

責任者名 _____ 印

住所 〒□□□-□□□□

TEL 番号 _____ ()

FAX 番号 _____ ()

電子メールアドレス _____

公益財団法人テクノエイド協会が行う福祉用具臨床的評価業務に係わる臨床評価実施にあたり、当機関での臨床評価費は以下のとおりです。

※1 申請あたりの単価

単位：円

臨床評価種目	金額
車いす	円
電動車いす（標準形・簡易形・ハンドル形）	円
特殊寝台	円
車いす用スロープ	円
入浴台	円
浴室内すのこ及び浴槽内すのこ	円
浴槽内いす	円
入浴用いす	円
ポータブルトイレ	円
歩行器・歩行車	円
エルボークラッチ・多脚つえ	円
ベッド用テーブル	円

6. 福祉用具臨床的評価認証マークに関する細則

1. 臨床的評価業務方法書 6. 5 (3) に定める福祉用具臨床的評価認証マークで表示する事項は、別表に定める様式の表示、該当する福祉用具の製品区分および評価基準とする。
2. 表示の方法は、容易に消えない方法による印刷および押印、刻印その他適切な方法とする。
3. 認証センターは、被認証者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該被認証者に対し、これを是正し、及び必要となる予防措置を講じるよう請求するものとする。
 - (1) 認証にかかる福祉用具以外の福祉用具又はその包装、容器等に臨床的評価認証マークの表示又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。
 - (2) 認証にかかる福祉用具以外の福祉用具の広告に、当該福祉用具が認証を受けていることを誤解される恐れのある方法で臨床的評価認証マークの表示又はこれと紛らわしい表示を使用しているとき。
 - (3) 被認証者にかかる広告に、臨床的評価認証マークに関し、第三者を誤解させる恐れのある内容があるとき。

福祉用具臨床的評価事業

評価対象及び評価項目

1. 車いす.....	66
2. 電動車いす（標準形・簡易形）.....	71
3. 電動車いす（ハンドル形）.....	77
4. 特殊寝台.....	82
5. 車いす用可搬形スロープ.....	86
6. 入浴台.....	89
7. 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ.....	93
8. 浴槽内いす.....	96
9. 入浴用いす.....	100
10. ポータブルトイレ.....	106
11. 歩行器・歩行車.....	112
12. エルボークラッチ・多脚つえ.....	118
13. ベッド用テーブル.....	121
14. 体位変換用具（スライディングシート）.....	126
15. 据置形手すり.....	129

1. 車いす

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本操作					
1 基本操作が簡単にできるか	①直進する(前進・後退) ②曲がる(左右への方向転換) ③旋廻することが簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			
(2) 着脱式部品(アームサポート、フットサポート、バックサポート、車輪、等)の着脱操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が部品の着脱操作、跳ね上げ操作、その他の操作(ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など)を簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			
2 装着時の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	利用者や介護者が着脱可能な部品について、装着時に完全に固定できているか、実際に操作を行って確認する。	A: 固定性が十分に保たれている。 B: 固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C: 固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(3) 折りたたみ式部品(フレーム、バックサポート、フットサポート、等)の折りたたみ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が部品の折りたたみ操作(ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など)を簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			
2 使用時の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	利用者や介護者が折りたたみ可能な部品について、使用時の固定性が得られているかを実際に操作を行って確認する。	A: 固定性が十分に保たれている。 B: 固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C: 固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(4) 調整式部品(張り調整、フットサポート、アームサポート、ヘッドサポート、ブレーキ等)の調整操作					
1 操作が簡単にできるか	部品の調整操作(ボタンやレバー、ベルト等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など)が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。 利用者や介護者が日常的に調整を行うことが想定される箇所(アームサポートやヘッドサポートなど)で、工具を必要としない箇所を評価する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。	利用者又は介護者において、まったく操作できない場合、C評価		
2 調整後の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	利用者や介護者が調整可能な部品について、その調整後(任意の角度及び位置)に固定性が得られているか実際に操作を行って確認する。	A: 固定性が十分に保たれている。 B: 固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C: 固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(5) ブレーキ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者がパーキングブレーキや介助ブレーキをかける・外す操作(レバーやペダル等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など)が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。	ブレーキの取付位置によることから、適切な位置で評価すること。利用者又は介護者の力では、全く操作できない場合は、C評価		
(6) 転倒防止装置					
1 簡単に操作できるか	利用者や介護者が転倒防止装置の操作(ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など)が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(7) ティッピングレバー操作					
1 キャスター上げ操作が簡単にできるか	指定体重に近い人を乗せ、5 cmの段差乗り越えを介助動作により行う。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(8) 段差乗り越え操作					
1 自力で段差を乗り越えられるか	利用者が2 cmの段差乗り越えを可能かどうか確認する。他の機種を用いて段差を乗り越えられる人が当機種に習熟すれば可能になるかどうかで判定する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項	
(1) 全般						
1	利用者及び介護者の身体に接触する箇所が身体を傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
2	走行使用時に利用者及び介護者が車いすをターンしたときにキャストが利用者の下肢に接触する危険性はないか	利用者の下肢(特に足部)がキャストと干渉しないか、実際に操作を行って確認する。 ※フットサポートを適切な状態に調整して評価する。	A：接触することはない。 B：下肢に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：下肢を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3	利用者がハンドリム駆動時に手指をブレーキに接触する危険性はないか	利用者がハンドリムを操作して駆動する際に、手指とブレーキ部分が干渉するかどうか、実際に操作を行って確認する。	A：接触することはない。 B：手指が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：接触して手指を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4	介助走行時に、構造物が介護者の足を傷つける危険性はないか	介護者の下肢(足部/下腿等)や衣服が構造物と干渉しないか、実際に操作を行って確認する。	A：傷つけることはない。 B：下肢が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
5	静止使用時に利用者が前傾姿勢をとったときに、車いすが前方に転倒する危険性はないか	利用者が足部をフットサポートに置いた状態で、足部を触るように体幹を前方に倒した時、車いす後輪が浮き上がるなどの転倒につながる不安定さがあるか、実際に操作を行って確認する。 ※「床のモノを拾う」ような動作は、本来的にはフットサポートから足を下ろして動作を行うべきであるが、現状としてこのような行為が行われることがあることから、評価項目として掲げる。キャストを直進走行時の後ろ向きにして、深く腰掛け、足元のモノを拾う動作をする。	A：転倒することはない。 B：転倒しないが、ゆれや音が生じる等の不安定さがある。 C：転倒する危険性がある。	転倒して、軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
6	アームサポートとフット・レッグサポートを外した状態で、ベッド/車いす間の移乗動作(①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、利用者や介護者の身体を傷つけることがないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
7	ベッド/車いす間の移乗動作(①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、ブレーキが利用者や介護者の身体を傷つけることがないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(2) 着脱部品の着脱操作					
1	操作時に手指を傷つける危険性はないか 利用者や介護者が部品の着脱操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ操作					
1	操作時に手指を傷つける危険性はないか 利用者や介護者が部品の折りたたみ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。(全可動範囲で確認する)	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 調整操作					
1	操作時に手指を傷つける危険性はないか 利用者や介護者が部品の調整操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。(全可動範囲で確認する) 利用者あるいは介護者が日常的に調整を行うことが想定される箇所(アームサポートやヘッドサポートなど)で、工具を必要としない箇所を評価する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) ブレーキ操作					
1	操作時に手指を傷つける危険性はないか 利用者や介護者がブレーキ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つける危険性が高い。	適切な取付位置であることを確認する。 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(6) 転倒防止					
1 有効に作用しているか	後方転倒を引き起こす状態を設定し、転倒防止装置が有効に作用するか、実際に操作を行って確認する。	A：転倒を防止することができる。 B：転倒はしないが、著しいゆれや音が生じる等の不安定さがある。 C：装置が作用しない、あるいは転倒する危険性がある。			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

2. 電動車いす（標準形・簡易形）

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本操作					
1 基本操作が簡単にできるか	①駆動（前進・後退） ②曲がる（左右への方向転換） ③旋廻 ④スピードの調節が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(2) クラッチ					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や操作方法を容易に理解できるか、機構の形状や重さ、入り切りの方向は明確か、接触等で不慮に切り替わる危険性がないか等を確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(3) 充電					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や表示、操作手順を容易に理解できるか、電源プラグの着脱や充電状況の表示等が適切か等を確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(4) 操縦コントロールレバー					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や操作手順を理解できるかを確認する。装置の位置調整や形状選択が可能であれば、その調整を行った後の操作性を見る。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(5) コントロールボックス					
1 (机等への) 接近時の邪魔にならないか、もしくは回避するための手段が講じられているか	回避するための手段が講じられている場合は、利用者や介護者が、装置の位置調整や着脱、元に戻すことが容易か等を確認する。	A：対応できる。 B：対応はできるが、容易ではない。 C：全くできない。			
2 移乗時の邪魔にならないか、もしくは回避するための手段が講じられているか	回避するための手段が講じられている場合は、利用者や介護者が、装置の位置調整や着脱、元に戻すことが容易か等を確認する。	A：対応できる。 B：対応はできるが、容易ではない。 C：全くできない。			
(6) スイッチ					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所及び操作方法を簡単に理解できるか、設置位置は適切かを確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(7) 走行操作					
1 ピンポイント（軸を動かさないこと）での繰り返し操作が簡単にできるか	その場で回転して確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(8) 走行操作感					
1 平地を最大加速度で急発進したときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。急発進後3~5m走行し、体幹の安定性、不安感を確認する。 前方に障害物が無い平坦地で実施する。 ※タイヤの空気圧は安定していること、屋内の平坦地での実施を前提とする。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、C評価		
2 平地を最大減速度で急停止したときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。最大速度にて3~5m走行後、急停止したときの体幹の安定性、不安感を確認する。 前方に障害物が無い平坦地で実施する。 ※タイヤの空気圧は安定していること、屋内の平坦地での実施を前提とする。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、C評価		
3 平地を最大速度で180度旋回したときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。最大速度にて3~5m走行後、180度旋回したときの体幹の安定性、不安感を確認する。 左・右回転で確認する。 前方に障害物が無い平坦地で実施する。 ※タイヤの空気圧は安定していること、屋内の平坦地での実施を前提とする。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、C評価		
4 開示された実用段差を最大速度で上がったときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 離れた位置から最大速度で走行後、直進で実用段差を上がったときの体幹の安定性、不安感を確認する。 ※取説により実用段差の明記がある場合のみ評価する。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。			
5 開示された実用段差を最大速度直進で降りたときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 離れた位置から最大速度で走行後、直進で実用段差を降りたときの体幹の安定性、不安感を確認する。 段差を降りるとき前方に重心が移動するため、コントロールレバーから腕が落ちないか（スイッチが切れないか）も確認すること。 ※取説により実用段差の明記がある場合のみ評価する。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。			
6 走行中に間違えて電源スイッチを切っても不安感はないか	平地を最大速度で走行し、電源を切る。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：不安感が生ずるが、実際に落下するほどではない。 C：落下する危険性がある。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(9) 着脱式部品（アームサポート、フットサポート、バックサポート、車輪、等）の着脱操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が部品の着脱操作、跳ね上げ操作、その他の操作（ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等）を簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 装着時の固定性が保たれているか（気になるほどのガタはないか）	利用者や介護者が着脱可能な部品について、装着時に完全に固定できているか、実際に操作を行って確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(10) 折りたたみ式部品（フレーム、バックサポート、フットサポート、等）の折りたたみ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が部品の折りたたみ操作（ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等）を簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 使用時の固定性が保たれているか（気になるほどのガタはないか）	利用者や介護者が折りたたみ可能な部品について、使用時の固定性が得られているかを実際に操作を行って確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(11) 調整式部品（張り調整、フットサポート、アームサポート、ヘッドサポート、ブレーキ等）の調整操作					
1 操作が簡単にできるか	部品の調整操作（ボタンやレバー、ベルト等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等）が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。 利用者や介護者が日常的に調整を行うことが想定される箇所（アームサポートやヘッドサポート等）で、工具を必要としない箇所を評価する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 調整後の固定性が保たれているか（気になるほどのガタはないか）	調整可能な部品について、その調整後（任意の角度及び位置）に固定性が得られているか実際に操作を行って確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(12) ブレーキ操作					
1 操作が簡単にできるか	パーキングブレーキや介助ブレーキをかける・外す操作（レバーやペダル等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等）が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(13) 転倒防止装置					
1 簡単に操作できるか	転倒防止装置の操作（ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等）が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が身体を傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
2 走行使用時に利用者が車いすをターンしたときにキャスターが利用者の下肢に接触する危険性はないか	利用者の下肢(特に足部)がキャスターと干渉しないか、実際に操作を行って確認する。 ※フットサポートを適切な状態に調整して評価する。	A：接触することはない。 B：下肢に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：下肢を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 静止使用時に利用者が前傾姿勢をとったときに、車いすが前方に転倒する危険性はないか	利用者が足部をフットサポートに置いた状態で、足部を触るように体幹を前方に倒した時、車いす後輪が浮き上がる等の転倒につながる不安定さがあるか、実際に操作を行って確認する。 ※「床のモノを拾う」ような動作は、本来的にはフットサポートから足を下ろして動作を行うべきであるが、現状としてこのような行為が行われることがあることから、評価項目として掲げる。キャスターを後ろ向きにして、深く腰掛け、足元のモノを拾う動作をする。	A：転倒することはない。 B：転倒しないが、ゆれや音が生じる等の不安定さがある。 C：転倒する危険性がある。	転倒して、軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 アームサポートとフット・レックサポートを外した状態で、ベッド/車いす間の移乗動作(①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、利用者や介護者の身体を傷つける危険性はないか	アームサポートとフット・レックサポートを外した状態で、ベッド/車いす間の移乗動作(①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、利用者や介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
5 利用者がハンドリム駆動時に手指をブレーキに接触する危険性はないか	利用者がハンドリムを操作して駆動する際に、手指とブレーキ部分が干渉するかどうか、実際に操作を行って確認する。	A：接触することはない。 B：手指が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：接触して手指を傷つける危険性がある。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
6 介助走行時に、構造物が介護者の足を傷つける危険性はないか	介護者の下肢(足部/下腿等)が構造物と干渉しないか、実際に操作を行って確認する。	A：傷つけることはない。 B：下肢が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
7 移乗時にブレーキが身体(利用者・介護者)を傷つける危険性はないか	ベッド/車いす間の移乗動作①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、ブレーキが身体を傷つけることがないか、実際に操作を行って確認する。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(2) 着脱部品の着脱操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者あるいは介護者が部品の着脱操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者あるいは介護者が部品の折りたたみ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。(全可動範囲で確認する)	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 調整操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者あるいは介護者が部品の調整操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。(全可動範囲で確認すること) 利用者が日常的に調整を行うことが想定される箇所(アームサポートやヘッドサポート等)で、工具を必要としない箇所を評価する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) 機械式ブレーキ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者あるいは介護者が機械式ブレーキ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(6) 転倒防止					
1 有効に作用しているか	後方転倒を引き起こす状態を設定し、転倒防止装置が有効に作用するか、実際に操作を行って確認する。	A：転倒を防止することができる。 B：転倒はしないが、著しいゆれや音が生じる等の不安定さがある。 C：装置が作用しない、あるいは転倒する危険性がある。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易に出来るか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが、容易ではない。 C：保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが、容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

3. 電動車いす(ハンドル形)

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本操作					
1 基本操作が簡単にできるか	①駆動（前進・後退） ②曲がる（左右への方向転換） ③旋回 ④スピードの調節が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(2) クラッチ（手押し走行装置）					
1 操作が簡単にできるか	介護者がクラッチの位置や操作方法が容易に理解できるか、入り切りの方向は明確か、接触等で不慮に切り替わる危険性がないか等を確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(3) 充電					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や表示、操作手順を容易に理解できるか、電源プラグの着脱や充電状況の表示等が適切か等を確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(4) ハンドル位置調整操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や操作方法を容易に理解できるか、実際に操作して確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 固定時の固定性は保たれているか（気になるほどのガタはないか）	利用者や介護者が行うハンドル位置調整操作について、固定性は保たれているか実際に操作を行って確認する。任意の角度及び位置で異常なゆれや音等を発しないか確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(5) ハンドル操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作方法を容易に理解できるか、操作して確認する。ハンドル操作とアクセルレバーを同時に操作できるかを確認する。運転操作して前進、後退、左右への方向転換、旋回を低速、高速で確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(6) アクセルレバー操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作方法を容易に理解できるか、操作して確認すること。スピード調整機能、進行方向の切り替え機能の有無を確認する。前進後進の方向は明確になっているか、ハンドル操作とアクセルレバーを同時に操作できるかを確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(7) スイッチ・キー操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作方法を容易に理解できるか、操作して確認すること。 キー操作の場所や差込み方向、キーの形状や操作にかかる力を確認する。 各スイッチの場所や入り切りの状態は明確になっているかを確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(8) シート前後位置調整操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が装置の場所や操作手順を容易に理解できるか、操作して確認すること。 機構の形状・適度な力で操作できるかを確認する。 ※工具を使用するものは対象外とする。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 固定時の固定性は保たれているか（気になるほどのガタはないか）	利用者や介護者が行うシート前後位置調整操作について、固定性は保たれているか、実際に操作を行って確認する。 最大可動位と中間可動位で異常なゆれや音等を発しないか確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(9) シート回転操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作装置の場所や手順を容易に理解できるか、操作して確認すること。 機構の形状・適度な力で操作できるかを確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 固定時の固定性は保たれているか（気になるほどのガタはないか）	利用者や介護者が行うシート回転操作について、固定性は保たれているか、実際に操作を行って確認する。 各固定位置で異常なゆれや音等を発しないか確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(10) アームサポート跳ね上げ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作装置の場所や手順を容易に理解できるか、操作して確認すること。 機構の形状・適度な力で操作できるかを確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 固定時の固定性は保たれているか（気になるほどのガタはないか）	利用者や介護者が行うアームサポート跳ね上げ操作について、固定性は保たれているか、実際に操作を行って確認する。 標準位・跳ね上げ位で異常なゆれや音等を発しないか確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(11) 折りたたみ又は分解操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が、操作装置の場所や手順を容易に理解できるか、操作して確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(12) 走行操作感					
1 平地を最大加速度で急発進したときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 急発進後3~5m走行し、体幹の安定性、不安感を確認する。 屋内の平坦地で実施する。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、C評価		
2 平地を最大減速度で急停止したときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 最大速度にて3~5m走行後、急停止したときの体幹の安定性、不安感を確認する。 屋内の平坦地で実施とする。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、C評価		
3 開示された実用段差を最大速度直進で上がったときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 離れた位置から最大速度で走行後、直進で実用段差を上がったときの体幹の安定性、不安感を確認する。 取説により実用段差の明記がある場合のみ評価する。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。			
4 開示された実用段差を最大速度直進で降りたときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 離れた位置から最大速度で走行後、直進で実用段差を降りたときの体幹の安定性、不安感を確認する。 取説により実用段差の明記がある場合のみ評価する。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：不安感が生ずるが、実際に落下するほどではない。 C：落下する危険性がある。			
5 走行中に間違えて電源スイッチを切っても不安感はないか	平地を最大速度で走行し、電源を切る。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：不安感が生ずるが、実際に落下するほどではない。 C：落下する危険性がある。			
(13) 夜間走行					
1 夜間に走行する場合にも問題はないか	夜間に走行することを想定し、他者の視認性、他者からの視認性、走行操作に問題はないか、確認する。	A：視認性・操作性に問題はない。 B：不安感があるが、運転者が気をつければ対応できる範囲である。 C：事故を起こす可能性がある。			
(14) 機械式ブレーキ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や操作方法を理解し、操作して確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者の身体に触れる箇所が身体を傷つけないデザインになっているか	利用者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
2 乗車時に利用者の身体を傷つけるような箇所はないか	乗車時に利用者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(2) ハンドル位置調整操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	全可動範囲にわたってハンドル位置調整操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) シート前後位置調整操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	全可動範囲にわたってシート前後位置調整操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) シート回転操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	全可動範囲にわたってシート回転操作を行う際に、利用者の手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) アームサポート跳ね上げ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	全可動範囲にわたってアームサポート跳ね上げ操作を行う際に、利用者の手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(6) 折りたたみ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	全可動範囲にわたって、折りたたみ又は分解操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(7) 着脱式部品の着脱操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者が部品の着脱操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(8) 機械式ブレーキ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者が機械式ブレーキ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

4. 特殊寝台

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) スイッチ・格納・柵					
1 見やすいか	目視により確認する。	A：スイッチの意味が文字ないしは図形により間違いなく確認できる。 B：よく見れば確認できる。 C：誤認による事故の可能性がある。			
2 操作しやすいか	操作により確認する。 操作者は介助者の場合と利用者の場合と両方で確認する。姿勢は立位と臥位を想定する。 片手にスイッチを持ってその手でスイッチ操作する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
3 柵等に固定したときに操作しやすいか	3機能の操作、特に背上げ操作を行って確認する。 本人を想定して、柵の内側にスイッチを固定して臥位で片手で操作してみる。	A：簡単に操作できる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
4 格納しやすいか	取説に格納場所が記述されていればその場所に格納しやすいか、操作して確認する。 記述がない場合には、一般的な格納場所としてベッド柵を想定し、柵にかけやすく、ベッドが水平な位置で勝手にはずれないか、また、はずそうとしたときにはずしやすいか確認する。	A：片手で容易にかけたりはずしたりできる。 B：容易ではないが、片手でできる。 C：格納できない。			
(2) 柵の取り外し、取り付け					
1 操作が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、柵の取り外しや取り付けについて、操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。	A：簡単にできる B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「柵の取り外しや取り付けの操作が手間取らず容易にできること」		
(3) 電動機能（背上げ、足上げ、昇降機能）					
1 膝関節位置と股関節位置にズレが生じないか	背上げ座位をとった際に、膝関節と股関節の位置が適合しているか、実際に操作して確認する。 具体的には、以下の手順で行う。 ①基本位置に仰臥位で寝る。（基本位置はメーカーが指定しているときは指定位置。指定していない時には、別に定める基準を参照。以下同様。） ②膝関節を最大角度まで上げる（背・膝連動タイプのベッドや単独で操作ができないベッドは除く）。 ③背を40度まで上げる（背・膝連動タイプのベッドは膝を連動させて背を40度まで上げる。）	A：かかとがマットレスについている。 B：かかとが若干浮くが、身体に大きなズレは生じない。 C：かかとが大きく浮き上がり、身体に大きなズレが生じる。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
2 ベッド後方（足側）へ身体がずれることはないか	<p>背上げ・背下げ動作を行い、体が大きくずれないか、実際に操作して確認する。</p> <p>具体的には、以下の手順で行う。</p> <p>①基本位置に仰臥位で寝て、ヘッドボードから頭頂までの距離を計測する（初期値）。</p> <p>②膝を最大まで上げる（背・膝連動タイプのベッドや単独で操作ができないベッドは除く）。</p> <p>③背を40度まで上げる（背・膝連動タイプのベッドは膝を連動させて背を40度まで上げる）。</p> <p>④この状態で30秒静止する。</p> <p>⑤背を平らになるまで下げる。</p> <p>⑥膝を平らになるまで下げる。</p> <p>⑦ヘッドボードから頭頂までの距離を計測する（計測値）。</p> <p>⑧②～⑦を再度繰り返す。</p> <p>上記の動作を2回繰り返し、ヘッドボードと頭頂のスレを計測する（繰り返し後、計測値－初期値＝評価値）。</p>	<p>A：2cm未満のずれである。</p> <p>B：2～5cm未満のずれである。</p> <p>C：5cm以上のずれである。</p>			
3 腹部の圧迫感がないか	<p>背上げ動作時における、腹部の圧迫感について、実際に操作して確認する。</p> <p>具体的には、以下の手順で行う。</p> <p>①基本位置に仰臥位で寝る。</p> <p>②膝を最大まで上げる（背・膝連動タイプのベッドや単独で操作ができないベッドは除く）。</p> <p>③背を40度まで上げる（背・膝連動タイプのベッドは膝を連動させて背を40度まで上げる）。</p>	<p>A：ほとんど気にならない。</p> <p>B：多少の圧迫感はあるが、不快とは言えない。</p> <p>C：極めて強い圧迫感がある。</p>			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(4) その他					
1 側方から介助者はベッドに十分近づけるか	基本位置に仰臥位で寝かせ、介助者が介助者向きの寝返り介助を試みて、下腿部や大腿部がマットレス以外の構造物にぶつかりやすいか、確認する。 ベッド高さは介助者の身長に応じて適宜調節する。	A：問題なく介助ができる。 B：介助者の下肢がベッド構造物に接触するが、特に問題にならない。 C：介助者の下肢がベッド構造物にぶつかり、介助作業がきわめてしにくい。			
2 移乗を妨げる構造ではないか	基本位置に仰臥位で寝かせ、介助動作で端座位にし、車いすへの移乗介助動作を行なう。移乗は、 ①立位による介助移乗（一般的な方法） ②スライディングボードによる移乗（介助者立位による）とする。 車いすの位置は足方向とする。 これらの介助動作の中で、移乗を妨げる構造になっていないか、確認評価する。	A：利用者や介助者の身体がベッド構造物にぶつかることはなく、問題なく作業が行える。 B：利用者や介助者の身体がベッド構造物に接触するが、危険ではなく、作業が行える。 C：利用者や介助者の身体がベッド構造物に接触し、危険であったり、作業がきわめてしにくい。			
3 足下にマットレス止めを備えているか	基本位置に仰臥位で寝かせ、足上げをした後に背を上げるという動作を繰り返して、一杯まで背を上げる。この後、背を平らにし、これらの過程でマットレスのズレを確認する。	A：マットレス止めが固定され、マットレスが滑り止めを越えていない。 B：マットレス止めの固定がはずれたり、マットレスが滑り止めを越えてしまうが、決して落下しない。 C：マットレスがフットボードを越えてしまい、場合によっては落下の危険がある。			
4 横方向のマットレス止めを有するベッドでは、滑り止めが機能するか	基本位置に仰臥位で寝かせ、車いすからベッドへのスライディングボードを利用した介助移乗を行って、マットレスのズレを確認する。 ※マットレス止めを有しない機種は対象外とする。	A：マットレスがマットレス止めによって止まっている。 B：マットレス止めの固定が不十分になり、マットレスがズレてしまうが、落下することはない。 C：マットレスや人が落下しそうなほどズレる。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準	判定	特記事項
(1) 挟み込み防止					
1 昇降時、ベッドと床との間で挟み込みが起きないか	①端座位になって、足を引き込んで昇降動作をする。 ②介助者が立位になり、足を差し込んで昇降動作をする。	A：ベッドの構造物による挟み込み等はおきない。 B：ベッドの構造物が身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：ベッドの構造物による挟み込みで身体を傷つける可能性が高い。	軽傷事故がかなりの頻度で起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
(2) その他					
1 周辺部に突起物等がないか	目視及び触感により確認する。	A：危険を及ぼす突起物はない。 B：突起物はあるが、人体に危険を及ぼすとは考えにくい。 C：危険な突起物がある。	軽傷事故がかなりの頻度で起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	判定の目安	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

5. 車いす用可搬形スロープ

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置及び撤去が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。 裏表や上端下端の理解のしやすさ、折りたたみや伸び縮みするタイプのものは、そのしやすさまで確認する。 また、組み立てるタイプについては、組み立て、解体のしやすさも確認する。 ※設置及び撤去の方法は、取説に記載されている手順による。	A：作業が簡単にできる。 B：作業できるが、簡単ではない。 C：作業できない。	簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。		
2 移動（持ち運び）が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、持ち運びが簡単にできるか確認する。 ※但し、取説に利用者が持ち運ぶことを禁止しているものは対象外とする。	A：簡単にできる。 B：持ち運べるが、簡単ではない。 C：持ち運べない。	簡単とは、「把手等があり持ち運びが容易にできること」を示す。		
(2) 使用時の設置状況					
1 使用時の設置状況(気になるほどのガタはないか)	歩行と車いす介助による昇降の両方で確認することとし、スロープを設置した状態で、実際に操作を行って確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※使用する車いすは、標準的な自操用車いすとし、利用者が搭乗した介助による昇降とする。 但し、取説に適合する車いすが限定されている場合には、それに従うこととする。(以下同様)	A：設置が十分に保たれている。 B：設置は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C：設置が保たれていない。	利用者に不快感をもたらず極めてつよいカタがある場合、C評価		
2 用具にズレが生じないか	車いす介助による昇降を数回程度行い、スロープに大きなズレが生じないか、実際に操作を行って確認する。	A：全くズレない。 B：多少ズレるが、落ちることはない C：大きくズレて落下する危険性がある。			
(3) 側壁					
1 車いすのキャスタが側壁にあたり、操作しづらくなることはないか	車いす介助を想定し、昇降途中にキャスタの向きを反転させることを数回行い、キャスタが側壁にあたり操作しづらくなることはないか、実際に昇降操作して確認する。 ※スロープの設置幅については、取説に記述される範囲とする。但し、取説に記述がない場合には、評価時に使用している車いすにおいて、最も適切な位置を評価チームにより判断する。 ※レール形のみ評価対象とする。	A：側壁にあたらない。 B：側壁にあたるが車いすの操作には影響ない。 C：側壁にあたり車いすの操作が不能となる。			
2 車いすの大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、操作しづらくなることはないか	大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、操作がしにくくなることはないか、実際に昇降操作して確認する。	A：大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入ることはない。 B：大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入ることはあるが、車いすの操作には影響ない。 C：大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、車いすの操作が不能となる。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 設置及び撤去時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。折りたたみや伸び縮みするタイプのものは、その操作を実際に行い危険性がないか確認する。また、組み立てるタイプについては、組み立てや解体時に危険性がないかも確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	起こりうる事故として、手指や足の挟み込みなどがあげられることから、そのあたりを傷つける危険性について確認する 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
2 車いすのキャストが側壁を乗り上げ、落下する危険性はないか	車いす介助を想定し、昇降途中にキャストの向きを反転させることを数回行い、キャストが側壁を乗り上げ落下する危険性がないか、実際に昇降操作して確認する。 ※本評価項目は、落下する危険性があるため、関係者間において回りを取り囲むなど十分に注意して評価する。	A：落下する危険性はない。 B：落下する危険性は低い。 C：落下する危険性が高い。			
3 車いすの大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、落下する危険性はないか	車いす介助を想定し、車いすの大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、操作不能となったり、車いすやスロープがズレて落下するなどの危険性はないか、実際に昇降操作して確認する。 ※本評価項目は、落下する危険性があるため、関係者間において回りを取り囲むなど十分に注意して評価する。	A：落下する危険性はない。 B：落下する危険性は低い。 C：落下する危険性が高い。			

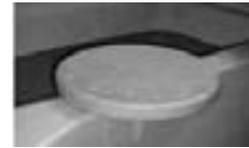
3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

6. 入浴台



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置（固定）及び撤去（解除）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。</p> <p>浴槽等に固定設置するものについては、その操作が簡単にできるか確認する。</p> <p>なお、設置には、座面の水平を保つために行うロックナット等による脚の高さ調整を、含めることとする。</p> <p>※設置及び撤去の方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※取説に介護者が設置や取り外すことを禁止しているものは対象外とする。</p>	<p>A：作業が簡単にできる。</p> <p>B：作業できるが簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>但し、座面の水平を保つために行うロックナット等による脚の高さ調整は、この評価に含めない。</p> <p>※高さ調整の方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「高さ調整が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(3) 折りたたみ操作					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		

評価項目	確認方法	留意点	特記事項	
(4) 使用時の固定性				
1 用具の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	<p>利用者と介護者による入浴の場面を想定し、入浴台が完全に固定されているか、実際に動作を行って確認する。</p> <p>使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※脚下駄のある移乗台については、脚の固定性についても評価する。</p> <p>※場面は、自立移乗と介護移乗の両方を想定する。(以下同様)</p> <p>※取説に、取り付け可能な浴槽のサイズが明記されている場合にはそれに従い、明記されていない場合は、展示場等にある標準的な浴槽を想定する。(以下同様)</p> <p>※動作は、利用者が座面に腰掛け、体を横へ動かし、浴槽をまたぐまでのシミュレーション</p> <p>※バスボード及び固定しない移乗台は評価対象外とする。</p>	<p>A：固定性が十分に保たれている。</p> <p>B：固定性は保たれているが、ゆれや不安を感じる。</p> <p>C：固定性が保たれていない。</p>	<p>利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価</p>	
(5) 座面の形状、機構				
1 入浴及び入浴介助動作が容易にできるか	<p>利用者と介護者による入浴の場面を想定し、座面の形状やデザイン、機構などに問題ないか、実際に動作を行って確認する。</p> <p>過度に滑りやすすくないかも確認する。(なお、本評価では天板に水をまいた状態で評価する。)</p> <p>また、握りのあるタイプは、その握りやすさと視認性も評価する。</p>	<p>A：動作が容易にできる。</p> <p>B：動作はできるが、容易とはいえません。</p> <p>C：動作ができない。</p>		

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、入浴及び入浴介助動作を実際に行い、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	起こりうる事故として、隙間に手指、臀部の挟み込みがあげられることから、そのあたりを傷つける危険性がないか確認する。(以下同様) 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故(病院受診が必要な程度の事故)		
2 設置(固定)及び撤去(解除)時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。 ※浴槽等に固定設置するものについては、その操作時の安全性も確認する。 ※取説に沿って、作業を行うこととするが、介護者が設置や取り外すことを禁止しているものは対象外とする(以下同様)	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 高さ調整時や折りたたみ時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整をしたり、折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、調整を行うこととする。 ※高さ調整等機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 入浴や入浴介助動作時に転倒する危険性はないか	利用者と介護者による入浴の場面を想定し、座面の形状やデザイン、機構などの問題から、実際に動作を行って転倒する危険性がないか確認する。 前方に滑り落ちる危険性はないか確認すること。	A：転倒することはない。 B：転倒することはすくないが、ゆれや不安が生じる等不安定さがある。 C：転倒する危険性が極めて高い。			

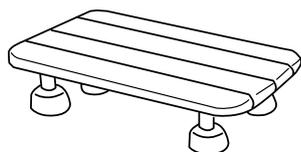
3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、「ストッパーやグリップ（握り）に緩みはないか、調整は容易かなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

7. 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ



一体型



分離型

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置（固定）及び撤去（解除）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。</p> <p>なお、設置には、座面の水平を保つために行うロックナット等による脚の高さ調整を、含めることとする。</p> <p>※浴槽等に固定設置するものについては、その操作が簡単にできるかも確認する。</p> <p>※設置及び撤去は、湯がない状態で行うこと。</p>	<p>A：作業が簡単にできる。</p> <p>B：作業できるが簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(2) 使用時の設置状況					
1 使用時の設置状況(気になるほどのガタはないか)	<p>すのこを据え置いた状態で、中央や四隅などを足で数回踏み込むなどして確認する。</p> <p>使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p>	<p>A：設置が十分に保たれている。</p> <p>B：設置は保たれているが、ゆれや不安を感じる。</p> <p>C：設置が保たれていない。</p>	<p>利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価</p>		
2 用具にズレが生じないか	<p>中央や四隅などを足で数回踏み込むなどして、用具に大きなズレが生じないか確認する。</p> <p>※浴槽内すのこについては、湯を張った状態で評価する。</p>	<p>A：全くズレない。</p> <p>B：多少ズレるが、外れるほどでない。</p> <p>C：大きくズレて落下する危険性がある。</p>			
(3) 天板の形状					
1 滑りにくい形状となっているか	<p>天板の形状やデザインなどに問題ないか、目視及び触感により確認する。</p> <p>評価は、①天板に水をまいた状態と、②水をまいて一旦すのこを直角にし戻した状態の2通りで行うこと。</p> <p>※固形石けんや液体石けんなどが付着していることは想定せず、あくまで目視及び触感により、滑りにくい形状になっているかを評価とする。</p>	<p>A：滑らない。</p> <p>B：多少は滑るが、使用上に問題ない。</p> <p>C：滑りやすく、不安感が生じる。</p>			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	起こりうる事故として、隙間に手指、臀部の挟み込みがあげられることから、そのあたりを傷つける危険性がないか確認する。(以下同様) 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故(病院受診が必要な程度の事故)		
2 設置(固定)及び撤去(解除)時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。 ※浴槽等に固定設置するものについては、その操作時の安全性も確認する。 ※天板が取り外せるものについては、その操作時の安全性も確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 高さ調整時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に高さ調節操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。 ※高さ調節機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける可能性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 入浴及び入浴介助動作時に転倒する危険性はないか	天板の形状やデザイン、ガタツキ、たわみなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。 ※浴槽内すのこについては、湯を張った状態で評価する。	A：転倒することはない。 B：転倒することはすくないが、ゆれや不安が生じる等不安定さがある。 C：転倒する危険性が極めて高い。			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保清性					
1 保清が容易にできるか	介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

8. 浴槽内いす



吸盤式



据置式



浴槽分離型

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置（固定）及び撤去（解除）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。</p> <p>※取説に明記された設置及び撤去の手順に沿って行うこと。但し、明記されていない場合には、①浴槽に湯を張った状態と②張っていない状態の両方により、設置及び撤去のしやすさを確認する。（以下同様）</p> <p>※吸盤により固定するものについては、その操作が簡単にできるかも確認する。</p>	<p>A：作業が簡単にできる。</p> <p>B：作業できるが簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。</p> <p>※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「高さ調整が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(3) 使用時の設置、固定性					
1 使用時の設置、固定性(気になるほどのガタはないか)	<p>利用者による入浴の場面を想定し、浴槽内いすが設置又は完全に固定されているか、実際に湯を張った状態で動作を行って確認する。</p> <p>使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。明記されていない場合、展示場等にある標準的な浴槽を想定する。(以下同様)</p> <p>※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションすること。(以下同様)</p> <p>※底部(浴槽底)のデザインや凹凸、模様などにより利用者の使用感が異なり利用者に有用な情報がある場合、その旨を特記事項に記入する。</p> <p>※湯を張った状態で評価する。</p>	<p>A：設置が十分に保たれている。</p> <p>B：設置は保たれているが、ゆれや不安を感じる。</p> <p>C：設置が保たれていない。</p>	<p>利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価</p>		
2 用具にズレが生じないか	<p>利用者による入浴の場面を想定し、用具に大きなズレが生じないか確認する。</p> <p>※湯を張った状態で評価する。</p>	<p>A：全くズレない。</p> <p>B：多少ズレるが、外れるほどでない。</p> <p>C：大きくズレて落下する危険性がある。</p>			
(4) 天板の形状					
1 滑りにくい形状となっているか	<p>天板の形状やデザインなどに問題ないか、目視及び触感により確認する。</p> <p>※湯を張った状態で評価する。</p>	<p>A：滑らない。</p> <p>B：多少は滑るが、使用上に問題ない。</p> <p>C：滑りやすく、不安感が生じる。</p>			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1	利用者及び介護者の身体に傷つける危険性がないか。実際に湯を張った状態で入浴及び入浴介助動作を行い、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	起こりうる事故として、隙間に手指、足などの挟み込みがあげられることから、そのあたりを傷つける危険性がないか確認する。(以下同用) 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故(病院受診が必要程度の事故)		
2	設置(固定)及び撤去(解除)時に身体を傷つけないデザインになっているか。 ※取説により記載された手順に沿って行うこと。但し、記述されていない場合、①浴槽に湯を張った状態と、②張っていない状態の両方で評価する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3	高さ調整時や折りたたみ時に身体を傷つけないデザインになっているか。 ※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。 ※高さ調節昨日がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4	使用時に転倒する危険性はないか。 ※湯を張った状態で評価する。	A：転倒することはない。 B：転倒することはすくないが、ゆれや不安が生じる等不安定さがある。 C：転倒する危険性が極めて高い。			
5	浴槽の内や外で、踏み台として利用した場合、転倒する危険性はないか。 ※取説により、踏み台利用を禁止している場合は、対象外とする。 ※動作は、利用者が浴槽をまたぎ用具を踏み台として使用する動作をシミュレーションする。(以下同様) ※湯を張った状態で評価する。	A：転倒することはない。 B：転倒することはすくないが、ゆれや不安が生じる等不安定さがある。 C：転倒する危険性が極めて高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、「ストッパーや吸盤、チェーン固定ピンに緩みはないかなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

9. 入浴用いす



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、高さ調節調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※高さ調節調整の方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※高さ調節調整機能がないものは、評価対象外とする。</p> <p>※手入れの状態や使用年数を重ねることにより、調節しづらくなる場合が想定されるが、ここでは新品を想定する。(以下同様)</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「高さ調節が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(2) 折りたたみ (本体の開閉操作)					
1 両手が使える場合の操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、両手を使って (収納する場合等) の折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。</p> <p>※折りたたみ操作時に中途半端な状態で止まらないか、また確実に開いていることを容易に確認できるかなども含めて確認すること。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
2 片手での操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、片手を使って (入浴介助時等) の折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※片手での折りたたみ操作が可能なもののみ確認する。</p> <p>※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。</p> <p>※片方の手で利用者の身体を支え、もう片方の手で折りたたみ操作を行うことを想定する。</p> <p>※折りたたみ操作時に中途半端な状態で止まらないか、また確実に開いていることを容易に確認できるかなども含めて確認すること。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(3) 肘掛けの機構					
1 操作が簡単にできるか	<p>利用者及び介護者が行うことを想定し、肘掛け操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※肘掛け操作は、取説に記載されている手順による。 ※肘掛けが可動しないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「肘掛けの可動操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
2 跳ね上げ時の固定性が保たれているか	<p>利用者及び介護者が行うことを想定し、肘掛けを跳ね上げた時の固定性が保たれているか、実際に操作して確認する。</p> <p>※肘掛けが跳ね上げられるもののみ、評価すること。 ※ここでの固定性とは、跳ね上げた肘掛けが容易に落ちることはないかを確認すること。</p>	<p>A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれが生じる。 C：固定性が保たれていない。</p>			
(4) 背もたれの取り外し、取り付け					
1 操作が簡単にできるか	<p>利用者や介護者が行うことを想定し、座面の回転操作が簡単にできるか、利用者が座った状態で実際に操作して確認する。</p> <p>※座面の回転操作は、取説に記載されている手順による。 ※操作レバーの位置や方法が適切か、利用者が座った状態で、実際に操作して確認する。 ※回転機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「座面回転操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(5) 使用時の安定性等について					
1 使用時の安定性について(気になるほどのカタはないか)	<p>利用者及び介護者による入浴介助の場面を想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※利用者の体重は、50～60kgの範囲とする。 ※座面や床に水をまいた状態で評価する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。(以下同様) ※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。(以下同様) ※また、入浴台としても使用可能なものについては、浴槽への出入り動作もシミュレーションを行う。(以下同様) ※評価する環境について、洗い場には極端な水勾配は無いものとする。(以下同様)</p>	<p>A：安定性が十分に保たれている。 B：安定性は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C：安定性が保たれていない。</p>	<p>利用者に不快感をもたらす極めてつよいカタがある場合、C評価</p>		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
2 用具にズレが生じないか	利用者や介護者による入浴介助の場면을想定し、本体が大きくズレることがないか、実際の動作を行って確認する。 ※利用者や介護者の身体が、肘掛けや脚にあたり、本体にズレが生じるようなことはないか確認する。 ※座面や床に水をまいた状態で評価する。	A：ズレない。あるいは多少ズレるが使用上に問題ない。 B：ズレやすく、不安感が生じる。 C：大きくズレて転倒する危険性がある。			
3 タオルや衣類の挟み込み	利用者及び介護者による座面での衣類の着脱等を想定し、タオルや衣類が突起物等に引っかかるようなことがないか、目視及び触感により確認する。	A：引っかかることはない。 B：引っかかることがあるが、使用上に問題ない。 C：頻繁に引っかかり、操作しづらい。			
評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(6) 座面・背もたれ・肘置き of 素材、形状					
1 座面・背もたれ・肘置きの固さ	利用者及び介護者による入浴介助の場면을想定し、座面・背もたれ・肘置きの素材、形状は、過度に固すぎて痛いことはないか確認する。 ※座面や床に水をまいた状態で評価する。	A：痛みが生じない。 B：多少痛みがあるが、問題ない。 C：痛みが生じる			
2 座面・背もたれ・肘置きの滑りにくさ	利用者及び介護者による入浴介助の場면을想定し、座面・背もたれ・肘置きの素材、形状により、過度に滑りやすすくないか確認する。 ※座面や床に水をまいた状態で評価する。	A：滑らない。 B：多少は滑るが、使用上に問題ない。 C：滑りやすく、不安感が生じる。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体に触れる箇所について、傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
(2) 高さ調整					
1 高さ調整時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。 ※手入れの状態や使用年数を重ねることにより、調整しづらくなる場合が想定されるが、ここでは新品を想定する。（以下同様）	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 両手が使える場合（収納時）に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、両手を使って（収納する場合等）の折りたたみ操作について、傷つける危険性がないか確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
2 片手しか使用できない場合（介助時等）に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、片手を使って（入浴介助時等）の折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか、実際に操作して確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。 ※片方の手で利用者の身体を支え、もう片方の手で折りたたみ操作を行うことを想定する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 肘掛けの跳ね上げ、下げ					
1 肘掛けの操作時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際に肘掛け操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※肘掛け操作は、取説に記載されている手順による。 ※肘掛けが可動しなものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(5) 背もたれの取り外し、取り付け					
1 背もたれの取り外し、取り付け時に身体を傷つけないデザインになっているか	<p>介護者が行うことを想定し、背もたれの取り外しや取り付けの操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。</p> <p>※背もたれの取り外しや取り付けの操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※取り外し不可のものは、評価対象外とする。</p> <p>※本評価項目には、背や座面に装着しているパッドも含めることとする。</p>	<p>A：傷つけることはない。</p> <p>B：傷つける危険性は低い。</p> <p>C：傷つける危険性が高い。</p>	<p>軽傷事故がかなり起きる場合、C評価</p>		
(6) 座面の回転機能					
1 座面の回転操作時に身体を傷つけないデザインになっているか	<p>利用者及び介護者が行うことを想定し、座面の回転操作を行い、傷つける危険性がないか、利用者が座った状態で、実際に操作して確認する。</p> <p>※座面の回転操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※回転機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：傷つけることはない。</p> <p>B：傷つける危険性は低い。</p> <p>C：傷つける危険性が高い。</p>	<p>軽傷事故がかなり起きる場合、C評価</p>		
(7) 使用時の安全性について					
1 使用時に転倒する危険性はないか	<p>利用者及び介護者による実際の入浴介助を想定し、座面の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。</p> <p>※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従う。(以下同様)</p> <p>※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。(以下同様)</p> <p>※また、入浴台として使用可能なものについては、浴槽への出入り動作もシミュレーションを行う。(以下同様)</p>	<p>A：転倒することはない。</p> <p>B：転倒する危険性は低い。</p> <p>C：転倒する危険性が極めて高い。</p>			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが、容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、「固定部のネジのゆるみなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが、容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

10. ポータブルトイレ



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 移動（持ち運び）					
1 移動（持ち運び）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、実際に移動（持ち運び）が、簡単にできるか確認する。</p> <p>※移動（持ち運び）の方法は、取説に記載されている手順による。記載がない場合には、持ち運び方法を工夫すること。</p> <p>※キャスタが付いているものについては、その操作性を確認する。</p> <p>※居室内の移動（持ち運び）を想定し、床面は畳またはフローリングとする。また移動距離は3～4メートルとする。段差はないものとする。</p> <p>なお評価時の床面を特記事項に記載しておくこと。</p>	<p>A：作業が簡単にできる。</p> <p>B：作業できるが簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、「移動（持ち運び）が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(2) 肘及び脚の高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、肘及び脚の高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※高さ調整方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「高さ調節が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(3) 肘掛けの機構					
1 操作が簡単にできるか	<p>利用者及び介護者が行うことを想定し、肘掛け操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※肘掛け操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※肘掛けが可動しないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「肘掛けの可動操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
2 可動させた後の固定性が保たれているか	<p>利用者及び介護者が行うことを想定し、肘掛けを可動させた後の固定性が保たれているか、実際に操作して確認する。</p> <p>※肘掛けが跳ね上げられるもののみ、評価する。</p> <p>※固定性とは、利用者が気になる程度のカタとする。</p>	<p>A：固定性が十分に保たれている。</p> <p>B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。</p> <p>C：固定性が保たれていない。</p>	<p>利用者に不快感をもたらす極めてつよいカタがある場合、C評価</p>		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(4) 座部（座れないタイプのものも含む。）及び便座、中蓋（バケツの蓋）					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が行うことを想定し、座部及び便座、中蓋の取り扱い操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※座部等の取り扱いは、取説に記載されている手順による。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「座部等の取り扱い操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
(5) 立ち座り					
1 立ち座りしやすいか	利用者が行うことを想定し、トイレでの立ち座りがしやすいか、足もとには十分な空間があるか確認する。 なお本項目では、肘掛けが適切な高さにあるかなども確認する。 ※肘掛けの高さ調整が可能なものについては、調整して行うこと。 ※肘掛けのないもの、あるいは立ち座り時の肘掛け利用をメーカーが禁止しているものについては、肘掛けのみ評価の対象としない。	A：立ち座りしやすい。 B：多少、立ち座りしずらいが、問題ない。 C：極めて立ちづらい。			
(6) 排泄姿勢					
1 排泄姿勢がとりやすいか	利用者が行うことを想定し、排泄姿勢がとりやすいか、足もとには力むための空間があるか、実際に便座に腰掛けて確認する。 ※座部等の取り扱いは、取説に記載されている手順による。 ※ここでは排泄姿勢時の臀部の痛みの有無、座位の安定性も評価する。	A：排泄姿勢がとりやすい。 B：多少、排泄姿勢がとりづらいが、問題ない。 C：極めて排泄姿勢がとりづらい。			
(7) 汚物受け					
1 汚物受けの形や角度に問題はないか	利用者の排尿場面を想定し、汚物受けの形や角度から、尿が汚物受けや汚水受けから飛散することがないか確認する。 ※安楽な座位姿勢をとり排尿することを想定する。評価ではシリンジなどを使用して確認する。 ※なお立位姿勢は想定しない。	A：問題ない。 B：性別によっては、わずかに尿が飛散する可能性があるものの、許容できる範囲である。 C：尿が床まで飛散する。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(8) 使用時の安定性等について					
1 使用時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	利用者及び介護者による排泄介助(自立を含む)の場面を想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。(以下同様) ※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。(以下同様) ※トランスファーボードが装備されているものについては、その取り扱いも評価する。(以下同様)	A: 安定性が十分に保たれている。 B: 安定性は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C: 安定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 用具にズレが生じないか	利用者及び介護者による排泄介助(自立を含む)の場面を想定し、本体が大きくズレることがないか、実際の動作を行って確認する。 ※利用者や介護者の身体が、肘掛けや脚にあたり、本体にズレが生じるようなことはないか確認する。	A: ズれない。あるいは多少ズレるが使用上に問題ない。 B: ズれやすく、不安感が生じる。 C: 大きくズレて転倒する危険性がある。			
3 衣類や下着の挟み込み	利用者及び介護者による排泄介助(自立を含む)の場面を想定し、便座上で衣類や下着が突起物等に引っかかるようなことはないか、目視及び触感により確認する。	A: 引っかかることはない。 B: 引っかかることがあるが、使用上に問題ない。 C: 頻繁に引っかかり、操作しづらい。			

(9) 収納機能

1 収納機能が取扱いやすいか	介護者が行うことを想定し備品を収納するケース等の取り扱いについて、操作が簡単にできる確認する。 ※収納機能がないものは、評価対象外とする。	A: 簡単にできる。 B: 操作はできるが、簡単ではない。 C: 操作できない。			
----------------	--	--	--	--	--

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者及び介護者の身体に触れる箇所について、傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、 C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
(2) 移動（持ち運び）					
1 移動（持ち運び）時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、移動（持ち運び）時に傷つける危険性がないか確認する。 ※移動（持ち運び）の方法は、取説に記載されている手順による。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、 C評価		
(3) 肘及び脚の高さ調整					
1 高さ調整時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調節を行うこととする。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、 C評価		
(4) 肘掛けの跳ね上げ、下げ					
1 肘掛けの操作時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者及び介護者が行うことを想定し、実際に肘掛け操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※肘掛け操作は、取説に記載されている手順による。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、 C評価		
(5) 便座及び中蓋（バケツの蓋）					
1 便座及び中蓋の操作時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者及び介護者が行うことを想定し、便座や中蓋の開閉操作を行い、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作して確認する。 ※便座や中蓋の開閉操作は、取説に記載されている手順による。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、 C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(6) 使用時の安全性について					
1 使用時に転倒する危険性はないか	<p>利用者及び介護者による排泄介助（自立を含む）の場面を想定し、本体の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。</p> <p>※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従う。（以下同様）</p> <p>※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。（以下同様）</p> <p>※トランスファーボードが装備されているものについては、その取り扱いも評価する。（以下同様）</p>	<p>A：転倒することはない。</p> <p>B：転倒する危険性は低い。</p> <p>C：転倒する危険性が極めて高い。</p>			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	<p>①利用者に必要な項目を網羅しているか</p> <p>②その項目が「引きやすい」く探しやすいか</p> <p>③図や写真が使用され分かりやすいか（誤りがないか）</p> <p>④視認性が高く、文字サイズは適当か</p> <p>⑤表現が分かりやすいか等を確認する。</p>	<p>「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。</p> <p>また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。</p>	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	<p>①わかりやすい場所にあるか</p> <p>②利用者に必要な事項が記載されているか。</p> <p>③視認性が高く、文字サイズは適当か。</p> <p>④表現が分かりやすいか。等を確認する。</p>	<p>「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。</p> <p>また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。</p>	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	<p>介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。</p> <p>※取説に明記されている内容とする。但し取説に工具を使用した保守が記載されているにもかかわらず、必要な工具等が同梱されていない場合には、「3. 取説・表示」の項目にて指摘事項を記載することとする。</p>	<p>A：容易に行うことができる。</p> <p>B：保守を行うことはできるが容易ではない。</p> <p>C：保守を行うことができない。</p>	<p>保守とは、「固定部のネジのゆるみなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。</p>		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	<p>介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。</p>	<p>A：容易に行うことができる。</p> <p>B：保清を行うことはできるが容易ではない。</p> <p>C：保清を行うことができない。</p>	<p>保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。</p>		

1.1. 歩行器・歩行車



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、高さ調整が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※前腕支持部の高さやフレーム幅の調整ができるものについては、ここで評価する。</p> <p>※調整の方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※調整機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「高さ調整等が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(2) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 操作が簡単にできるか	<p>利用者や介護者が行うことを想定し、折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。</p> <p>※折りたたみ操作時に中途半端な状態で止まらないか、操作方法が理解しやすいか、また確実に開いていることを容易に確認できるかなども含めて確認する。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(3) ブレーキ操作					
1 制動ブレーキ操作が簡単にできるか	<p>利用者が行うことを想定し、制動ブレーキの操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※制動ブレーキがないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「ブレーキ操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
2 駐車ブレーキ操作が簡単にできるか	<p>利用者が行うことを想定し、駐車ブレーキの操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※駐車ブレーキがないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「ブレーキ操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
3 駐車ブレーキを意図せず解除してしまうことはないか	<p>駐車ブレーキをかけた状態で、バスケット内のものをとろうとしたり、いすに座っている状態から立ち上がろうとしたとき、駐車ブレーキが解除されるようなことはないか確認する。</p>	<p>A：問題ない。</p> <p>B：姿勢のとりかたによって解除してしまう可能性がある。</p> <p>C：通常の使用を想定したときに解除してしまう可能性がある。</p>			
4 圧力ブレーキ操作が簡単にできるか	<p>利用者が行うことを想定し、圧力ブレーキの操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※圧力ブレーキがないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「ブレーキ操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(4) キャスタの固定及び解除					
1 操作が簡単にできるか	<p>利用者や介護者が行うことを想定し、キャスタの固定及び解除操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※キャスタの固定及び解除操作は、取説に記載されている手順による。 ※調整機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。</p>			
(5) ハンドグリップ					
1 握りやすい形状になっているか	<p>利用者が行うことを想定し、ハンドグリップが握りやすい形状になっているか、痛みが生じないかを実際の動作を行って確認する。</p> <p>※前腕支持部のあるものについては、腕が置きやすいかも、評価する。</p>	<p>A：握りやすい。 B：握りづらいが、許容範囲である。 C：握れない。</p>			
(6) 基本操作					
1 歩行がしやすいか	<p>利用者が行うことを想定し、</p> <p>①直進（前進・後進） ②曲がる ③旋回</p> <p>について、足元に十分なスペースが確保されているか、歩行の妨げになるような構造（キャスタ・フレーム・ブレーキワイヤー等との干渉）になっていないか、実際の動作を行って確認する。</p> <p>※屋内の平らな路面、10メートル程度走行して評価する。</p>	<p>A：歩行しやすい。 B：多少歩行しづらいこともあるが、許容範囲である。 C：歩行できない。</p>			
2 立ち座りがしやすいか	<p>利用者が行うことを想定し、座面の上げ下ろしや、座面への着座動作及び座面からの立ち上がり動作がしやすいか、実際の動作を行って確認する。</p> <p>※座面がないものについては、評価対象外とする。 ※屋内の平らな路面を想定する。</p>	<p>A：動作しやすい。 B：動作しづらいが許容できる範囲である。 C：動作できない。</p>			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(7) 使用時の安定性					
1 歩行時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	<p>利用者が行うことを想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。歩行時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※屋内の平らな路面、10メートル程度走行して評価する。</p>	<p>A：安定性が十分に保たれている。</p> <p>B：やや不安を感じるが、安定性は保たれている。</p> <p>C：安定性が保たれていない。</p>	<p>利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価</p>		
2 座面に着座・起立時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	<p>利用者が行うことを想定し、座面への着座動作及び座面からの立ち上がり動作の際に、本体の安定性が保たれているか確認する。使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※着座・起立時の駐車ブレーキの効き具合も、ここで評価する。</p> <p>※座面が無いものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：安定性が十分に保たれている。</p> <p>B：安定性は保たれているが、ゆれや不安を感じる。</p> <p>C：安定性が保たれていない。</p>	<p>利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価</p>		
(8) 段差の乗り越え					
1 自力で段差を乗り越えられるか	<p>利用者が行うことを想定し、2cmの段差乗り越えを可能かどうか、実際の動作を行って確認する。</p> <p>※屋内使用を想定したものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：操作が簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「段差の乗り越えが手間取らず容易にできること」を示す。</p>		

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者や介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者の身体に触れる箇所について、傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
(2) 高さ調整					
1 高さ調整時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※前腕支持部の高さやフレーム幅の調整ができるものについては、ここで評価する。 ※調整の方法は、取説に記載されている手順による。 ※調整機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 折りたたみ時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 座面の上げ下ろし（着座する際の操作）					
1 座面の上げ下ろし時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、座面の上げ下ろし操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※上げ下ろし操作は、取説に記載されている手順による。 ※上げ下ろし機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) ブレーキ					
1 ブレーキ操作時に手指を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際にブレーキ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※ここでは、「制動」「駐車」「圧力」の各ブレーキについて評価する。 ※「駐車」については、解除操作についても評価する。 ※ブレーキ機構がないものについては、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(6) キャスタの固定及び解除					
1 キャスタの固定及び解除時に手指を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際に固定及び解除操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※キャスタの固定及び解除操作は、取説に記載されている手順による。 ※調整機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(7) 使用時の安全性					
1 歩行時に転倒する危険性はないか	利用者が行うことを想定し、本体の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりや重心位置などから、歩行時に転倒する危険性はないか確認する。 ※屋内の平らな路面、10メートル程度走行して評価する。 ※2cmの段差乗り越えの評価を行う。	A：転倒することはない。 B：転倒する危険性は低い。 C：転倒する危険性が極めて高い。			
2 立ち座り時に転倒する危険性はないか	利用者が行うことを想定し、本体の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりや重心位置などから、立ち座り時に転倒する危険性はないか確認する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。(以下同様) ※屋内の平らな路面を想定する。	A：転倒することはない。 B：転倒する危険性は低い。 C：転倒する危険性が極めて高い。			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者や介護者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が「引きやすい」<探しやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか（誤りがないか） ④視認性が高く、文字が大きいか ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者や介護者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字が大きいか ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取説に明記されている内容とする。 但し、取説に工具を使用した保守が記載されているにもかかわらず、必要な工具等が同梱されていない場合には、「3. 取説・表示」の項目にて指摘すること。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、「固定部のネジのゆるみなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

12. エルボークラッチ・多脚つえ



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 持ち方の理解					
1 持ち方が簡単に理解できるか	<p>利用者が行うことを想定し、杖の持ち方が簡単に理解できるか。</p>	<p>A：簡単に理解できる。 B：持ち方を間違える可能性がある。 C：理解できない。</p>			
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>利用者や介護者が行うことを想定し、高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※高さ調整の方法は、取説に記載されている手順による。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。 ※カフがあるものは、ハンドグリップとカフの高さ調整についても評価する。</p>	<p>A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「高さ調整が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(3) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 操作が簡単にできるか	<p>利用者や介護者が行うことを想定し、折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。 ※折りたたみ操作時に中途半端な状態で止まらないか、また確実に開いていることを容易に確認できるかなども含めて確認すること。</p>	<p>A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(4) ハンドグリップ					
1 握りやすい形状になっているか	<p>利用者が行うことを想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※屋内の平らな路面、10メートル程度歩行する。 ※カフや調整部分、脚などを確認する。</p>	<p>A：握りやすい。 B：握りづらいが、許容範囲である。 C：握れない。</p>	<p>利用者には不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価</p>		
(5) 使用時の安定性					
1 使用時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	<p>利用者が行うことを想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※屋内の平らな路面、10メートル程度歩行する。 ※カフや調整部分、脚などを確認する。</p>	<p>A：安定性が十分に保たれている。 B：やや不安を感じるが、安定性は保たれている。 C：安定性が保たれていない。</p>	<p>利用者には不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価</p>		

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者や介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者の身体に触れる箇所について、傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
(2) 高さ調整					
1 高さ調整時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。 ※カフがあるものは、ハンドグリップとカフの高さ調整についても評価する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 折りたたみ時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際に折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) カフ					
1 前腕部を通した時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者が行うことを想定し、実際に手をカフに通し、傷つける危険性がないか確認する。 ※カフを有していないものについては、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
2 歩行時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者が行うことを想定し、実際に手をカフに通して歩行し、傷つける危険性がないか確認する。 ※カフを有していないものについては、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) 使用時の安全性					
1 使用時に転倒する危険性はないか	利用者が行うことを想定し、本体の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。（以下同様） ※屋内の平らな路面、10メートル程度歩行する。 ※評価は2脚を使用した状態により評価することとする。	A：転倒することはない。 B：転倒する危険性は低い。 C：転倒する危険性が極めて高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者や介護者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が「引きやすい」く探しやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか（誤りがないか） ④視認性が高く、文字が大きいか ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者や介護者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字が大きいか ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取説に明記されている内容とする。但し取説に工具を使用した保守が記載されているにもかかわらず、必要な工具等が同梱されていない場合には、「3. 取説・表示」の項目にて指摘事項を記載することとする。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、「固定部のネジのゆるみなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

13. ベッド用テーブル

門型タイプ



片脚タイプ



トレイタイプ



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置及び撤去ができるか	<p>介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。</p> <p>※トレイタイプでは、裏表や上端下端の理解のしやすさ、テーブルは幅が伸び縮み等するタイプのものは、そのしやすさまで確認する。</p> <p>※設置及び撤去の方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※利用する際に、組み立て以外に必要な作業が想定される場合は、その作業を特記事項に記載し、評価対象とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：作業はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、「使用する際の設置や片付けの際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
2 移動（持ち運び）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、持ち運びが簡単にできるか確認する。</p> <p>※移動とは、方向転換・前後左右への移動をさす。</p> <p>※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。</p> <p>※キャスタが付いているものについては、その操作性を確認する。</p> <p>※居室内の移動(持ち運び)を想定し、床面は畳またはフローリングとする。また移動距離は3～4メートルとする。段差はないものとする。</p> <p>なお評価時の床面を特記事項に記述しておくこと。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：移動はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：移動できない。</p>	<p>簡単とは、「把手等があるなど移動、持ち運びが容易にできること」を示す。</p>		
3 利用者本人による移動が簡単にできるか	<p>利用者本人が、ベッド上で背上げした姿勢で、テーブルを前後又は左右に移動することが簡単にできるかを評価する。</p> <p>※門型タイプとトレイタイプでは前後の動き、片脚タイプでは前後及び左右の動きを確認する。</p> <p>※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。</p> <p>※キャスタのブレーキがあるものについては、ロックはされていないものとする。</p> <p>※床面は畳またはフローリングとする。</p> <p>※ベッド上での姿勢変換や離床に伴う数十センチの移動を想定する。</p> <p>※取扱説明書等で、本人による移動を禁止しているものについては、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：移動はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：移動できない。</p>			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、テーブル面の高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※高さ調整方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※高さ調整は、ひとりで行うものとする。(取説にひとりで行わない旨の注意書きがあるものについては、取説に従うこと)</p> <p>※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。</p> <p>※高さ調整をする際に利用する取っ手等のあるものについては、その握りやすさも確認する。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「高さ調節が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
2 使用中に高さが変わってしまうことがないか(高さ調整機能の固定性を評価する項目)	<p>想定される荷重(5kg程度)をテーブル面に置いた際に、荷重で下がってしまう、または触れる程度の小さな力を加えるだけで、ガススプリング等の力で容易に上昇してしまうようなことがないか、高さ昇降の固定力を評価する。</p> <p>※荷重位置は、門型、トレイタイプはテーブルの中央、片脚タイプは支持部から最も遠い端とする。</p>	<p>A：固定性が十分に保たれている。</p> <p>B：固定性は保たれているが、扱い方によると動いてしまうことがありうる。</p> <p>C：固定性が不十分である。</p>	<p>5kgは吸引器の重さを想定した。</p>		
(3) 使用時の設置状況					
1 使用時に安定しているか	<p>前後・左右・上下のガタつき、たわみ、歪みなどを評価する。</p> <p>※想定される荷重(食事や吸引器など5kg程度)をかけたうえで評価すること。</p> <p>※食事の想定では、前腕部がテーブルに載せられている姿勢を想定する。</p> <p>※荷重のかけ方によってガタつき等は変わると想定されるので、使用状況によって評価が変わる場合は、特記事項として記入する。</p>	<p>A：十分な安定性がある。</p> <p>B：多少のガタつきはあるが安定性は許容できる。</p> <p>C：ガタつきがあり、実用上問題がある。</p>	<p>十分な安定性とは、コップの水がこぼれない程度を目安とする。利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価</p>		
2 用具に横ズレが生じないか使いやすさを確認する	<p>使用場面において用具全体が、水平方向(前後や左右)に動いてしまう(ズレる)ことがないか。キャスター等の固定性やトレイタイプにおいては柵との摩擦等を評価する。</p> <p>※想定される荷重(食事や吸引器など5kg程度)をかけたうえで評価すること。</p> <p>※食事動作を想定して評価する。</p>	<p>A：動いてしまうことはない。</p> <p>B：動いてしまうことがあるが使用場面では許容できる。</p> <p>C：大きく動いてしまい実用上問題がある。</p>			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(4) テーブルとしての機能					
1	テーブルとしてのサイズ（奥行きと幅）は適切か ※トレーの大きさはA3判程度とする。	テーブルとしての面積は適切か。想定される用途（食事の際のトレー、雑誌等）で、適切なサイズを確保しているかを確認する。 A：適切な大きさであり問題はない。 B：多少大き目、やや小さめとを感じるが、許容できる。 C：サイズが不適切で、実用上の問題がある。			
2	テーブルとして、表面の滑りにくさ（置いたものの落下防止）は適切か ※食事の際に食器が容易に動いてしまうなど、実際の使用場面を想定して評価する。 ※端部の形状で落下を防止する仕様のものについては、滑りにくさとともにその形状が適切であるかを確認する。	テーブルとしての滑りにくさや置いたものの落下しにくさは適切か。想定される用途（食事の際のトレー、雑誌等）で、適切な機能を確認しているかを確認する。 A：滑り具合や落下防止の形状が適切であり問題はない。 B：やや滑りやすい、置いたものが落下しやすくと感じるが、許容できる。 C：滑りやすさや形状が不適切で、実用上の問題がある。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1	設置及び撤去時に介護者の身体を傷つけないデザインになっているか 介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして、介護者の身体を傷つける危険性がないか確認する。 テーブル幅が伸び縮み等するタイプのものは、その操作を実際に行い危険性がないか確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
2	移動（持ち運び）の時に、介護者の身体を傷つけないデザインになっているか 介護者が行うことを想定し、実際に移動（持ち運び）を行って、介護者の身体を傷つける危険性がないか確認する。 ※キャストが付いているものについては、その操作の際の危険性を確認する。 ※居室内の移動（持ち運び）を想定し、床面は畳またはフローリングとする。また移動距離は3～4メートルとする。段差はないものとする。 なお評価時の床面を特記事項に記述しておくこと。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3	高さ調整時に介護者の身体を傷つけないデザインになっているか 原則として介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※原則として取説に沿った方法で、調整を行うこととするが、誤った操作方法が想定される場合は、その方法によって生じる危険を評価する。 ※高さ調整等機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
4 利用者本人による移動や高さ調整の際に、本人の身体を傷つけないデザインになっているか	利用者本人が、ベッド上で背上げた姿勢で、テーブルを前後又は左右に移動することが安全にできるか確認する。 ※門型タイプとトレイタイプでは前後の動き、片脚タイプでは前後及び左右の動きを確認する。 ※ベッド上での姿勢変換や離床に伴う数十センチの移動を想定する。 ※ベッド上に臥床した状態の利用者がレバー等に手を伸ばして高さ調整の操作ができるものについては、その操作時の安全性についても評価する。 ※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。 ※キャストのブレーキがあるものについては、ロックはされていないものとする。 ※取扱説明書等で、本人による移動や高さ調整を禁止しているものについては、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
5 利用者の身体に触れる部分は、利用者の身体を傷つけないデザインになっているか	利用者が食事等テーブルを利用している場面および介護者がベッド上でテーブルの設置や撤去、移動、高さ調整をする場面において、テーブルの一部が利用者の身体に触れ、傷つける危険性がないか確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(2) 挟み込み					
1 ベッドの高さ調整を行う際にベッドやマットレスとテーブルとの間で身体の挟み込みによる怪我の危険性はないか	ベッドの高さを調整する際、誤って身体またはその一部を挟み、怪我をする可能性がないか確認する。 ※ベッド上昇下降の際にテーブル下面とベッドのフレーム等またはマットレスの間に身体またはその一部を挟むことがないか。 ※想定される荷重（5kg程度）をかけたうえで評価すること。 ※片脚タイプでは、安全機構が備わるものであっても、ベッド上昇で身体と干渉し倒れかかるなどの状況において、安全機構が機能せず大きな力がかかる可能性があるため、評価者の安全を確保した上で実際に行うなどして十分確認する。	A：挟むことはあるが、安全機構等で自重以上の荷重がかからない構造になっている。 B：挟むことはあるが、身体を傷つける危険性は低い。 C：挟むことが頻繁に発生し、かつ傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
2 ベッドの背上げや膝上げ調整を行う際に身体の挟み込みによる怪我の危険性はないか	ベッドの背上げを調整する際、誤って身体またはその一部を挟み、怪我をする可能性がないかを評価する。 ※ベッド背上げの際にテーブル下面などとマットレスの間に身体またはその一部を挟むことがないか。 ※片脚タイプでは、安全機構が備わるものであっても、背上げで身体と干渉し倒れかかるなどの状況において、安全機構が機能せず大きな力がかかる可能性があるため、評価者の安全を確保した上で実際に行うなどして十分確認する。	A：挟むことはあるが、安全機構等で自重以上の荷重がかからない構造になっている。 B：挟むことはあるが、身体を傷つける危険性は低い。 C：挟むことが頻繁に発生し、かつ傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①介護者・利用者に必要な項目を網羅しているか（特に安全に関する情報及び適合するベッドの情報） ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②介護者・利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取扱説明書に保守に関する記載がない場合、必要な保守内容を想定して確認する。また取扱説明書に記載がないことを、取扱説明書の項目で指摘する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、継続的に安全な状態で安心して使用できる状態にするための作業を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取扱説明書に保清に関する記載がない場合、必要な保清内容を想定して確認する。また取扱説明書に記載がないことを、取扱説明書の項目で指摘する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

14. 体位変換用具（スライディングシート）

評価指針
<ul style="list-style-type: none"> この評価での介護者は、十分な実技講習を受け、取り扱いを習熟した人とする。 手入れの状態や使用年数を重ねることにより、作業しづらくなる場合が想定されるが、ここでは新品を用いる。 ベッドのマットレスは、床ずれ防止用具に分類される静止型マットレスとし、シーツを掛け、枕を利用して評価する。 想定する利用者：寝返りが不可能な人

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本操作					
1 敷き込みが簡単に行えるか	<p>介護者が行うことを想定し、敷き込みが簡単に出来るか確認する。</p> <p>※シーツの特性として方向性や表裏の有無があることに留意して評価する。特性については、取扱説明書などの記載に準じる。記載がない場合には、メーカー等に確認して評価する。</p> <p>※身長160cm程度、体重50～70kgのモデルを使って操作の確認をする。</p> <p>※シーツの大きさの違いに合わせた介助方法で確認する。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：作業できるが簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、取扱説明書などの記載事項通りに使用して、容易に操作できることを示す。</p> <p>※動く方向の説明も含め、取扱説明書の記載事項に不備がある場合には、「取扱説明書」の項で指摘すること。</p> <p>(以下同様)</p>		
2 移動が簡単に行えるか	<p>介護者が行うことを想定し、移動することが容易に行えるか実際に作業を行って確認する。</p> <p>※移動の方法については、取扱説明書などの手順による。記載がない場合には、メーカー等に確認して評価する。</p> <p>※シーツの大きさの違いに合わせた介助方法で確認する。</p> <p>※身長160cm程度、体重50～70kgのモデルを使って、操作の確認をする。</p> <p>※移動の際に使用する取っ手等が備わる製品については、取っ手の位置や握りやすさ等も評価する。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：作業できるが簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>			
3 体位変換が簡単に行えるか	<p>介護者が行うことを想定し、体位変換が簡単に出来るか確認する。</p> <p>※体位変換の方法については、取扱説明書などの手順による。</p> <p>※移動のみを目的とする製品については評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：作業できるが簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>			
4 取り外しが簡単に行えるか	<p>介護者が行うことを想定し、取り外しが簡単に出来るか確認する。</p> <p>※シートによって、引き抜くものや側臥位等によって取り外すものがあることに留意し、取扱説明書などの手順による。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：作業できるが簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が身体を傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に作業を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。 ※移動の際に使用する取っ手等が備わる製品については、取っ手の形状や位置等についても、その危険性がないかを評価する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける可能性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、 C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
(2) 危険に対する情報は十分に提供されているか					
1 危険となりうる不適切な使用方法・状況について、取扱説明書の記載や製品への表示がなされているか	利用者や介護者にとって危険につながる使用方法や取扱方法についての情報提供の有無、分かりやすさを確認する。 ※取扱説明書やタグなどで確認する。	A：わかりやすい情報が提供されている。 B：情報が提供されているが、不十分である。 C：情報が提供されていない。	取説、表示に関する項目であるが、危険に対する情報については、安全に深くかわるので、この項で評価することとする。		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 点検					
1 点検が容易にできるか	<p>介護者が点検を容易に行うことができるか、一定期間継続して使用する上で問題となる箇所がないか等を、実際に作業を行って確認する。</p> <p>※取扱説明書などの記載に基づいて確認する。記載がない場合は、一般的な使用前の確認事項について、行いやすいかどうか確認する。</p>	<p>A：容易に行うことができる。</p> <p>B：点検を行うことはできるが容易ではない。</p> <p>C：点検を行うことができない。</p>	<p>点検とは、ほつれや破れ等が発生していないかの確認とする。</p>		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	<p>介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際の作業を想定して確認する。</p> <p>※取扱説明書などの記載に基づいて確認する。記載がない場合は、一般的な保清のための洗濯等について、行いやすいかどうか確認する。</p>	<p>A：容易に行うことができる。</p> <p>B：保清を行うことはできるが容易ではない。</p> <p>C：保清を行うことができない。</p>	<p>取扱説明書及び表示に洗濯等の記載が無い場合や表示などが無い場合は、C評価</p>		

15. 据置形手すり

<p>対象とする据置形手すりの範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に臥位・座位からの立ち・座り、移乗・移動及び立位保持、段差における立位での昇降動作、立位での水平方向への移動動作、並びに排泄姿勢からの立ち座り動作を支援する据置形手すり。 ・設置の際にねじ又は接着剤で固定する手すり、留め具を利用して固定する手すり及び浴室内に設置する手すりを除く。 <p>※JIS T 9281:2016解説の解説図1-手すりの分類による「据置形」を評価対象とし、「留置形（天井と床のないし、対面する壁等をつっ張る、固定された便器等の設備を挟み込む等のもの）」は、この評価表の対象とはしない。</p>

<p>評価指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は据置形という製品の特性上、水平方向へ力を加えることが出来ないことをよく理解している人を前提とするが、歩行や立ち座り動作が不安定な利用者を対象とする以上、不可抗力的な水平方向への荷重やふらつきが全く起こらない状態像を想定することは現実的ではない。想定する利用者の心身機能から考える、一般的な起居、立ち座り、移動、昇降動作、及び立位や座位の保持を前提として評価を行うものとする。 ・据置形手すりは、一般的には福祉用具専門相談員等の専門職が、心身機能や使用環境、動作等との適合を確認することを前提として利用されるものであり、明らかに利用に適さない人は想定されない。 ・想定する利用者：臥位・座位からの立ち・座り、移乗・移動及び立位保持、段差における立位での昇降動作、立位での水平方向への移動動作、並びに排泄姿勢からの立ち座り動作が、何かに掴まればできる人

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置					
1 ガタツキはないか	設置された状態のガタツキを確認し評価する。 取扱説明書等に記載された設置が許容されている床面で評価し、具体的な床面の素材等を特記事項に記入する。 製品全体のガタツキを評価し、手すり部分など、製品の部位ごとのガタツキやたわみ・歪み等は使用場面での評価とする。	A：ガタツキはない。 B：多少のガタツキがあるが、利用上許容できる。 C：許容できないガタツキがある。			
(2) 可動部分の操作や調整					
1 可動部分の操作が簡単にできるか	ひじ掛けの跳ね上げや、手すりの収納等の可動部分の操作が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。 介護者及び利用者が操作することとし、便座等に座っている姿勢で操作する機能については、想定される姿勢での操作を行って評価する。	A：簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 調整が簡単にできるか	高さや角度の調整など、介護者が行うことが想定される調整操作が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。 ※納入の際に設置事業者によって行われ、その後使用場面に合わせた調整の必要のない個所については、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。	「介護者が行うことが想定される調整操作」とは、利用者の動作や心身機能に応じて利用することに調整する箇所であり、原則として工具等を用いずに行う調整である。		

(3) 使用時の安定性				
1	手すりにガタツキや、たわみなどがないか	手すりを利用して動作を行う際に、手すりにガタツキ、たわみや揺れがないか、実際に使用して評価する。	A：ガタツキ、たわみはない。 B：多少のガタツキ、たわみがあるが、利用上許容できる。 C：許容できないガタツキ、たわみがある。	ここでは、ベースが動かない前提で、ベースと手すり部分の接合や素材の剛性によるガタツキやたわみ等を評価する。
2	手すりがベースごと動いてしまうことはないか	手すりを利用して動作を行う際に、手すりがベースごと動いてしまうことがないか、実際に使用して評価する。 繰り返しの使用によって、徐々に動いてしまうこともあることをふまえて、評価する。	A：安定性は保たれており、動いてしまうことはない。 B：利用方法や、繰り返しの利用によっては動いてしまう可能性がある。 C：容易に動いてしまい、許容できない。	
(4) 手すりとしての機能				
1	手すりとして握りやすいか	利用者が手すりとして握る部分について、その握りやすさ、力の入りやすさを評価する。 利用方法として、握ることのみではなく、「寄りかかる」「腕をのせる」等の利用方法も考えられる場合は、それらについても評価し、特記事項にその旨を記載する。	A：手すりとして握りやすい。 B：多少握りにくさを感じるが、許容できる。 C：握れない。	
2	手すりが動作を行いやすい場所に位置しているか	起居、立ち座り、移動や段差昇降、及び立位や座位の保持の際に手すりが使いやすい位置にあるか、実際に使用して評価する。	A：手すりを利用して動作がしやすい。 B：多少動作のしにくさを感じるが、許容できる。 C：動作がしにくく許容できない。	評価者の身長等に適した高さ等に調整された状態で評価する。
3	手すりは見やすいか	手すりが見やすいかどうか評価する。	A：昼夜を問わず、見やすく判別しやすい。 B：多少見にくさがあるが、許容できる。 C：見えづらい場面があり、許容できない。	
(5) ベースの形状・色・素材等				
1	ベースに踏くことはないか	移動や、立ち座り動作の際に、ベース部の段差に踏くことはないか、ベース端部の形状や、動線への干渉等を評価する。	A：踏みにくいデザインになっている。 B：多少踏きやすさがあると判断されるが、許容できる。 C：踏きが起こりやすく、許容できない。	
2	ベースに足を置いた際に冷たくはないか	ベース部を素足で歩行することを想定し、健康に悪影響を与える可能性のある冷感がないか、実際に歩行して評価する。カバー等が用意されている製品については、カバー等を装着した状態で評価する。	A：健康への悪影響は考えにくい。 B：多少冷感が強いが、許容できる。 C：冷感が強く健康への悪影響が懸念される。	
3	ベースは滑りやすいか	ベース部をソックス履きで歩行することを想定し、転倒を誘発するような滑りやすさがないか、実際に歩行して評価する。カバー等が用意されている製品については、カバー等を装着した状態で評価する。	A：転倒を誘発する滑りやすさはない。 B：多少滑りやすさを感じるが、許容できる。 C：滑りやすく、転倒が懸念される。	
4	ベースに足を置いた際にたわまないか	ベース部を歩行する際、転倒を誘発するようなたわみがないか、実際に歩行して評価する。 ※体重50～70kgのモデルを使って評価する。	A：たわまない。 B：たわみはあるが、許容できる。 C：たわむことで、転倒が懸念される。	

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1	利用者及び介護者の身体に触れる箇所が身体を傷つけないデザインになっているか 利用者及び介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に作業を行って確認する。 移動や立ち座り動作の際に接触することが予測される手すりやベースの端部の形状等について評価する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける可能性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、 C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
2	首や手足などを挟み込みにくいデザインになっているか 製品にある、手すり等の隙間や溝、穴等に、首や手足などを挟み込む危険がないか、評価する。通常の使用方法に加え、転倒時や誤った使い方など、想定される状態で容易に危険な状況に陥ることがないか、確認する。	A：挟み込むなど、危険な状態は考えにくい。 B：挟み込みが起きる危険性が否定できない。 C：日常的に、挟み込みの起きる危険性が高く、許容できない。			
3	屋外での利用で、炎天下で熱せられた手すりやベースで、やけどを負う危険性はないか 屋外等、直射日光のあたる場所で利用する製品において、手すり等の把持部や、身体に接する可能性のある箇所が熱せられ、利用者がやけどを負う可能性がないか、評価する。 ※炎天下等実際の場面で評価できない場合は、素材等を確認し評価者の知見から判断する。	A：やけどに対する配慮がなされており、危険があるとは考えにくい。 B：やけど等の危険があることを否定できない。 C：日常的に、やけど等の危険が高く、許容できない。			
(2) 安定性					
1	手すりが不安定になり転倒することがないか 手すりを利用して動作を行う際に、手すりがベースごと転倒することがないか、実際に使用して評価する。	A：安定しており、転倒することはない。 B：利用方法によっては不安定な場面もあるが、転倒するとは考えられない。 C：転倒の危険がある。			
(3) 危険情報の周知					
1	ベッド、便器、壁等との隙間による重大事故の危険性があることの情報、伝えられているか 周辺環境との関係により発生する隙間に挟まれる等の重大事故の危険性について、分かりやすく周知されているか。 取説、表示に関する項目であるが、ベッドとの隙間に身体が挟まりこんでしまう重大事故が発生しており、危険情報の明記が事故予防に重要との観点から、周知の有無を評価する。	A：わかりやすい情報が提供されている。 B：情報が提供されているが、不十分である。 C：情報が提供されていない。	危険を常に喚起することが出来るという点で、製品への表示がなされており、かつその表示が分かりやすい場合にA評価とする。		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 点検が容易にできるか	利用者や介護者が点検を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に作業を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：点検を行うことはできるが容易ではない。 C：点検を行うことができない。	保守の内容は、取扱説明の記載事項による。記載がない場合は、ネジの緩みなど、一般的に想定される事項について評価する。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際の作業を想定して確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清の内容は、取扱説明の記載事項による。記載がない場合は、汚れたときの対応等、一般的に想定される事項について評		

福祉用具臨床的評価事業 QAP認証製品一覧

No.	QAPコード	企業名	製品名称	型式番号	TAISコード
1	100010	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-PJJSU シリーズ 2モーター(85cm幅ベッド)	FBN-PJJ SU R20	00200-000165
2	100011	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-PJJSU シリーズ 3モーター(85cm幅ベッド)	FBN-PJJ SU R30	00200-000165
3	100012	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-JJ シリーズ 2モーター(85cm幅ベッド) 低床24脚タイプ	FBN-JJ R20	00200-000164
4	100013	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-JJ シリーズ 2モーター(85cm幅ベッド) 29脚タイプ	FBN-JJ R20	00200-000164
5	100014	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-JJ シリーズ 3モーター(85cm幅ベッド) 低床24脚タイプ	FBN-PJJ R30	00200-000164
6	100015	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-PJJ シリーズ 3モーター(85cm幅ベッド) 29脚タイプ	FBN-PJJ R30	00200-000164
7	100016	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-PJJSU ショートシリーズ 2モーター	FBN-PJJ SU S R20	
8	100017	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-PJJSU ショートシリーズ 3モーター	FBN-PJJ SU S R30	
9	110010	日進医医療(株)	車いす	NAH-L7W	00175-000255
10	110011	日進医医療(株)	車いす	NAH-L8W	00175-000273
11	110012	日進医医療(株)	車いす	NC-1CB	00175-000242
12	110013	日進医医療(株)	アーチクロス型車いす	キックル	00175-000249
13	120010	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	N85B	00532-000014
14	120011	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	R125E	00532-000015
15	120012	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	R165E	00532-000015
16	120013	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	N70B	00532-000014
17	120014	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	R205E	00532-000015
18	120015	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	R255E	00532-000015
19	120016	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R285SL	00532-000017
20	120017	日進医療器(株)	車いす	NA-L8	00175-000169
21	120018	日進医療器(株)	車いす	NC-1CBW	00175-000175
22	120019	日進医療器(株)	車いす	NC-1CB低床	00175-000250
23	120020	日進医療器(株)	車いす	NC-2CB	00175-000253
24	120021	日進医療器(株)	アルミ超軽量介護型車いす	NAH-L7	00175-000245
25	130010	アロン化成(株)	バスボードU-S	535092	00221-000120

26	130011	アロン化成(株)	バスボードU-L	535095	00221-000119
27	130012	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台R10	536440	00221-000312
28	130013	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rソフト10	536450	00221-000312
29	130014	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニ10	536460	00221-000312
30	130015	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニソフト10	536470	00221-000312
31	130016	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台R12-15	536442	00221-000312
32	130017	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rソフト12-15	536452	00221-000312
33	130018	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニ12-15	536462	00221-000312
34	130019	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニソフト12-15	536472	00221-000312
35	130020	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台R15-20	536444	00221-000312
36	130021	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rソフト15-20	536454	00221-000312
37	130022	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニ15-20	536464	00221-000312
38	130023	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニソフト15-20	536474	00221-000312
39	130024	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台R17.5-25	536448	00221-000312
40	130025	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rソフト17.5-25	536458	00221-000312
41	130026	アロン化成(株)	高さ調節付浴槽台R標準	536484	00221-000326
42	130027	アロン化成(株)	高さ調節付浴槽台R標準ソフト	536486	00221-000326
43	130028	アロン化成(株)	高さ調節付浴槽台Rミニ	536480	00221-000326
44	130029	アロン化成(株)	高さ調節付浴槽台Rミニソフト	536482	00221-000326
45	133030	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 2モーターベッド/ショートタイプ(木H/F仕様)	P100-22AA1	00631-000193
46	133031	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 3モーターベッド/ショートタイプ(木H/F仕様)	P100-32AA1	00631-000199
47	133032	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 1モーターベッド/ショートタイプ(樹脂H/H仕様)	P100-12BD2	00631-000189
48	133033	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 2モーターベッド/ショートタイプ(樹脂H/H仕様)	P100-22BD2	00631-000195
49	133034	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 3モーターベッド/ショートタイプ(樹脂H/H仕様)	P100-32BD2	00631-000201
50	133035	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 1モーターベッド/レギュラータイプ(木宮付H/F仕様)	P100-11AB1	00631-000185
51	133036	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 2モーターベッド/レギュラータイプ(木宮付H/F仕様)	P100-21AB1	00631-000191
52	133037	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 3モーターベッド/レギュラータイプ(木宮付H/F仕様)	P100-31AB1	00631-000197
53	130038	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R245SL	00532-000018

54	130039	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R205SL	00532-000019
55	130040	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R165SL	00532-000020
56	130041	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R125SL	00532-000021
57	130042	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R85SL	00532-000022
58	130043	(株)モルテン	トゥルースII	MTUT91M2	00054-000110
59	130044	(株)モルテン	トゥルースII	MTUT91M2	00054-000110
60	130045	(株)モルテン	トゥルースII	MTUT91M2	00054-000110
61	130046	(株)モルテン	トゥルースII	MTUT91M2	00054-000110
62	130047	(株)モルテン	トゥルースII	MTUT91M2	00054-000110
63	130048	(株)モルテン	トゥルースII	MTUT91M2	00054-000110
64	130049	(株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
65	130050	(株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
66	130051	(株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
67	130052	(株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
68	130053	(株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
69	130054	(株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
70	130055	日進医療器(株)	車いす	エコールチェアライト	00175-000313
71	140010	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP ノーマル	533550	00221-000219
72	140011	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP 補高スパーサーなし	533554	00221-000340
73	140012	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP ソフト便座	533560	00221-000220
74	140013	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP 暖房便座	533570	00221-000221
75	140014	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP 快適脱臭	533580	00221-000222
76	140015	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP 暖房・快適脱臭	533590	00221-000223
77	140020	パラマウントベッド(株)	T50シリーズ車椅子 自走用	KK-T500HB	00170-000615
78	140021	パラマウントベッド(株)	T51シリーズ車椅子 自走用	KK-T510MB	00170-000617
79	140022	パラマウントベッド(株)	T54シリーズ車椅子 自走用	KK-T540MA	00170-000624
80	140023	パラマウントベッド(株)	T54シリーズ車椅子 介助用	KK-T545MA	00170-000644
81	140024	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7100	00170-000768

82	140025	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7102	00170-000770
83	140026	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7103	00170-000771
84	140027	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (樹脂製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7110	00170-000768
85	140028	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7112	00170-000770
86	140029	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7113	00170-000771
87	140030	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7200	00170-000776
88	140031	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7202	00170-000778
89	140032	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7203	00170-000779
90	140033	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (樹脂製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7210	00170-000776
91	140034	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7212	00170-000778
92	140035	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7213	00170-000779
93	140036	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7300	00170-000784
94	140037	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7302	00170-000786
95	140038	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7303	00170-000787
96	140039	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (樹脂製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7310	00170-000784
97	140040	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7312	00170-000786
98	140041	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7313	00170-000787
99	140042	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7100	00170-000768
100	140043	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7102	00170-000770
101	140044	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7103	00170-000771
102	140045	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7110	00170-000768
103	140046	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7112	00170-000770
104	140047	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7113	00170-000771
105	140048	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7200	00170-000776
106	140049	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7202	00170-000778
107	140050	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7203	00170-000779
108	140051	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (樹脂製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7210	00170-000776
109	140052	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7212	00170-000778

110	140053	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7213	00170-000779
111	140054	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7300	00170-000784
112	140055	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7302	00170-000786
113	140056	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7303	00170-000787
114	140057	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (樹脂製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7310	00170-000784
115	140058	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7312	00170-000786
116	140059	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7313	00170-000787
117	140060	日進医療器(株)	車いす	NEO-1	00175-000322
118	140061	日進医療器(株)	車いす	NEO-2	00175-000323
119	150010	(株)島製作所	シンフォニー-EVO	EVO	00576-000036
120	160010	(株)島製作所	シンフォニー-AR	AR	00576-000038
121	160011	(株)ランダルコーポレーション	91・リバティーネオ 2モーター	CLBN-2209	00496-000308
122	160012	(株)ランダルコーポレーション	91・リバティーネオ 3モーター	CLBN-2309	00496-000309

平成 29 年度 福祉用具臨床的評価事業
事業報告書

平成 30 年 3 月 発行

発行者 厚生労働省老健局高齢者支援課

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL 03-5253-1111 (代表)

この事業は、公益財団法人テクノエイド協会に委託して実施したものである。